



刑事訴訟法改正関係資料 昭和二六年 793

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukuku Corrections and Rehabilitation Center

= 法制審議会刑事法部念委員幹事名簿 法制審議食第三回刑事法部会議事日程

3 刑事訴訟法改正。問題点

四 権利保我に関する世論調查 第一次報告書 昭六七二四

屋立世論調査所

五 権利保釈に関する世論調査 総理府 图立世論朝查所 昭六九一〇

カハセ + 法制審議会刑事法部会議事経過要旨刑事法部会刑事訴訟法小委員会構成員名簿刑事法小委員会で取上のることを決定した問題点 刑事訴訟法改正の問題点に対する意見

法制審議会刑事法部会開催通 知 日本弁護士連合会

議事経過要旨 法制審議会刑事法部会刑訴法小委員会第一回会議法制審議会刑事法部会刑事訴訟法小委員会開催通知

=

三 法制審議会刑事法部念議事経過要旨

面 第二回刑事法小季員会議案目録 (昭三一一二開催)

刑事訴訟法、改正に関する裁判所の意見集昭三二一の 最高裁判所事務終局刑事局

795

其二 (身柄関係調查資料)

昭二六一。 法制意見第四局

自白事件調查表

刑事訴訟法改正資料

刑事訴訟法改正参考資料

短期一年以上。懲役又は禁錮にあたう罪

二九 二 刑事法部会小委員会で議決した議案目録 裁判所。意見中,訂正 (但、昭二二八第二国委員会までの分)

797

二二五五 一回 1 K 三 10 元 要旨 要旨 法制審議会刑事法部会小委員会第二回会議議事経圖(身柄関係) 法制意見第四局(昭二二五印) 法制審議会刑事法部会小委員会第三回会議議事経過 銀等員 法制審議会刑事法部会刑訴法小委員会第四回会議議事 刑事訴訟法改正。問題点に対する回答意見要旨 第七回 第六国 第八回 第五回

793

龍谷大学矯正・保護総合センター

平 号 寸 2. 1. [] 粉 日 題題命会長日 金 点 点 是 是 一 獨 所 降 等 等 比 绘 五法 避窃 本昭会 15° 10 00 CE 会二三 限て 狠 一十 图 序の 置大刑 . 12 方明 ケ年事 法 ~ 湿 九 法 一月部 ~ 野 第二会 小木 粉 卷 - + 13 会七事 a a 会 F3 8 8 富年湿 0 發 级 二時三十分 饠 SC. 2 60 T 0 協 0

											300		
		榖		英	東	305		級	·酸				
		25	-	官	京	敬		8	26	-	15		21
		额	粮	地	393	75		更	22	歌			8
		-		方	方	15%		刺	刺				11
			255	195	2	32		999	197	和			N
	35	饭		199 ·		判	354	独	製				4
事	姓	754	15	159	所	BR	186	粉	7/4	所			开
	被:	被	-	料	利	判	報	24		~			d
	701	禁		75	335	355	\$55	挺					3
							100						B
							305						のなる
							155						2
							经						
												註	-
												本〇	4
	0	0							0			部印	4
												金位	2
12	弊	佐		TI	并	W	学	石	H			仁法	
				題								展等	
本	本	155			J.	H		BH	野			す 題	
												る鉄	
梅	嶷	百		清	文	常	縣	和				会に所属する点質	
次						次						E	
部	広	佐		旅	失	簓	-	外	縠			L	

800

京成平

審 践 器

學學大

歌學學 殺我感

0

幸 賢 薩 清

0

0

滋 高 江 小 植 莫三 山 鈴

辰三男郎正郎牡佐郎

川柳家野松山榆崎水

八寿

350

京 景

京高

高 粮

等 聚

枝 厅

聚 核

厅事

梭

131

数

0

佐安

藤 平

博 吉

政

TE

-- # 整 图 页 页

ツニニー京へ京

海学 京 京 京 赤 放

- 30 30

+ +

会会的一枚

升升士

餘 一 事 報 122 雅 长 節 所 等所 肠 斯 級 挺 陽 家 麗 游 學際際 00 长 长 果 佐 權 矢 直解解男

803

法 客京 等 帮。展

不都会移身

W

版

大学

長し

粮 焚 颐 附

保部委員会经

央 正

等 長 所

EL WE DE

雅斯斯

龄

耶 室

官主

法 独

被 长

提問

西八寒武位下中大能给本石长播宫田木田安木牧村坪田木田川岛井下 秀林茶 哲与浩察海芳 大明 隆胖夫光绿武夫一三三一黎教三

(核 察 疗)

京弁郡士会弁郡士

篇

資 初 庁 州 爭 部 錄 籌 票 曼

805

盐

as 235 老 器

2

4

2

D

升

EZ

A

Ł

2

接見交

を 改 E + 3 2 Ł 2

可否

=

2

係 -掘 m = 五 秦二項 £ 三 .

65 DE. 3 3 戚 Ł 8 v. n わた n v. 8 1 * 25 上 2 訴 2 0 否 立

=

2 方 族 K 2 60 τ 考證十 ~ 3 应 往 九

-

806

品盘

立 图

高 -- 29 和りて 寸 强 C 期 90 可 哥 何 H 宜

紀紀 長 〇 す八 6 % 0 町 集

妈 複 0) [3] [8] KC BI *

" 何

允

战

奖

飛

宣

發

0

K 497 20 C # 2 00 0 5 否 粮 姿

司智允疑现 るい類 晋 る 晋 VC = 98 対のし 红 一 左 K が げ

八篇团勾

809

可

否合切公均与 失こ 効と (N) = 生 と居 → 氏 3 卷 飞 不 と辞

0 0

可想

808

100

B

質に 第 2 区时 城 る 外和 敬 行 允 行 IC til. 利 4. 保 T 駅 明 文 を 龙 許 社 3 n 2

73

=

SC.

额

31

交

1

611

膣

17

走

訪

ih

圣

123

25

2

四 舒 保 保 ' 清 四 年 保、应等 沢切のへ 及 劉 改 九 び 京 密 四 与行 の 公 留修可三 額 止 否 項 行取 95 部 此处 0 0 地レい 煎て K -つ九 い大 7 52 檢 缀 官 VC. 音

浓

43

1C 23 七台 8 = p B 公城 TE 三品 4 項収 57 化 致 歇 爱化 行 \$ 2 你 3 V 此 加て 2 3 ~ 取 器 九 氯 八 収益 聖 . te K E 拡 [2] 標 + E + 3 Gz 5

鬼

定

- * 强 F 73 失決 動の 数 立 の告 FF IC 保 X 駅る の保 00 駅 强 失 20 効 可。 否 三 等 四 KE 54 2 v. -

中豆 皇化三 24 思い意 けて願 る。経 必 人 쯨 死 435 級 發 VC. 間 13

23 商 松 3 2

810

恐

合

3 三 w 2 D 呵 番 及 8 £ t 5 Ł T 5 0 立期間 可 n 育 を

部

一九 00 化町創い · 否 度 三い九 九て八 · 条 杂 項光明 0 11 -如 氏 文

八 杂 項

改 TE た否 CEE とつつ 0 1, 1, 可てて 否もへ 翠一 名九 押 印 の五 拒 絕 椴 53 T 8

T

0 长 4 Ξ 施 8 6 0 E 0 0 可到 否 条 F 0 築 M. 团 条 犯 ŧ 0 0 六 複

2

用融 の 周 傾防 向此 加 あ 40 0 n 7 V× 8 世 n 防 1t: + 8 た

司の 判べ に事 L 5-0 -在 九 服 3 ~ 場・ 合 例 にえ 必ば

0

法

1

官

寇

\$8

発

請

宋

す

5

檢 築

聚 盘 複 索 瓷 由 歌 す 検の対項 - DJ 八 否

器

0

23

照

账 二金 遊 証 據 AE 部 類 問す 19 5 求 緊 の会 創接 既 索 E 0 つ発 いて神の検 へ 証 二则 二度 大 を 条 劍 設 . 古 5 t C 条 . 0 = 否 八

0) 京 削 禮 庭 以 起 訴 前 0 做 等 間 手 統 司 法

十所十 圆 福 例 図因三 の C 遊 ば い度訴 也改图 の公の際側のの 間 幹 るの度 何 改 图 与 测可に 欧 廃 へ 実 解否つ 等 の 三の犯いに可 一等にてつ否 ~ " ち 班 劉杂 三 -杂

\$ \$

88

九兒關 条の = M 項題問 EA 項二 五 六 杂 100 瓜 て連 艞 犯 0 場 습

念 羆 俗 E 40

814

813

育

7 住

细

+

3

C 拒

告 胎

述

Wignese, Enidence , appending

8 Y.

O) 12

否 n 40 T

83

否

篮 樂 乃 重

な 公

又

往

ΤE

な 風

公

H にす

0) 訴 怨 活 勒 0 篦 23

815

-三手 る九鏡 八の 三 九 位 骏 楽 差 四 戾 0 移 〇选 杂 後 0) 際 雅 風 手 統 12 2 4.

三 C 五 杂 巣 來 定

Ξ 証

菁 訴 Ξ 二类 〇法 伝 法 8 淀 8. 改 正 0

否

。伝 E 髓 ---12 概 お祭す 竹谷る る号 自仁二 白っ一 及い条 びて以 自の下 器改の 正 拠 の定 否 改 TE す C 0 可 否 九

公 判 廷 拠 0 否 -Ξ 九 魔

E2 順

訴

制

13

度 を 復梅 括 放 す薬 3 こ 度 E 15 0 0 可い 否 呵 n ば 付

否

=+ 五の 掩 部 等 0 遊 40 T

探 湿 範 圃 0 拡 張 又 往 鋴 幣 制 若 杜

T

22

0

六

杂

· J. 长 縩

83

22

0 す 8

578 九八行 K 略 式 式 信

数

0 存 略 0 耍 否 異 鵩 間 -22 -秦

85

0 不 围 t 133 公二

权利保釈に関する古論調査

第一次報告書

昭和26年7月24日

国立古論調查所

819

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

一目次一

年 女	4
- 調査の公司	5
I 與簽目的	5
I 調查方法	5
E Sample Design	5
. / 調查或或	5
2 Sample *	5
3. Sample 数制的 複複	6
a. 葡華華以上	6
€ P.T.A全張副会長	6
IV 調查至遵の徵要	6
J. 企商並立に予備調查。	6
2、本與發表效	7
3. 3-520	7
4. 表 奇	. 7
5、等一次指示者作後	7
二、調查給深の概要	8
I、最生のお人後等広境に対する評価	. 3
人代人の検挙成績はよいと思う本不意分と思う本	8
2. 検挙成績の上にない要因は何か	8
3. 機能が積み上らない景図として新有跡の大阪に示れたもの	9
is Eoste	9
Ⅱ、社会の治安に対する不安の何難	9
□、複数裁判に対する人級組織の競換の有数	9

820

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryuknku Corrections and Rehabilitation Center

人 人権蹂躙の懸命は830へ	
2. (繋余の知るものに)法規を変えれば人権機機の繋合性	
T(Tab. 2013	-+0
3 (人種嫌違は後援(だけ)の何衷ではないかのに)人程	
球鍋は何に起因するか	10
17、機利保軟の存成とその保収等件について	
1. 収到保収の制度は存储した方がよいか。廃止した方がよ	
1.9/	
2、叙利保取の条件はもっと最終にすべきか。最和すべきか…	
3、(保敷條件は緩和又は場行道のというものに)保敷した	
原係の表面に対しくはたってにゅるかか	11
▽、信取信報金の運用について	1-2
VI、複整機関の行う数否似の予告についての質否	+2
西 新列事的股級の改正に対する赞否	13
三、他课《今线	
Ⅰ、治安の勧将(公民の提社)へ人权の機能へ	- 45
of Malakar A M. A.	-15
4. 収到保敷の存産とその保敷條件につじて	
C. 保収保証金の連用について	
d. 規章機関の行う黙否权の干合についての質否	19
正、新製師改正の発否と叔司保軟、販売取の予告に対する常見	
2の日前	
a、新門跡改正及対省(交対的なものも含む)の適合	
8、新訓教政王領成若(領域的なものも含む)の場合	
・ 重、動制調改正の質否と調査対象者の属性との利用	

a. P.T.Aと古事大の比較	2
8. 年令別の比較(高寧大のみ)	25
C. 有厂制9比较	23
d 機修専門李科別の比較(高事大のみ)	- 23
e. 毎月、非産用の別の比較(密察大のみ)	25
/. 蘋素別の比較	- 23
Ⅳ、新西部改正の第四と検挙点的、社会の治安、人权政権との	-
利肉	- 24
α. 新別族区正の管否と較早成績の評価	24
4 期間構設正の貸売と機挙或債のようない理由として軽割	
・数の大幅にかれたもの	-24
C. 新物体改正の製造と地をの不安	28
d. 新門的以正の質点と人植建筑の勢念	- 2
四、フェース、シート別実数根	- 26
1、高寒大	26
I. P.T.A	25
五. 紀入家の結果	29
1、調査業常留の拠局	- 29
2. 对最着火網音景記入仁等上与時间	29
3、関入制会とするのに他人と相談したもの	- 30
4、記入調査とするのに関係各類と前述水形にしたもの	30
六、開登家中国政武榜	31
/. 筹查集团故奉	-31
2. 負的収取に対する大衆的款	32

部約2×年/月/日接行の封削事計叙读は日本に比して特に、人权保持の見 地から大幅の故正がなされ種やの新しい制度が設けられた。

構し欠ら新別跡地対以京二学有半の選州成領に提み、親々の批判がなされ特 に被股者が被告人の人权推議に称なる会り、社会の治安に不安を求し、公民 の福祉も客われむという声が高く、現在期くその同政正が考えられるに至っ ている。政者では、該網察議会の認問事項として派上于針別諸政正衆は次通 僧園会には提出の気運にある。

本報査は、以上の勢前訴政正に対する質否及み等体的な問題点の一部で与る 数判体数と黙古確の予告制度について東京及の大限の一般有識者95%もを対 数に参見を調査したものである。

本報告書は解食の経過及び結果の収率につき遺報するものであるが、

交に評価目信求の介面をなし、追って最終報告を考表 する予定である。 一、調査の企画

[I] 調查目的

法禁門検督局の窓頭に基当、新到事訓訟法規行以来、2年有余の適用交 額に対し、基本的人級と公共の福祉との副観点より、周波度正及及具体 的に同頭としての収料得収及対點否収の予告報要につき、一般有識者の 黎夏を酵取し、新期事的試法以正に対する集悉資料を得ることを目的と した。この高次のク症を主要調査項目とした。

- /、最近の紅人炊季店機に対する評価
- 2、一般社会の治寺に対する不安の有意
- 3. 投售資料に設ける犯罪容疑者に対する人指蹂躙の都会の有数
- 4、奴別保収の 家とその保釈条件について
- 5、保釈保証金の連用について
- 6、接負機両の行う黙否権の予告についての賃益
- 2、新司事務政法の改正に対する貸否
- (II) 調金方法

一般有調者として高等事門学校大学等以上の者及なP、TAの正断会長を 調査対象に選び、調査に当っては、犯入減及の調修法を終河した。即ち 必要を設明を相当に適した顧问書(犯入の調査表)を少くそ一日は対象 者の手下におき、調査主題に対しては十分なる軟計と、命令的な判實を なし得る余格を与えずに犯入調査の前機には面疼資河を行って調査に対 する協力と、同答の呼ばに指象した。

- (I) Sampl Design
 - 人 調查地域 東京都二十三名及35大阪市
 - 2. Sampl *

-5-

824

823

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

	高寧华以上	PITALENÇE	क्षेत्र
東京	517	272	795
大孩	23	78	155
81	600	350	950

3. Sample 数概告の基礎

- 本所で実施した関係が課題をえるが、その学歴別合布の状態を推定 を所で実施した関係が課題をえるが、その学歴別合布の状態を推定 し割首数を決定した。この妨害、指定数は寝室26%大限/0%と なった。(何れし成学男子人口を/60とした場合、尚成学男子人口 は昭和22学問勢関係年令訓練点より筆成した。)
- 8) P.T.A全長副会長 全国学校名数より実家、大阪市内の公立。 小中学校教と第出し、これに定向して創造でた。

4 抽出の方法

- a)高等中以上、 適当を資料がないためこむを得す。認知25年度 当職を付実認の調査対象者中、否導中以上の名を対象者とした。
- 4) P. T.A 会長。副会長 昭和26年度の正訓会長未決定の学校へ易ったので寮助として昭和25年度のP.T.A 正副会長を抽出した。
- (報)以上対象者は全部男子のみとし、科検事件要士等の現職に与る者 は除外した。

(IV) 調査経過の概要

人 会議並次に予機関係 一切和26年5月/日 - 5月3/日

等/面 プリテスト 認知26年5月/日 等2回 - 5日 等3回 6 3日 等4回 9 10日

825

部が関 プラテスト BC的26年5月/6日

2、小說你突流

東京 昭和26年6月/日-6月22日 大改 6月9日-6月/1日

3. コーダング 昭和26年6月27日 — 7月7日 女装 計 ~ 7月/2日 — 7月/7日

5. (學一次)報告書作或認知26年7月20日 — 7月23日

-- 4 --

二. 調査結果の概要

(I) 最近のf8人校帯広境に対する評価

高療大	P.T.A
4.3	7.0
- 34,2	32,2
- 21,2	11.1
38.7	47.2
0,2	0.3
/.2	1.9
	4,3 - 3#,2 - 2/,2 - 38.7

100%

100%

2 全球店舗の上らない原因は何か、

Man 10 10 0 アカル かいかいいろ		
	高鄉大	P.T.A
新和斯中大阪	-36,0	48.5
警察保護が高い	20.4	-18.0
接查可能通知能可不完办	- 183 -	13.6
検査官の不足	7.6	5.1
 の現状からない 	-159	- 102
接在(等家)一般:分170不起	- 7.8	11.3
北着の光寒化(如無化)次の数の現化	13,2	13.6
社会一般の協力不足	145	- 12.4
その他	8.2	5.1
不明.	6.3	4.4
*	1502%	14225

827

(註) 一つ以上原因を及っているものがあるので計は/00%を起える。
♂、検挙式機の上らない使因として動制器の大階に分れた指はどの似か。

	寄华大	P.T.A
對而(前の長柱的)仍然に与れた	17.7	20.5
類然を新可能にそれた	8.3	27.9
舞雨游出江水水下。	- 63.9 -	51.4
計	100%	100%
[1]社会の治安に対する不安の有敵		
	高東大	P.T.A
不をはない(令べである)	24.8 -	24.6
大体不安住坛心(大体安心)	245 -	2/.0
参少不安である	18.0	15.6
不全である	29.8	36.4
その報	19 -	0.9
不 姐	0.7	
St.	100%	100%

(Ⅲ)投資数判に契付る犯罪収契者に対する人权誘調の要念の有限 人人权強縮の要念に知るか。

	高歌	P.T.A
数多れ名の	18.5	-15.3
受少等等	33.7	226
教会はない	34.9	3.7.3
幸って人な七年望しすぎる 一		17.2
×0%	0.7	1.2

9

不	OR.					6.0

by 100% 100%

(鍵) 製少の都含はあっても知って人权を尊望しすがなと云つた場合は人 校を尊重しすがなとした。

2 (鬱金の河るものに)法規を変えれば、人材障臓の敷金はなくなる

		而事大	P.T.A
要会体	をくなり	7.5	8.5
专少市	くなる	12,3	25.6
tr < tr	081	75.3	57.2
その世		0.4	0.8
不明	-	4,2	7.6
45		1000	100%

3、(人板跨順は弦堤(だけ)の同様ではないいけれから)人奴隷鏡は何に

犯因するか。

	高事大	RTA
澤明 6 问歌	16.0	16.4
「検査官の間の向政・	58.3	- 62.0
一般(力型宏锐者)の異當不足	15.3	15.1
40K	1/0.2	6.3
et	100%	100%

10 ---

829

(TV) 权利保証の存施とその保証条件について

/、 収別保政の制度は存続した方がよいか。廃止した方がよいか。

	高事大	PTA
あった方がよい	53.7	43.1
かくてもまい	21.4	29.7
ないかがない	20.7	22,0
206	2,4	3,8
本 明	1.6	1.2
8†	1000	1000

2、収別保収の條件はもっと収略にすべきか、緩和すべきか。

	高寒大	PTA
は利保款はもっとなく姿をを傷にした方かくよい	3.6	3,8
現行の程度の遊りでよい	18.3	17.8
秋利係数はもっとせばめるさかよい	58.7	619
296	- 3.1	2.3
不 呣	1.9	1.2
大利教は他したさのよいからこの同意には 多えられない	142	121

. 100% 100%

3、(福教操件は授助又は現代温りとからしのに)保教した場合の報告に対してはどうしたらよいか。 高事大 A.T.A.
「楽書はない。第書し仕からだい。 3.1 4.3 1.9 6.0 係数がからむを寄与し環境等をよくする 1.2 4.3 4.1 6.0 「現代数と呼ば現場にする 1.2 0.3 |

国网络6判的5保留1578 2.4 4.7

830

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rebabilitation Center

響撃で生現する	2,/1 2,21
()便成の一員格司受人、敬人、当人	(於)追陳物 2.8 /3.4 2.2 //
なるべく保軟しない方がよい	0.4 0,3
权利保政を廃止するか保政係	件 E 联络
その他保軟上かって物限とする	1.2 1.2
その他	0.7 0.3
不明 ————	3./ 3.8
観さしない	78.0 78.2
	100% 100%
(V) 保軟保証金の専用について	
	高專大 RTA
現行語りでよい	28.9 27.7
保証金はもっと位置にして保敷が 等された以上出行できるようにしたお	Kill - 286 - 201
係証金はいっと着くして簡単に出所が 出来ないようにした方がよい	2/,2 345
4016	6.7 5.9
本 明	2.6 0.6
個数の制度はすべて廃止したるか。 この同順には答えられない	
. 91	100% 100%
川) 複画機関の行う素面似の予告につい	いての豪密
	东事大 P.T.A
予告证据表 7. 易名	433 297
予告は不必要である	43.9 61.7
その後 12-	

831

不 明		18	1.9
		100%	100%
(31) told	6.0%0032		
	6.3%	高市大	P.T.A
電影技術報	なないなべまい	0.9	2,8
事情により	祭書のない ひうにす	0 33	2,2
現在では予	告任父娶	0.7	0.3
14018		0.9	0.7
VII)新司申訴訟法	の改正に対する資否		
一社会が定任	表少の不安はあって	も人な極度の高!	こ改正に気料するか
	人似は多少減性にし	でも社会の治安	と確保し、公共の福
	証の時に改正に管正	404	
		高導大	P.T.A
改正表对		30,8	-19.8
双正赞成 —		- 59.2 -	73.1
(E56	小心(以此)改正及片	3.8	1,2
その他くどうら	Aといえば改正等的 -		- 3./
140	it.	1.9	15

(額) 上表をまとめれば高事人では改工賃実は反対の物2倍。P.T.A.で は3倍額となる

-13---

832

100% 100%

	高導大	P.T.A
既正赞成的	34.6	- 21.0
政正友好的	62.5	-76.2
その他不明	2,3	2.4
ät	100%	100%

三 能采の分析

期間の病傷上するなか情は必然なかったのでなったのでなるまでに適ける。

[[] 当年の維持(公共の総址)か人権の推薦か

新刊的改正についての対象者合体の者見は姓に結果の 概率 に続く、記 返した通りであるが、更に調金の職員に鑑み 対象者の意見が、原本的人 種と公共の関値との同連に於く十分に考えられていないもの及び、智内同 に故ける論理的子者をしているものについてはこれを除外(除外の規律は 下記証表験)して集計(この集団を長孝人、PTA英にAグループとし、 除外された展団をBグループと以下呼称する)すれば次の白くなる。

834

833

CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE

正質成の率がすっと減少して、PTAに於ては管成は反対の約之を格となり 高条大に於ては改立質試者は慢点に反対者を投ぐ視象になっている。

要にご教等の意見の確信及を見る為に収立る対看には、「犯罪の機的や免 悪化のため社会の治学が多字だから、公共の确計という具から把罪容疑者の 人権を多か議立にし、複合や裁判をむつとやり易くするのは己むを修ないと いう発見」

又改工賃成者には「衰退ですべての人権は保険されているから、犯罪な疑 者の人権は軽く近接要しかければからないという意見」

星紅利させてその意見の動場設敷の準至見かに次の傾になる。 サーカート

-				1 - 17
	南 旗遊戲	動画を飲むし	財孫康執	動態高級なりし
改正文行	31.1	68.7	19.0	41.0
改正管成	- 24,4	75.5	20,1	79.7

(註) 改正を対看の方がヨグルールとなる量は少いが、イグループド 於ける最易の確信表は改正管試着の方が強くなっている。

が高馬専大安川PTAに近けるイブループに戻して在も確認的に改正及だ ・饗成という者は次の様になる。

(録) イクループとヨアループ

・ イグループと8111-72に合利するのに次の様な境界により800m 一万を決定した。

835

(個し、新到街及三東に対し替成及村の意水最明出来ないもの馬喜大 ル名 PTA お名は輸外した)

1. 調査主衛を基本的人機と公天の結社という的観点と引考えなかった というちの

2. 基本的人権と公共の場所との関連性が反射的 原情的にしか考えら まていないもの

3. 公共の場位との歯垢におて考えられず果に人種人権というもの。

4 人権党職の依いもの

京 務度に日本の次動化を提出るもの及び確要に保守的(対連的)な60

6 祝翠水発者と死人とほ同したもの

7. 神様な経験環境が強く意見を支配するもの

2. 新門町改正素及び権利係状、取合権の予告に対する意見が攻略にき 食しているもの。

> (高本大 ----- 09% PTA ----- 22%

以上3マの観点からAグループとBグループを分割した結果は次の 様になった。

	ATHIN	Bァループ	改る引力性連邦を表明しないもの	18
高東大	(244)	(161)	2.4	(4/5)
PTA	(143)	1623	2.5	(013)

(数) 共纵设证实数

る)権利保険の存用とその係然條件について

D 権利保険の制度は存促した方がよいか、廃止した方がよいか。

	The state of the s	
	高導大	PTA
あったまから	62.7	. 419
かくてもさい	184	33.6
	14.7	
	2.4	
	1.6	
計	100%	100%

ii) 権利保証の確保はネッと影響にすべきか、設定まできか。: -18-

837

権利係状はもつとなく疑めるようにいたかない ありた 現行の刻度の成りでよい 24.918.9 種利係がはもつとせばめるさかない -----ナターノ ---- 65.7 2.8 3.1 雄利条状は 廃止した かがよいあら 100% 100% C)係状保証金の適用について 高專大 PTA 駆け辿りではい ライター・・・・ ライタ 5 係を参加もつく依頼にして係状が好き 明RM上地町できむかにはかない 30.7 210 保証会はもつどあくして関単当性を出 7012 63 **米里** 20 ---- 0 保釈也の制度は言べて膨止した方 かないからこの可能にはおよられない 2.7 6.3 100% 100% d) 複合機関の行う取合権の子首ドフいての管合 · BA大 PTA - 13 - 6.9 - 20

不可	1.6 07
ē†	100% 100%
【註】 上表に見る様にAグループ・	にはくは高手大の十谷に対する意見
が含体の 傾向と 径になって、	子当は父本であるという意見が、
bの4 %を示した事は注意さ	Noughtopen.
[]) 新州町成正の筍台と養利保紙、窓合	機の子台に対する意見との期间
a) 新西斯贾丘及对者(及对的なもの	6分ひ)の場合
	清井大 PTA
権利係状の操作はもっと続わずもの。 和心権の予告は火車	*/ ***
確對係权數多複の予告共出導。 行以上11種件を取用にUSA	
複判係飲みや外門を最終にするか 又は廃止する	394 303
戦を確の予告のみる火率(無を増入は その一句をか定するものが、円円(-)	
權利係状、然合權の予問天に不及家 又同樣行至嚴認にする	
その他(判断不明)	4.8 3.0
. 4	100% 100%
(Aケルーアの場合)	
	尚專大 PTA
権利係权の条件 はもつと縁ね するが新る後の予めば火卒	
権制保釈東立院の予告共に超行 SKAIで機件を敷布になり	
権所係状の元素作を最低にするの、 スド地上する。	
- 00 -	
839	9

新古程の行かルイ火率(飲む確定は		
大小州中的晚下西南南北以下同じ)		205
権的保护、統合權の十百天に不久事のは	20.1	
その他(判断不断)		
計	100%	100%
名)新創新改正管成者(管成的なものも	かじ)の場合	
	尚非大	PTA
産司係教祭石権の予告共に強 くる定的	23.3	20.0
獲到提供 歌 由確の予告英に る定約又に條件を最格にする	321	49.2
権利係状のみ修作を振加又は 復行直り	5.3 ····	2,3
飲告者の子合のみな事(利害権又 し役の一切を包定するものは除く >	24/	d 6.7
権可保民 流音線の子音片に総行以 上に解行近最落にしない		25
その他(判断不明)		
31	100%	100%
(イナループ・の場合)	高章大	PTA
権刑係代数台籍の子舎共に旅	18.5	
種利保衣、窓合権の特殊に4枚約 文は修行を責格にする	32.5	
権利係状の人件件を検扣又は 銀行連り	7.4	1.9
黒白谷の子かの水中(紅か成のはそ の一切をお出するしのは吹く)	30.8	18.7
黄州依依 水石油 对各共和国的以		

上に標介を最格にしない スポ 4.8 その化(判断未明) 2.7 100% 100%

- (Ⅲ) 新到路改正の管治と調査対象者の展性との利用
- Q) PTA 大馬拿大の比較 これについては既に全向について比較記述して来た恋りである。
- 各)年令別の比較 (高導力の成)

1	数据(张明帝心)	改工等以(管的的会心)	その何不明	8+ (%)
200	42.5	50.7	1.5	100
3000	23.3	627	2.4	110
40 N	23.6	751	2.0	100
500	30.9	66.1	2.8	100
6000	3,6.3	73.6	0	100

C) 常羅利の比較 . (南界大の場合)

	表正次社的	改正 管或的	七の紀末期	3+%
南井	29.7	68.2	1.9	100
大学	39.4	\$7.5	3.8	100

--- 20 ---

841

(PTAO 186.)

1	战至次对约	改五替英均	その他不明	計(%)
18	274	11.8	4.6	100
中军	13.2	29.2	2.5	100
高车	24.8	74.3	1.3	100
大多	19.3	28.4	2.2	100

は)扇吟作竹写料別の比較 (高年大のみ)

	改正文件的	成五替长的	その他不明	34 (%)
法好	372		3, 2	100
74407h	26.3	63.6	0	100
观乐	3 242	60.5	3.0	100
tok		199	2.3	100

そ)権用 非雇用の別りに数(あ年人の一以)

1	改正及行的	改正营长的	その地不明	計(%)
型型27	324	694	1.0	100
SUPPRINT.	36.8	60.4	2.5	100
200.000	8.5.2	61.6	2,2	100

(は) 窓面的とは 機能用者の中、その職位針使用有例にあるもので、そ の他のものは 紙管性的とした。

f) 政策別の比較

職界は官公吏 叙述 その紀の俸給生活者、日出業 街工保容、その紀の もっに会頭したが、新列前改立に行する意見の最も新した水のます。又 各分類の民義か少、いて「新果長は有様する。

(N) 幹前對致正の誓否と映及成績、社公の治子・人権蹂躏との相向

(る事人)(る事人)

RAN H	改正为对的	改正管成的	その他不断	8t (%)
(人事) よい	44.3	550	0.7	100
(精工)不无分	28.5	638	3.7	100

(PTA)

の大田の日本	改正及行射	改五管政府	その他不明	D+(%)
(大体) よい	252	71.5	3.3	100
(株1)不验	18.0	79.7	2,3	100

も)制制的技能の管金と映影成績の上らない限由として新到料の欠隔によれたもの (高多大)

	改正及社的	及工管疾的	その地不明	新(%)
APPRINCIPLES	27.2	72.0	0.7	110
柳柳3400	35.6	60.5	2.8	100

(PTA)

	改正及符的	改正 智 成 109	その他不明	升 (60)
を 対 当 の 大	9.8	82.1	3.0	100
- Alejaning	30.7	621	2./	

C) 新州町改正の管台と治分の不分 (高等人)

	改正及坊的	改正權或的	その他不明	計 (%)
(热病)例(39.0	18.5	2.4	100
(多岁)不宁	31.1	66.3	2.5	100

(PTA)

	改正支约的	放正智矣的	その他「不明	B+ (%)
(7/4)4/4/	24.4	-72.7	2.7	
(多妇子中	190	28.5	2.4	

人) 何刊的次云の等金と人権殊城の務合(高春大)

	改正及坊屿	改五管成的	その後・不明	3十(%)
概念がある。	42.7	\$1.8	5.1	100
90%0420	-44.8	+42	0.7	100
一般のけない	28.2	68.9	2.0	100
教を大きる	2.9	920	0	100

(PTA)

	改正及对的	政主要货的	その他不應	計(%)
寒冷かある	33.2	66.5	0	100
列青台(初)	23.9	90.4	5.6	100
最後日ない	19.5	727	2.5	100
なるとうなる		88.8	0	100

-25-

四、フェースシート別実教表

1. 尚界大

◆ 規		矣 农	百分元
年龄(清)	20-29	126	20.3
1000	30~39	112	24.5
	40~49	97	23.3
131 37/ 1	150~ 59	21	17.1
	60 ME	19	4.5
等 庶	高水平	205	
	八分子	210	10h
瓶 素	官公吏		
	放印	24	1.7
	その他の弊給生活性	228	148
	日日东		
	俞玉经安		14.9
	その包	42	
	* *		
產用 和報	亚州的省份省		22.8
	\$157519619E	195	46.9
	年在前看	V55	
可读问底	- N		4.3
の職を	*	797	
心 载	费行 阿依老夏 (如 Milliam)		
(M.A.)	(对一致社会等)		
	班方浅岗		0

845

	及方向信用係の 国体投資 提內因來多數 (輔河相接程的) 業界代表本面 その他の以外的(国体)因於傳	7 22	1.6
	せのを(判断不明) 公職をし	18	1.2
犯權0個等記 受付已經濟	有微	217	52.2
生活组成	±	16	134
	中下	29	29.5

2 PTA

亦 頓		美 救	百合比
年今(高)	30- 39	12 .	2.8
	40~ 49	148	47.2
	50~ 19	121	38.6
	60 142	32	10.2
华 座	尚小平以下	64	20.4
7 4	P 4	82	26.1
1953	高專平	74	23.6
	大谷平	93	29.7
在 末	官众史	13	4.1
概 末	秋 师	17	23

- 27 -

せの他の博物生活者 63 20.7	10000
南工産者 179 よ2.1 文 の 他 10 3.1 素 数 8 3.5 著理的費用者 21 22.0 非 産用 22 2.0	10000
女の他 10 3.1 素 版 8 3.5 養用・ 資産的産用者 9/ 22.6 非産債 空音機的産用者 32 3.6	10000
産用・ 音便的を用者 ク/ 22.6 非産用・ 辛苦理的を用者 コン スム	10000
展用・ 客程的雇用者 ク/ 22.6 車名技術雇用者 ココ スム	10000
を用・ 非 企信 辛名度的最高者 ココ スム	10000
北産信 準告理的最限者 ココ スル	10000
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	41-/E 10 1
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	100
可读阅读 有 多/ 258	可法阅修
の衰患 微 232 74.1	の数度
公 版 (対一般社会的) 67 21.4	公政
(MA) 北方兼衛 . 39 12以	(MA)
東洋日市内外の田特級表 フ/ 22.6	
・ 役所寄供を最 (朝間 和新税的) コチ スタ	7777
** ** ***	9
その他の公果的(頃俗) ラノヨ 100.5 使者 季角	
その他(判断不明) 2 0.6	
便衛の被告 有 シラン 54.9	
銀位級 生 ノルノ ルチェ	设行任务
生工程度 年 99 316	ETTE
4 206 15.8	-1-4
T 8 25	

____ 28 ____

847

五記入問告の結果

1 調金素帶層期间

/ 时间未两	高界人	. PTA
	4. 0	
/	40.4	30.3
2 9	23.8	
3 11	144	
# U	7.9	7.6
to the more	8.49	15.3
at .	100%	100%

2 対象者が調査療配入に率した時間

	商 專大	PTA
10份未购	4.3	2.5
100ME ~ 20	分不過 / 6.8	22.6
20\$ ~ 30	\$	15.6
300 ~ /	新卤31.5	29.7
/听町 ~ /	野闯70分 /2/	16.2
/ 研究20分~3	野南 8.9	8.3
3 時間以上	f. 0	····· 3.1
不明	0.4	1.5
8†	100%	10%

- 23 -

3. 記入調告をするため他人と相談したもの

	高專大	PTA
法律專門家仁全部服 験	0.2	0.6
法律罪门家以外に全部相談		2.8
法律身门家上一部相联 …	0.7	0.3
法律郭门东以外仁一如相照	2.6	3./
利益しない	919	93.9
計	100%	100%

4、記入期益をするのに関係者権を陶瓷を考にしたもの

	· あ冬八	PTA -	
商産した	7.4	3.5	
向覧しない	925	964	
計	100%	100%	

、題会歌の因故於我

10			報告政	成 数二 石市		196	*	施政	MIN
1	* *	新西政教	文章数	4(%)	対が	大家校	A (%)	女女	4 (33)
1	兼 英	613	173	. 33.4	61	154	29.7	363	26.2
西	X	88	18	323	0	31	373	45	62.7
*	1 20	610	204	34.0	19	184	30.8	415	19.2
10	4 4	272	4.5	16.4	11	35	10.2	244	29.2
7-1		86	6	11.5	0	6	11.5	69	3.8.6
<	1 4	350	54	15.4	17	27	10.5	3/3	29.5
1	4 4	0,40	368	221	36	222	23.3	728	26.2

-- 30 --

849

850

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

患者技術になける大衆の民

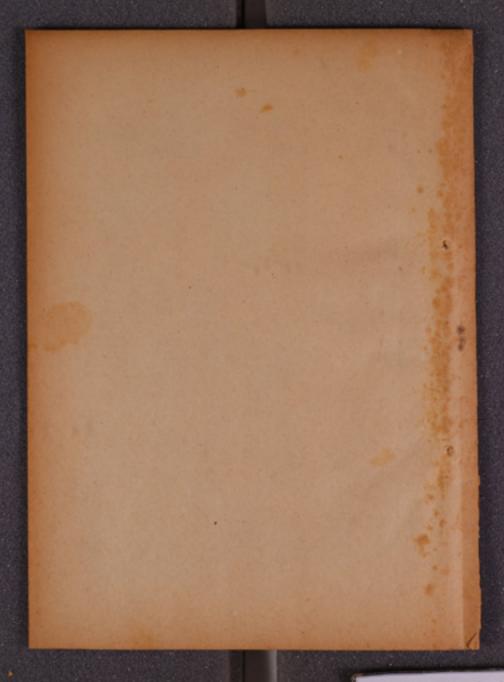
# A	· 免件不治立	佐藤 田本!	8		1 × ×	43	南西
-	#	_	-	~			
to	193	10	200	44	6	34	358
west	101	0	1		0	3	13
李雷	28	15	43	9	0	0	15
MANUAL STATES	35	4	0	1	~	3	2
東台	~	0	7	0	0	05	4
不住	777	A	28	14	9	20	80
女衛	14	0	3/	9	0	9	29
禁意	0	0	0	0		0	0
新 本 の の の の の の の の の の の の の	0	0	0	0	0	0	0
はる	50	*	69	*	1	4	3
医粒	10	1	11	1	0	1	12
18 40	0	4	11	~	0	3	10
X X	4	東大	4	表示	XX	一七	奏評
14	鸭	*		0		<	

- 32 --

851

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center



龍谷大学矯正・保護総合センター

権利保釈に関する世論調査



国立世論調查所(25.6.1)

政府の世論両在所から依頼されて命りました。この資政府では犯罪の捜索とか数判に関連して特様の非意見 をお伺いしております。お忙しいところ恐れ入りますが、宜しくお願い致します。

- Q 4. 他子一般的に戻って、近異の個人技事の波瀾については、大体良いと思いますか。それともまだ不十分だと思いますか。
- 9Q 1. (完全に臭いと思うものを除いて) 返請が上らないのはどもしてだと思いますか。……その他にはありませんか。
- Q 5. 社会の前官についてはどうでしようか。不要はありませんか。
- SQ L. (個人的なことの各質ったものに)一般的に見た場合、社会の論質はどもでしようか。
- り 6. 今でも存在を設定で、犯罪言記者の人様が認識される概念があると思いますか。
- 5Q1、(野食のあるものに) 改媒を変えれば、その懸念はなくなると思いますか。

次に親刑事訴訟法改正のため「無利保保」を中心に二、当対3、致します。指非者や事門家の登見は既に関注相当でいるいろ課在致しましたので、この後はこの調査派で、一般の方の課意見をお除い致したいと思います。

20	*	炒	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

(形入団造類の点輪と会番号の別人を忘れないこと)

1.他人との作	田 1名祭	2 10 15 1	の世代し 日報四様	2 その前 3 ×	11. 同間要素 1 有 2 法
			W. 判断の下しにくい実施) 2 M
V. 別查司	市與展問	п	1000		

Q 7. (質問二米①①のものに)音楽性の心理をおり取得された場合のいろいろな弊害については、どうしたら良いでしょうか。

Q & (質問ーで包のものに) どもらかと訳えば、あたたの情意見は1と2とのどちらの方に近いでしまるか。

1 ① 2 ② 3 その他()

Q 9. この同語 (質問一) を考えられるのに、基本的人様と会共の個数という図からお考えになりましたか。

1 考えた (この図からも考えた) 2 その他(

Q10. (Q9で(20ものに) どんな全場 (知由) から配用一の関格をされましたか。 (なるべく群しくさく)

16	17	1.5	19	20	21	22	23	24	25	26	27

853

Q11. 基本的人権と公共の部隊という点から考えられる別談として、他にどんを問題があるでしようか。 …………(新聞などで判断になつたことでも結構ですか)

(Q8T@06OHHFQHEFO H OAR()

CUT Q 13 - Q 14 HERE-TOXICECEVEROLOGE ()

Q32 原則一でDにされてA権を確認しないというのは、影響容疑者に対して気の情だという感じからなのですか。そうではないのですか。

(気の器だということのみ以外には……どういうことなのですか。……と群しくきく)

Q13、改正しない方が良いというのは、新州部には参考があっても法律の改正はしないで、他の英質を考えた方が良いというわけですか。それとも解析はないとは考えなのですか。

SQ 1、(弊害はないと言うものに) 参婆は全然ないわけですか。

28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39

5Q 3. (具体的対策がないもの及び不関のものに)よい対策がなくて報告を除けない場合にも、人権は続対に確定すべ、 きものであるから、法律の改正はしない方が良いとお考えですか。

Q14. 犯罪の地面を発展化めため社会の治安が不安だから、公共の制設という点から犯罪が後者の人権な多少額 特に し、 接近や裁判をもつとやり基くするのは目むを得ないと戻う人も関サますが、あなたは世来こういつたことを 考えら れたことがありますか。

5Q 1. あたたけこういう意見に対してはどう思いますか。(たるべく罪しくきく) (但我の問題と深いますと……罪しくお称いしたいのですが……)

40	41	-62	43	44	45	46	47	48	49	50

855

(NY Q 15 - 18 (1頁明一下仍又は登には、登見の名のにきく)

Q15、製造一で低にされて**人権を多少権役にして**も仕方がないというのは、収益等するだされないという感じからなので すか、そうではないのですか。 (食性等すなゆるされないということのみは当には……どういうことですか。……と呼しくかく)

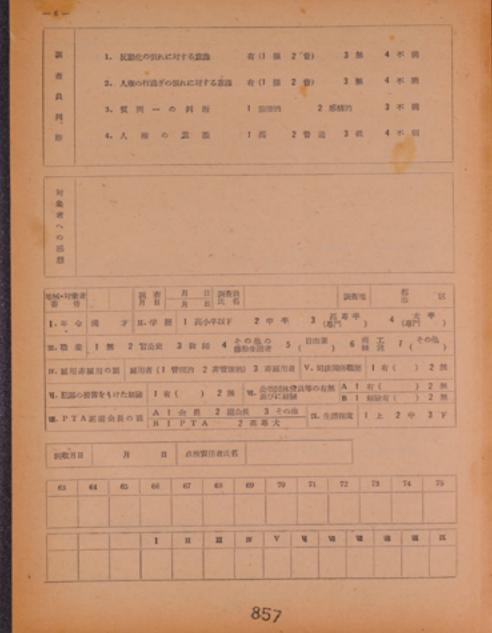
QM. 犯罪容疑者の人権は、認めなくてもよいと思いますか。

Q17. 接着や裁判のやり方は、日州野の時のままでよかつたと思いますか。 (日州野は不明というものには――解っている範囲で見続ですが――)

Q14. 遺法ですべての人様は保障されているから、犯罪的政治の人権も他く危険退しなければならないと戻る人もいますが、但余こういつたことを考えられたことがありますか。

501. あかたはこういう意見に対してはどう思いますか(なるべく詳しくさく) (程度の問題と近いますと……詳しくが称いしたいのですが……)

52 52 53 54 55 56 57 58 50 00 61 62



権利保釈に関する世論調査

(意注の上入記)

「概答を記入する前には必ず一次を認を致んで下さい。同答が「その他」になつた時は、その内容をなるべ何々の調査無の結果は秘密にされ、全体として無計されますので、個人的には相対に透過はかかりませんから、お考えの信を自由に言いて下さい。

総理府国立世論調查所

あなたは現在のいろいろの欧沢を考えて刑事訴訟法の改正についてどう思いますか。

一、【新州事訴訟法の改正】 青澤本作の捜査及が裁判の手続を規定した現在の刑事関談派は、その制定に持つては基本的人権の擁護に相当の考慮が禁 われたと思われていますが、一回そのために現在の生体では携金・跛針を困酷で、ひいては社会の治安にも不安を乗し、公共の総数も得されるとい

たとえ現在・裁判は困難で社会の治安に不安はあるとしても、ない方はよい。 扶権を改正した場合人権の推進が不十分になるようなら、改正し

答

龍谷大学矯正・保護総合センター

(2)	ito.	EA1	2)
4.	3.	2.	1.
200	S H	日間	12.00
配入にはなるべく風船等を使用し	は数字	お客との誰を目由に覆いて下さい。 個々の調査器の結果は秘密にされ	問着を犯人する前に社必ず一応全部を読んで下さい
200	0	100	十九日
放行	To Mark	の元を	明に社
Ser.	- 10	経営に	48
見し	100	5 3	1500
アドカン	107	会体	200
1.	2	4	4 PH
	P.	報打	200
	20.	21.4	•
	H	40	
	250	2	
	#F 60日で明み、同春似に必ず一つにして下さい。同答が「その他」になった60日で明み、同春似に必ず一つにして下さい。同答が「その他」になった60	「職務の約果は秘密にされ、全体なして挙行されますので、個人的には紹介 職を自由に募いて下さい。	
	1 13	は朝	
	te	対山田田	

ふの内容をなるべ

「製剤事器・設法の改正」 指導専行の捜査及び放射の手続を模定した現在の刑事訴訟はは、その制定に当つては基本的人様の関連に相当の市底が払 われたと至われていますが、一関そのために現在の液体では関査・裁判が困難で、ひいては政会の治安にも不安を乗し、公共の腐敗も抜きれるという

あなたは現在のいろいろの欽定を考えて刑事訴訟法の改正についてどう思いますか。

25 先と主義者・裁判が掲載で戦会の治安に不安があるとしても、決律を改正した場合人権の検護が不ない方おとい。

ま 就会の治安に不安が 大場合人権は多少権性になる提があるとしても、改立した方がよい。

その他

[権利保釈] 間、間末ずれば原則として一時釈説されるという制度です。 間、間末ずれば原則として一時釈説されるという制度です。 間、間末ずれば原則として一時釈説されるという制度です。

いては、釈釈しなければならないことになつています。(同語六〇条)と、特殊なもの(明部八九条一、三、四、五のに試賞するもの)を除傷釈されない場合も、判決が長びいて勧誘されてから示き月過ぎる 右の権利保釈の案件にあたらない場合でも、裁判所は容易者の権利保釈の案件にあたらない場合でも、裁判所は容易者の裁判 できます。これを裁数保釈といいます。(刑路丸〇条)

保証の報は、別頭の性質及が検状、証拠の証明力並びに接合人の性格 保証の報は、別頭の性質及が検状、証拠の証明力並びに接合人の性格 が支援を助めなければ、物鉄や管理場から用除することが対決ません。 発

信頼を對す場合は、報告人の非認を期限したり、その他獲得と解める条件を付けることが出来ます。 (新路太田(巻)

五百円以下の転会、物面又は料料に当る機能の時は、原則として対 のまれません。(何 毎犯提供上の犯罪)(何数人○集)

刑決第八九隻 保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、 れを許さなければならない。

のであるとき。(例、内乱、外患、飲犬、悩水、殺人、 競会人が前に死刑又は無期苦しくは長期十年を動える螺栓折 設告人が死刑又は無理の懲役者し くは整調にあたる脚を抱したも 强高放死)

は精明にあたる罪につき有罪の宣言を受けたことがある

益、必場、許赦、横信等の常習) したものであるとき。「何、前何並びに会務執行妨害、誘かい、 右何為びに消労得止、公文書偶応、祖益等の前科) 報告人が常智として長期三年以上の建役又は朝間にあたる類を見

被告人の武者及び住跡が刺らないとき。 接去人が罪訟を即派すると疑うに見りる相当な理由があると

蘇判所が創金な良識で教皇保釈を法用することとでればよいという批判も生じて来ます。勿論されに対しては、又現在ですら期刊事節読取の部所は、とも 紅錦敷されることになり、又供刺後の再別逃亡が多い場のことから、一般の指安の維持や公共の腐敗を守るためにも、推利供釈の条件はもつと翻案にし、 叔上のような施利県釈の別席の下では、実験問題として、暗信、提信、非故、横領、恐怖、恭行、係等、指姦等の教者人も、請求すれば取前として一律 **位だから、微量にまかせればその焦燥が延々加わる。従つて解料体釈るもつと回く取めるようにしなければ**

答 ないいるないの あつた方がよい。

ない方がよい。

その他

75

H SENS

2

0 8

穀の胎安にも影響をするから、繋音取の予告は不必事である。

遺法に朝文があると

あるから、無実

権利保護の條件(刑跡八九條一一宣号、前接條文参照)についてはどう思いますか

853

龍谷大学矯正・保護総合センター

その他

- 【権利保釈】1. 庶時保釈とは、知知された容疑者が勧訴された時、 特別な犯罪者(下院の刑訴人太差命刑)を除いては剥洗がある危の 問、請取すれば原則として一時釈談されるという前庭です。
- 右の施利保税の要件にあたらない場合でも、裁判所は容疑者の罰ま により、又は自分の判断で創品と認めるときにほ、保税を許すことが できます。これを機能体制といいます。(別路太〇美)
- いては、釈教しなければならないことになつています。(明鮮大〇条) と、特殊なもの(明鮮八九美一、三、四、気号に説明するもの)を除 住釈されない場合も、何決が長びいて起訴されてから三ヵ月過ぎる
- 保証を納めなければ、複様や留置場から出所することが担果ません。 保証を納めなければ、複様や留置場から出所することが担果ません。 様式を関係を適け、犯罪の性質及び核状、証拠の証明力並びに独告人の性格 及び表現を考慮して決められます。(同路丸出金)
- 信頼を終す場合は、数告人の体質を組織したり、その他適当と認める条件を付けることが結果ます。(単額九三条)
- 五百円以下の飲金、物価又は特勢に出る機能の時は、原則として勾置を担すせん。(何) 軽配節法上の総節) (刑器大〇条)

馬振帆八九條 信収の請求があつたときは、左の場合を除いては、こ れを許さなければならない。

- 設告人が死刑又は無辜の郡校若 報為放光
- 一、 教告人が前に死刑又は無期苦 右何並びに通貨係症、公文書係近、 は精細にあれる群につき有難の宣告を受けたことがあるとき。(何) 提出をの信託)
- の、 西場、計取、様(1等の情報) したものであるとき。(何、政何並びに会務執行結構、跳かい、 したものであるとき。(何、前州美びに会務執行助等、跡かい、前 検告人が常管として長期近年以上の應収又は種間にあたる罪を担
- 被告人の共名及び住籍が何らないとき 被告人が罪訟を指揮すると疑うに足り

れば目刑器時代と詩じ人様任等の何もある位だから、裁監にまかせればその危険が並え加わる、はつて権利位別ももつと広く認めるようにしなければな

裁判所が健全た兵器や救急保釈を応用することとすればよいといく批判も生じて来ます。勿論それに対しては、又現在ですら新司事訴訟はの難当は、とも に体釈されることになり、気保釈後の罪忌逃亡が多い等のことから、一般の治安の維持や公共の総数を守るためにも、推判位釈の条件はもつと難案にし

叙上のような維利保釈の制度の下では、実践問題として、空空、確意、許赦、推領、恐鳴、垂行、傷害、張森等の救食人も、祖末すれば原則として

異博二 イ あなたは政策保護の外に、権利保護の制度は客能した方がよいと思いますか、それとも権利保護は設立し

なくてもよいっ あつた方がよい

ない方がよい。

その他

報用二 (B) 権利保障の條件(刑訴 前掲版文参照)についてはどう思いますか。

÷ 0 -

殺の治安にも無償をするから、 数否施の子者は不必要である。

の予告は必要である。 の連が自由を領帯されないとか、人権経緯を防ぐためにも、数否相 遊点に研究があるとしても、 それを知らない者もあるから、無実

に係収されることになり、又得根拠の問題語でボ多い等のことから、一般の誰安の維持や公共の総紋を守るためにも、作利保釈の条件はもつと動家にし、 **以上のような維利体釈の制度の下では、実施問題として、虚恋、器态、詐欺、精切、恐怖、暴行、傷害、傷命等の技者人も、請求すれば原則として一律**

鐵利於お健全な具語で鐵載條款を活用することとすればよいという提到も供じて来ます。勿論それに対しては、又現在ですら類同事訴訟扱の確实は、とも のないという意見もあります。 すれば目刑部時代と同じ人権役害の何もある位だから、総数にまかせればその危険が翁々加わる、従つて権利益択ももつと広く無めるようにしなければな

あなたは戦争保護の外に、権利保護の制度は存践した方がよいと思いますか、それとも権利保護は設立した方がよいと思いますか。

なくてもよい。 あつた方がよい。

その他 ない方がよい。

気田二 権利保釋の條件(到訴ハ九條一一医号、前掲後文章版)についてはどう思いますか。

権利保釈はもつとせばめる方がよい。 現行の領度の通りでよい。

答

権利依拠はもつと広く認めるようにした方がよい。

その他

職利保釈は(又は截量保釈も)拠土した方がよいから、 477

阿訴人九条一一五のについては次のような意見がある。

機能也、過場等の犯罪に対しては推判保釈は認めない方がよい。

証明環境を照由に、保釈が必要以上に許されない違がある。

ちないときに飲めた方がよい 照りの武名及び住籍が割らないときの条文は、武名又は住房が割

(後) 考えられる改正案としては、条項を加除すること、並びに条実の であるといわれている。 個の犯罪権限のみを対象とする無定を入れることは、技術的に回籍 門類を収めて試出する犯罪の疑問を失えること等がある。但し、

質問二 保証金の運用についてはどう思いますか。

答

保証金はもつと使期にして保釈が許された以上出所できるようにした方がよい。

を方針まい。

その他

70

侵犯の創度はすべて関生した方がよいから、この問題には答えられない。

(献否確)

提出なく呼用しに応じない時に、 います。任つて、逃亡したり、裁判所の定めた条件に違反したり、 佐証金は完全係根中の路亡などを助北する場のものだと会われて 信証金の全匹又は一部を投取する

右の再は、従邦として保証金は近漢されます。

保証会は保税請求者でないものが納めてもよいことになっていま

一方ないし二万円程度です。 保証金の動は、実態の運用何では殺戮千円、設高三十万円、管施

技術も質を必要はないとか、自分の答えたくない質問には答えなくてもよいとか)を告げなければたらないことになっています。 鑑測者報告知の規定がある。検導や整筋官が収調べる時とか請判長必要用を始める時には、 現在特に既企議関(検手を整整官の場合)が行り予告については、いろいろ意見があり、一何をあげると方規のようなものがあります あらかじめ複雑者に飲香様があること(言いたくないこと

「何人も自己に不利益な供送を模型されない」と、根据容積者の権利は遊放で保険されています。新用率訴訟法には、それを具体化して供

各についてどう思いますか。

予告は必要である。

答

予告は不必要である。

その性

펜

名や住所も言わないものもある)と模型に無用の手数がかかり、 影響を受けて自由しなくなる関があるばかのでなく、適用される(氏 すると、穀均任意に犯罪を自由するつもりでいた者をでが心理的に 無法に自由は機能されない皆の明文があるし、このような手告を

の連が自白を構張されないとか、人様経識を切ぐためにも、数否様 徳法に研究があるとしても、それを知らない考もあるから、知识

、人権難職を助ぐためにも、飲香棚 龍谷大学矯正・保護総合センター

CZ	121	0	J:	7.1	i
4.		3.		2.	
4.			20		
	くまし		我搬走		
	くおしく言		お考えの他な		
	く話しく書き込ん		お考えの機を育中		
	くはしく書き込んで		お考えの値を自由に書		
4 犯人にはなるべく高齢値を使用して下	く詳しく書き込んで下さい。	3. 同等は数字を〇印で担合、同答信に必	お考えの値を自由に書いて下さい。		

んで下さい。 して集計されますので、個人的には朝対に地感はかかりませんから

一つにして下さい。回答が「その他」になつた時は、その内容をなるべ

一、「穀刑事訴訟法の改正」

あなたは現在のいろいろの状況を考えて刑事院設法の改正についてどう思いますか。

われたと伝われていますが、一回そのために現在の法律では捜索・放料が回指で、ひいては最高の治安にも不安を来し、

網帯等件の捜査及び教別の手続を展定した現在の刑事訴訟法は、その制定に当つては基本的人権の推議に相当の念緒が払

要数金の治安に不安があるというなら、法律を改正した場合人職は多や機枚になる掲があるとしても、改正した方がよい。 たと主教表・裁判が困難で社会の治安に不安があるとしても、決律を改正した場合人権の被訴が不十分になるない方がよい。

その他

*

【権利保釈】 L 権利信託とは、知問された容易者が認識された時、 特別な問題者(下側の別談人先来参照)を除いては刺決がある他の 間、間末やれば照測として一時釈放されるという制度です。

右の推判信頼の寄件にあたらない場合でも、設邦所は容積清の指表 できます。これを数量信頼といいます。 (同額丸○条)

任果される場合は、機利保釈の場合でも、数数保釈の場合でも、発展で表現と、別期の性別及び情状、証拠の証明力並びに被告人の性格をあるがられば、複数や個質場から所所することが用来ません。 いては、釈迦しなければならないことになつています。(明顕六〇条) を続けなもの《刑部八九条一、三、四、五分に説明するもの)を除る収まれない場合も、判決が長びいて起訴されてから三ヵ月過ぎる

の場合を付けることが国来ます。(新数と三条)

五百円以下の飢念、拘御又は科料に当る倫類の時は、原則として勾相されません。(何 軽思類は上の犯罪 (同路六○金)

期鈍裏八九铢 保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、 れを許さなければならない。

、被告人が死刑又は無期の懲役若しては機調にあたる罪を認した

は精明にあたる際につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。(何) のであるとき、(何、内私、外患、放大、指本、殺人、福森敦化 被告人が命に純明又は無難苦しくは長期十年を超える職役苦し

右側並びに適宜信息、公文書信息、鎌島等の前科)

島、西場、許潔、積信等の常智) したものであるとき。(何、前何並びに会務執行結婚、 **教告人が営替として長期三年以上の懲収又は襲闘にあたる罪を犯** 調かい。

五、 微炎人の氏名及び信息が何らないとき。 四、教会人が認証を開放すると疑うに見める相当な理由があるとき

すれば田南്野時代と同じ人権侵害の何もある位だから、職業にまかせればその危険が延々加わる、位つて取利保釈ももつと言く認めるようにしたければ 教判所が健全な非議で教皇保釈を認用することとすればよいという批判も生じて来ます。如源それに対しては、又現在ですら新州事務語店の第四は、 に優雅されることになり、又将釈義の答説地亡が多い等のことから、一般の治女の維持や公共の脳社を守るためにも、推科世釈の条件はもつと韓家にし、 **対上のような種利保釈の制度の下では、安総総数として、信益、務益、詐欺、機領、恐鳴、暴行、傷物、傷姦等の體費人も、請求すれば以明として一律**

東京二 あなたは戦撃保護の外に、権利保護の制度は各総

なくてもよいっ あつた方がよい。

ない方がよい。

その他

삥

質問二

権利保存の條件(別訴八九條一一五号、前掲修文参照)についてはどう思いますか。

現行の制度の語りでよい。 権利保釈はもつと広く認めるようにした方がよい。

権利保釈はもつとせばめる方がよい。

その他

刑罪人九条一一宣むについては次のような意見がある。 傷意会、恐場等の犯罪に対しては推判依頼は認めない方がよい

証無職械を廃由に、存釈が必要以上に許されない識がある。

五号の氏名及び住籍が何らないときの東文は、氏名又は住前が何

859

公共の総数も関されるという

- 社会の治安に不安が
- その他
- 【権利保政】 L 地利保収とは、気信された容談者が起訴された時、 特別な犯談者(下概の刑訴人名集条用)を除いては判決がある。迄の 類、請本すれば原樹として一時釈説されるといく制度です。
- 右の権利体权の著作にあたらない場合でも、裁判所は容易者の指すことが により、又は自分の判断で適当と認めるときには、体釈を許すことが できます。これを裁載体釈といいます。 (別野九○条)
- いては、釈迦しなければならないことになっています。(明幹な)あっと、特徴なもの(刑路八九美一、三、四、五分に試信するもの)を除住根されない場合も、判決が長びいて創設されてから三カ月過ぎる 釈放しなければならないことになっています。(刑務六○条)
- 保戒を許す場合は、投告人の住所を傾開したち、その他適当と飲める条件を付けることが回来ます。(即路九三条)
- 支育門以下の新命、物物又は料料に当る整算の時は、原則として知 まれません。 (例 軽視緊張上の駆逐) (刑勢大〇条)

類誘葉八九铢 保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、こ れを許さなければならない。

- のであるとき"(例"内耳"外原"放大"指京"殺人" 被告人が死刑又は無端の懲役若しくは精訓にあたる罪を犯した 提高放托!
- 者何並びに通管信息、企文書信息、鎌色等の前科) は精明にあたる際につき有難の宣告を受けたことがあるとき。(何) 競告人が前に便用又は無期苦しくは長期十年を超える郷役苦
- 四、路場、計談、核信等の管督) したものであるとき。二何、絵何並びに炎物孰行妨害、調かい。 被省人が管督として長期三年以上の懲役又は禁禁にあたる罪を犯
- 極我人の民名及び作物が何らないとき。 被告人が認証を翻滅すると疑うに足りる相当な理由がある

らないといく意見るあります ずれば日南製時代と同じ人権投害の何もある信だから、執金にすかせればその危険が益々加わる。従つて専利位釈ももつとよく認めるようにしなければな 職利用が健全な真菌で戯葉保釈を活用することとすればよいという批判も生じて来ます。何知それに対しては、又現在ですら期内事群設理の確認は、 に侵載されることになり、义信釈彼の高私送でが多い等のことから、一般の治安の旅行や公共の総社を守るためにも、専利住板の条件はもつと最高にし、

設上のようを推利保釈の創度の字では、実効問題として、容些、幾些、詐欺、精情、恐怖、暴行、傷害、協会等の教告人も、請求すれば証別として一律

質問ニイ あなたは政党保障の外に、権利保護の制度は存託した方がよいと思いますか、それとも権利保証は拒乏した方がよいと思いますか。

- あつた方がよい。
- なくてもよいっ
- ない方がよい。
- その位
- 쀙

質問二 権利保護の條件(對路八九條一!五号、前掲後文参照)についてはどう思いますか。

- * 権利保釈はもつと広く認めるようにした方がよい。
- 現行の制度の通りでよい。
- 権利保釈はもつとせばめる方がよい。
- その他
- の問題には答えられない。 権利保釈は(又は鉄並保釈も)廃止した方がよいから、こ
- 刑罪人主張一一宝もについては次のような寂見がある。
- 提信也、恐場等の犯罪に対しては維利位釈は認めない方がよい。
- 証明職械を理由に、作根が必要以上に許されない識がある。
- らないときに使めた方がよい。 五号の氏名及び供謝不何らないときの未文は、民名又は住的不何
- (性) 考えられる側田県としては、泰項を加除すること、並びに東文の 他の別類権間のみを対象とする規范を入れることは、技術的に困難 到期を改めて該当する犯罪の範囲を投えること時がある。作し、 であるといわれている。

景間二 (14) 保証金の運用についてはどう思いますか。

- * 現行語りでよい。
- 発展金はもつと使源にして保釈が許された以上的所できるようにした方がよい。
- **売店がよい。** の記念はもつと高くして簡単に国所が国来ないようにし
- その他
- 住釈の制度はすべて廃止した方がよいから、この 河 題 には許えられない。
- 腰目なく呼四しに近じない時は、保証金の金田又は一郎を四根する います。行つて、逃亡したり、政務所の定めた条件に違反したり、 保護会は光来保釈中の第二などを助金する場のものだと公われて
- 右の外に、原因として保証会は京都されます。
- 保証会は保釈請求者でないものが納めてもよいことになってい
- 一万ないし11万四種皮です。 但証金の類は、実際の運用何ではお似乎円、投資以十万円、背迫

【数否確】「何人も自己に不創法な供送を提定されない」と、犯数容額者の應利は施担で保障されています。供利率訴訟点には、それを具体化して供 現在特に接金機関(検導や整際官の場合)が行う予告については、いろいろ意見があり、 は何も言う必要はないとか、自分の書えたくない質問には答えなくてもよいとか)を告げなければならないことになつています。 魏程各権古知の規定があり、検察や簪結官が収録べる時とか敦判長が御理を始める時には、あらかじの殺婦者に飲合核があること(言いたくない こと

に侵収されることになり、又但根税の再犯逃亡が多い等のことから、一般の治安の維持や公共の総赦を守るためにも、権利保釈の条件はもつと顧家にし、 すれば田州群時代と同じ人権侵害の何もある位だから、設量にまかせればその危険が益々加わる。従つて権利保収ももつと伝く認めるよらにしなければな 裁判所が健全を共譲で裁訟保釈を認用することとすればよいという裁判も生じて来ます。勿知それに対しては、又現在ですら期刑事訴訟抗の議会は、とも 設士のような維利保釈の制度の下では、実総問題として、容益、理益、詐欺、擒領、恐略。恭行、傷男、傷豪等の被告人も、請求すれば原則として一律

質問ニーイ あなたは戦量性罪の外に、権利任罪の制度は存敗した方がよいと思いますか、それとも権利保護は廃止した方がよいと思いますか

あつた方がよい。

その他 ない方がよい。

77

(B) 権利保存の條件(別路八九條一一五号、前掲條文参照)についてはどう思いますか。

既行の制度の通りでよい。

権利保釈はもつと広く認めるようにした方がよい。

答

権利保釈はもつとせばめる方がよい。

その他

쀙

の問題には答えられない。

阿勝人之第一一五のについては次のような窓見がある。

整合意、過場等の別類に対しては推判依頼は認めない方がよい。

証具確就を理由に、伊釈が必要以上に許されない既がある。 五号の氏名及び住跡が何らないときの東文は、氏名文は住房が何

らないときに使めた方がまい。

(社) 考えられる改正案としては、条項を指除する であるといわれている。 信の前類稀類のみを対象とする展定を入れることは、枝黄的に図数 別期を改めて図写する影響の臨門を収えること等がある。但し、

質問二 保証金の運用についてはどう思いますか。

答 現行過きでよい。

をようにした方がよい。 をようにした方がよい。

模型金はもつと高くして簡単に出地が出来ないようにした方はよい。

その他

住得えられない。

提出なく呼出しに近じない特征。 います。行つて、他でしたり、裁判所の定めた条件に違反したり、 保証金に完果保釈中の路亡などを防止する場のものだと扱われて

保証会は侵取請求者でないものが納めてもよいことになっていま

一万ないし二万四程度です。 保証金の類は、実際の運用何ではお仮千円、最高三十万円、管道

【賦否権】「何人も自己に不利益な供認を構要されない」と、思解容疑者の推利は意思で保障されています。 折利単訴訟法には、 鑑問否指を知の疾覚があり、検察や整筋官が双翼べる時とか識別長が審理を始める時には、あらかじの役員者に取の用があること(言いたくない こと 現在特に提立機関(検帯や管轄官の場合)が行う予告については、いろいる意見があき、一何をあげると左側のようなものがあります は何も言う必要はないとか、自分の容えたくない質問には答えなくてもよいとか)を告げなければならないことになっています。

費問三 各なたは投資機関(検事や警察官の場合)が行う飲否権の予 合についてどう思いますか。

予告は必要である。

七の世

予告は不必要である。

名や住所も言わないものもある)と捜査に無用の手数がかかり、 影響を受けて自由しなくなる選があるばかりでなく、満用される(氏 すると、折角位置に犯罪を自由するつもりでいた者までが心理的に 施供に自自は機能されない質の研究があるし、

の者が自由を選奨されないとか、人権計議を助ぐためにも、数否権 の予告は必要である。

権利保釋に関する世論調査報告書世論調査報告書

昭国府

和二六、世論

八九調

. 查

0 所

860

龍谷大学矯正・保護総合センター

二、質問と給果… A tak E E t t m 861

龍谷大学矯正・保護総合センター

社会の治安に不安を来し、ひいては公共の利益の保護にも欠けることとなつているという中級さま見られるに重つ一尊には被接者や被令人の人権推議に急なるるまり、投資、検察、裁判が十分にその効果を挙げることができず、人権保障の見地から大幅の改正がなされた計用多路設法も場行以来二年有会の実績に置み、原く批判の声が高く、人権保障の見地から大幅の改正がなされた計用多路設法も場行以来二年有会の実績に置み、原く批判の声が高く、

本に反対するか。これらの組点から新州市政政法改正問題につき、団民は一体いかなる意見を持つているであろう主に反対するか。これらの組点から新州市政政法法改正的場合にすべきか、それともあくまで人権知識のために改治安を確保し、公共の職権を守るために、新州事政訟法は再改正すべきか、それともあくまで人権知識のために改治。

この調査報告書は、独務府の依頼により 新州事訴訟状改五に対する製否、および具体的問題点の一部で

五〇名を対象とし、関立世論関告所において調査した結果の概要である。

862

龍谷大学矯正・保護総合センター

一般に犯人の情味単については、不満の声が高く、社会の治学の様保と

惧の念を抱いているものが相当数あることは、注目を要する。 一方、犯罪等級者の人権諸国の懸念も法規の上ではなく、その諸用面

思んでも、再改正に赞成する者が多くなつている。 職利保釈の創度については、存続するのはよいが、大部分の者がその弊害を考えて現行以上に権利保釈の条 教刑事訴訟法改正については、社会の治安を確保し、公共の組織 人権の機数

件を厳格にし、もつと践判官の自由政権による政党保釈の活用の会地を試くするととを覚んでいる。 不当な様利の滋見を防ぐために、拠乏した方がよいと考えているが、高等大学卒業者(以下高等大と助す)に **投売機関の行う炊碗機の予告については、FTA左副会長(以下PTAと略す)は投売上の困難や容扱者の**

おいては、戦略権を知らない者のためにも、 予告は必要であるという者が相当

二、質問と結果

明を加えた質別表により対象者に同答を記入させて国表した結果である。 である新州事跡監偵(以下新州路と略す)改定の教育、権利保釈、数総権の子舎の三項目については、必要な設質院のうち核単点線、治生、人様展開の概念の三項目については、当核質問の結果であり、また後年の調査主題

863

龍谷大学矯正・保護総合センター

なお対象者中、高寡大とPTAとは別朝に集計し、結果を比較対照するようにした。

(イ) 透明の数人抽屉点就に刺する評価 最近の税人抽屉点就について

教育不助九五年の犯罪校學率は、終教後五〇年代に苦 五年平均用摘見において六八桜の成績に止つている。現在の標準成績に対しては、相当技制的な声が高く、 数以上のものは、まだ不十分であるといつて、不満の意を潤らしている。 無時成績は向上しているものの、明和二十

近気の私人検挙の成績については、

29	m	04			人機學成	
			不十分	大体よい	横によい	
100%	-	0	三元	-	lyn.	高事大
100%		-	th	110	litte and	PTA
			KA	The same of	HIATA.	

(a)

検挙成績の上もない原因として、大部分のもの(七〇×前後)は物密制

のは、後の新州訴改正同題との関連において注目される。 たね、対象者中、高寡大の三六年、PTAの関九年がその原則として劉朝師の文稿の結果であると言つている 題化と数の増加や、社会一般の能力不足に言及しているものも一三だ内外に及んでいる。 官の質の不具と数の不足感、捜査所局の物的、人的施設の不備に帰せしめているが、他商・ 最近の犯罪の質の

の他に姓あり

日本本本の主義人の主義人が

一人で二つは上の原因について述べ

864

865

龍谷大学矯正・保護総合センター

社会の治安に対する不安の有無

安の機能という点ではまだ不十分であるといえる。安の機能という点ではまだ不十分であるといえる。高等大四八%、PTAKニゴのものは不安を感じており、治実に示しているが、一般に社会の治安についても、高等大四八%、PTAKニゴのものは不安を感じており、治費の機能という点ではまだ不十分であるといえる。

飲命の治安について社どもでしまるか。不安はありませ

の経験後犯罪の被害をう 今けた経験の有無) 高 毒 大

(4) 思念の有黒 投査・数判における犯罪容疑者に対する人権証明の懸念の有無 100% 100% 100%

過ぎであると考えられており、別部等級者に対する報用訴の原用に対しては、高事大とは反対の批判を下してし予予人では、三八年は歴念はないと言い、更に一七年は却つて容疑者に対する現在の人権継続はむしろ行きという意味の企を持つており、人権保障の間における仮用訴の運用技术だ不徹底だと考えられている。しか無利事訴訟派が助行されている現在、たお兆事大では平数以上(五二年)は犯罪容録者の人権はまだ蹂躙され無利事訴訟派が助行されている現在、たお兆事大では平数以上(五二年)は犯罪容録者の人権はまだ蹂躙され

866

867

まずか。

龍谷大学矯正・保護総合センター

1000#

法規と人権技別の概念との関係 (後) 同答の分類に当り多少の態度はあつても、却つて人能を程度

い、むしるそれは法の原用、複を官の実質の同胞であるとし、他方、一般の人権思想についての認識不足にも人権蹂躪の懸念があるという者のうち大郎分のものは、人権蹂躙の意供は決能を変えても、なくならないと景

すなわち前期訴は人権権施という点では、法規そのものとしては改正の必要はないが、その運用の当について

本 明 をくならない その他 信仰を座えれば、その騒念はな

大権は関の起因)

新州事訴訟法の改正に対する赞告

100点 日本元 日本元 日本元 100点

DO X W T T A

たとを提表・教刊が問題で、社会の治安に

社会の特別に不安があるというなら、法律を改定社会の特別に不安があるというなら、法律を改定した方がよいか。 した場合、人権は多少機性になる関がある

869

直から調売した結果、蘋州等改正に対する意見は、高導大では、改正費成者は以対者の約二倍、FTAでは、約の別人検挙率、治定の状況、人権蹂躙の懸止がの実情をあくまで慎重に考慮したければならない。このような観人権の保険もを含うしなければならないという回播な使命をもつており、その両者の調和点をさめるには、現在人権の保険もを含うしなければならないという回播な使命をもつており、その両者の調和点をさめるには、現在 関係の比率になっており、一般に新州所は治安の福保、公共の脳蛭の維持という観点がら、再改正すべきである の考えられているといつてよい。 **新事事件の投資及び裁判の手続を規定した刑事訴訟抵は、一方では公共の顧盼の維持と、他方では個人の基本的**

う意見もあつた。 しかし改選民営者の中には、治安の確保のたるには、磐縣制定の改善、捜査陣の個化充実等、種々の対策に全力

極侵害の場合における途かにして十分な特債を条件とする者が相談数あつたことは注意しなければならない。 又、改英賛政者の場合にも、法改正は現状に対する智定的な措置として考え、捜査官や裁制官の良識の演賞と人

思いますか。 あなたは現在のいろいろの駅以を考えて用車賃設法の改革についてどう

たとえ捜査・放列が困難で飲命の前覚に不覚があるとしても、既伴を改正した場合、人権の報酬が不十分になるようなな、依託しない方がよい。

参与機能になる鍵があるとしても、改正した方がよい。

・ どちらかと云えば改正しない方がよ

不 明

七の数

HOM III A

権利保収制度の存扱とその保税信件について

不 40位

0 -= = ±

羅用尚において鑑潔な考慮の下に裁判官の自由政量による数量促釈の活用の条項を広く認めた方がよいという る一般的な養否の意見とは関係なく、保釈に伴う物密が鋭く批判され、一応存続することに反対はしたくとも、 **始んとすべての若が、現行制度以上に保税条件を厳格にしなければならないと考えている。但し、その中には、** 被告人が何後がある路は、請求すれば原則として一時収斂される権利保釈の制度については、新州路改正に対す のも多数あつた。

推対保配的液の存在

又はなくてもよいと答え、この制度については相当社会を持つている。 推利信釈の制度については、中教政とはあつた方がよいと考えているが、

宇か、それども様利保釈は歴土した方がよいと思いますか。 あなたは殺量保釈の外に、権利保釈の制度は存施した方がよいと思いま

871

870

龍谷大学矯正・保護総合センター

考えているといつてよい。 かの副展的条件を考えてあり、制度の存続は一広認めても、大部分は保釈条件を競格にしなければならないと一八名内外ある。しかし、現行以上に条件を総格にしないというものも、保釈の場合の弊害については、何ら もつと広く認めるようにした方式よいというものは四方に成大ないが、現行の制度の通りでよいというものは は、保釈保件をもつと飲めなければならないよ考えている。 権利保釈の制度そのものを完全に関止した方がよいというものは一三年内外であるが、その他の大部分のもの 権制係款の條件(期訴八九烯一一五号)について 権利保税の條件(州族八九條一一五号)についてはどう狙いますか。 本 明 をなった方がよい をの始まい 00=====素素 高布大 | 111分 O-mESHT PTA

権利保釈は成ったを任めるで その他 不 明

保釈保証金の運用について

ようにした方がよいと考えるものがやや多くなつている。(なお促涎金の窓は、実際の窓川側では最低千円、よいる考えるものがやや多いが、FTAでは現行の通り、ないしはもつと高額にして、簡単には出所できないは、高導大では既在の運用通り、ないしはもつと戦額にして保釈が持された私上、出所できるようにした方が住民。高導大では既を留置語から出頭するためには、保 資金 を 約 めなければならないが、その細について保釈された場合、琉球や質問語から出頭するためには、保 資金 を 約 めなければならないが、その細について 教育三十万円、普通一万ないし二万円程度となつている。)

保証金の適用についてほどう思いますか。

た以上が様できるようにして発展が許された対土が様できるようにした方がよい O A T

873

872

龍谷大学矯正・保護総合センター

0--- 本語

・ 中心身ではない。」とか「保証金額度に廃止すべ、 ・ 中心身ではない。」とか「保証金額度に廃止すべ、 か「保証会制度は廃止すべきである。」 心就対が多く、 何えば「保釈に

複変機関の行う獣癌権の予告に対する賛否

ものが不必要という者と相中ばし、必ずしも膨出した方がよいとは言えないのは注意されたければならない。 しかし、高導大では、数総権を知らない者のためにも、また人権経識を妨ぐためにも、予会は必要であるという 投資機関で行う数総権の予告について、PTAでは、被殺者の 彪 川 を 坊ぐためにも、投売を も、六二がは予合は不必要であると答え、はつきり膨出した方がよいと考えられている。

どう思いますか。 **あなたは役の務別(検事や智路官の場合)が行う双邱権の予告について**

予会性必要である 予告は不必要である その他

高本大

* T A A

1000# 1000

101

○ 国会結果を吟味するために、現に、人権支護が高く、公共の副級と異なり、議に散破後の予告は存拠したければの五〇名、不必要というもの四一等となり、者の対象者全体の結果によれば、他の問題については大体対象者を体の異要的に予禁なく同等した対象者だけの生計をしたが、その結果によれば、他の問題については大体対象者を体の異要的に予禁なく同等した対象者だけの生計をしたが、その結果によれば、他の問題については大体対象者を体の異要的に予禁なく同等した対象者だけの生計をした。

(+) 新刑事訴訟法改定の契告と権利保釈・財秘権の予告に対する意見との期限

表が、PTA二一だ、養成的なものは、高導大六二%、PTA七六%であるが、これもの影用路改正についての 一般的な意見と、具体的問題としての権利保釈、及び散経機の予告についての意見との相関をみると、次のよう 新用事訴訟法の改定についての意見は執路(二の鉤曲目)の題を、改定に反対的な態度を示す な結果になった。 ものは、高事大日

875

がが、最行以上に保釈の条件を厳格にし、又は散縁性の予告を続止すべしと考えている。 にするというものが、高年大二〇だ、FTA二三だあり、権利保釈のみ条件を厳格にするか又は廃止するという 失字、哲辨訴改正に反対するものについて見ると、権利保釈・默認権の予令共に拠止又は条件を現行以上に胜格 ものは高導大三七が、PTA三〇だ、默緒権の予告のみ不必要というものは、高導大八が、PTA二〇がある。 たわち、一般的には無判跡改正には反対しても、具体的な個々の問題については、高導大次五年、ドT人七川

特に維約保釈については、年数以上(高導大五七年、PTA五三年)は現行制度を否定して、その保釈条件を暗

移にするか、又は廃止した方がよいと考えている。

が、FTA二八だあり、特に数総権の予告については、高導大三一だ、FTA二五元が予告は必要であると考え でも維利保釈・散棄権の予告について現行語りでよい、又は被告人に 有 利に すべしというものが、高事大三六 季音について、異行以上に保釈の条件を順格にし、又は默緒権の予告を廃止すべきであると答えているが、それ 表記着網路改正に登成するものについてみると、適中数(高導大六〇だ、FTA六丸だ)が指利保釈・数総権の

しとが利なのである。 * なわち、皆用訴改正の養否についての一般的意見は、必ずしも個々の具体的問題に対する同答とは一致しない

作の予告が治安維約上それほどの弊害を及ぜさないと考えれば、その間をには反対することとなると考えられる。 新用路改正に反対的なものの場合」 れば、その改正もやむなしとするのであり、又、治安の維持という観点から新州路改正に養成する者も何えば、默続 例々に投資の社会的素質が考えられ、各人によつて、その評価が異なったためであると思われる。 、ねわち、一般的には人権維護の見地から、新刑訴改正に反対する者も、例えば権利保釈の規実の修膺を遵くみ 「れは、新者許改正の養否に対する一般的意見は、選訴改正に関する考え方の大綱を示し、具体的問題の同答は 条件を動物にしない。数解性の予告美に現存以上に 予告も必要 110 1184

877

三、調査の企画及び展過

(-) IN

* # # 0

法務府按務局の依頼に高

哲州市高級議局行政来、二年有会の羅用実績に対し、基本的人権と公共の職員と

見を総取し、新刑事訴訟法改正に対する指的資料を得ることを目的とした。 の問題点より同法の改正、及び具体的な問題としての権利保釈および欺屈権の手 告別度につき一般有論者の意

このため次の七点を主要調査項目とした。

最近の犯人検挙成績に対する評価

一般社会の治安に対する不安の有無

接査・裁例における犯罪容疑者に対す

権利保釈の存廃とその保釈条件について

侵釈促証金の運用について

投茶機関の行う数減極の予告についての養否

新州市海流鉄の改画に対する養否

社記入法と回接法を併用した。

一般有識者として高等専門學校大学卒業以上の省及び

四 四班前宋の西北

行つて、調表に対する協力と同答の吟味に何宜した。
行って、調表に対する協力と同答の吟味に何宜した。 すなわち、必要な途明を相当にあした質問書(対象者の紀入調査県)を少くも一日は対象者の手気におき、訓

調養地域 東京都二十三区及び大阪 調養対象者数

表 本 本 本 本 本 大 の の 出 七 大 NA THE 九五 八 八 計

対象岩板の制質および抽筒 高專大

その學經到分布の状態を推定して側面数を決定し、同年度而調查所収縮の調查対象者中、高春平以大、一段年間の分布状況が不明のため、昭和二十五年度に咨詢養所で実施した調查五種類を置び、大

決定し、系統的指用法によつて抽出された學校のPTA可則会長を対象者とした。 全国学校名鑑から生京都、大致市内の公立小、中学校政を集構し、これに比例して開西政へ

但し、対象者は全収男子のみとし、判決事・弁護士等の現職にある者は応外した。

器・調査経過の概要

879

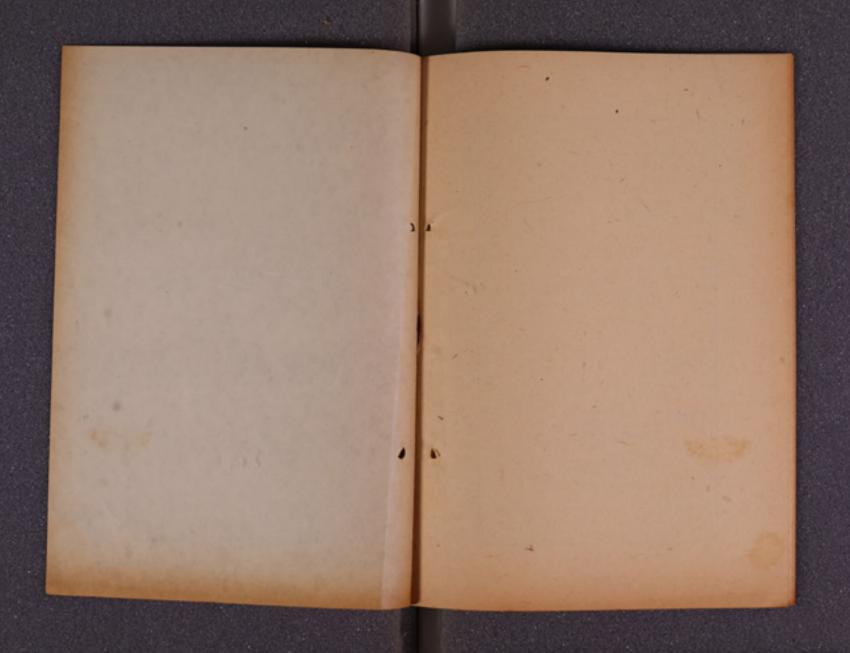
9 11	9 11 15 15	央 数	West
年 会(稿)	30 ~ 39	12	4
	40 ~ 49	148	4.7
	50 ~ 59	121	39
100	60 M.E.	3.2	10
7 H	高小年以下	64	20
1000	中平	8.2	26
1000	沒事平	7.4	2.4
	大学卒	93	3.0
	WAR	1.3	. 4
	3t 15	17	6
	その他の体胎生活者	6.3	2.0
	日日華	2.3	7
	西工藝官	179	57
300	その他	10	3
10000	* *		3
可放製係の	#	9.1	26
B #	20	232	7.4
± 0	投列网络委员 (对一股财业的)	67	21
現場・経営	地方調賞	3.9	12
共に全部を	地方自由可用起床收益	71	23
	政所関係委員 (範問・用限役別)	2.5	
COMMO	用用代表委員	4.5	14
	その他の会の物((連体) 役員、委員	313	100
1	その他 (押別不明)	2	1
生器程度	k	99,	32
	0	206	6.6
	X	3	2

ı	分 以	分間照明	光 放	m o n	
a	年 全(路)	20 ~ 29	126	30	
8		30 ~ 39	102	2.5	
		40 ~ 49	9.7	23	
		50 - 59	71	1.7	
H		60 HF	19	. 5	
8	4 H	药毒牛	205	49	
		大学平	210	51	
	数 素	TAR	37	9	
8		聚 路	24	6	
8		その他の俳節食店者	228	55	
а		nnm	27	6	
		商工報名	6.2	1.5	
		その他	2.2	5	
ı		M E	15	4	
ı	可説開係の	41	1.8	4	
۱	型 班	M	3.97	96	
ı	0 0	设用知件委員 (对一较完全的)	7	2	
	現職・経験 共に全部数	地方混員	0	0	
8	(22 mm)	地方自治知併団体収負	1.7	4	
ı		使用如何支持 (期間・相談校的)	7	2	
		菜邓代表委員	22	5	
ı		その他の公共的(団体) 役員・委員	1.8	4	
		その品(開版刊用)	5	1	
ı		会職なし	350	84	
ı	张西程度	£	56	13	
		14	330	- 80	
		¥ .	29	7	

高導大(総数 四一五名)

~

881



龍谷大学矯正・保護総合センター



龍谷大学矯正・保護総合センター

三身 九体剂 集の事 • 拘 祛 八京 0 5 8 築 受 員 • 片空 八七 - 10 取 毎る上 一弦げ へ告る 据人と 二又と 1 / tt & 三渡祭 一 疑, 意 省し 七九 奔 問 腰 烟 人点 接

十九八七大五四三二 ES ES 11 = = 89 脸 SES. 19 1

= 100 五 经

七

怒 決 0 宜 告 VC Ξ 23

2

yo va

7 7

九九

八六

Ξ

EE EE

三五

第 1

俄 胚 勾 五 糖 景 级 多 五 = 10 六

要てへの 費〇醇大四~ 用一 負 四 二 盆

883

一大 兔 七 大 杂 二 二 元 4 = 一公和 照 紧 化館 期状 問否 左 BE 問 3 腱 ---器 押防 〇知 二個た 及止 三の PC 一手皆 75 ~ 华 凯 2 输 恋 级號化 告鹿 * 腱 Va 以のつ 1 K 能十 = ~ T 下孵的 K 1 0 -0 0 つニ 83 の例で 田い 阳九 ---親をは 築 八 関で Va + 定 教 K ~ T 。 统 = = 153 をけ伝 2 改る開 〇項 u t 五一 Æ 5 法 -5 す と関 9/2 9/2 ~ 八 3 00 . 35 二九 可適 1. ~ 01 否 用 = 225 级 大一 + -75 六 那左 可 九 否十四 至 0 九番 このと 八 恋 0 大 4-

平平 平 土 你追 行式告訴 手 命 受 審 続会理の 化呼申辯 つ統立造 りに間に てつ度つ - WE W びてつて ニートー 再て源 九二二二 一 + 图 + 開 八〇五 一六 儒 强 -た 部 -源 = 如 + 六

松丽 法 括 改弧 正 内 00 問番 图 号 点は o te 番 月 多二 ても 方 日 · K 旌 刑

885

幹事 (弁護支金) (智原明宗) (教劉特) (教劉特) (法務府) (学界) (管察用係) (法粉有) 学界) 買長小野委員一一一要員会構成員名沒 佐藤運要夏 鈴木等夏 平出幹事 平野幹事 中本の英、 中村幹事 古莊幹事 田藤委員 下收辦事 鈴木幹事 馬場要員 吉田委員 近藤幹事 位野水幹事 非田幹事 果本幹事 江家委員 三輪委員 野木學員 **武守幹事** 上代幹事 明奈委員 五百百百年 長島幹事

886

西田幹事

1/4

K

西制審議会刑事独部会議事經過要旨

一場所一一日時 本方食一段中間方舍一十一会藏室的和二十六年九月二十七日、自年後二時四十分至年後五時

一、出席委員、幹事 夏数 要員 二十二名、 幹事 十八名

長く推せん 調がの 別の説明があり、 二時 野木南保官より二十九項にわたる「 したい旨の発言があり、全員の預めを博て小野委員が都会長に配体した。 その後会長「法務総方」から挨拶が行われ質疑応答に入った。保害より二十九項にわたる「刑事訴訟法改正の問題矣」につい 、新都会長五選に入ったが、三輪五佐藤通関係官よりの獲裕が行われ、 三瞬季買より山野清一郎季買を部会りわれ、草野前都会長急遊に対する本

の背後に付連合国品領軍の大きな力が直接又は斯接に付いていたこともまた否定すること の生活体制が衝次中帯に関しつこあることによるものであることは即すすでもない 力事犯等も最近は減少の傾向がみられる。これはもちろん 安狀態は終歐直復のこれ 議和条約の調印も終り に比較すると、着るしく改善セられ、一時各地に続発した集団暴、国際社会復帰の日も近くなり慶賞に堪之ない。 最近の国内の治 あが関力の国復に伴って国民

繋である。 事態にも十分対処し得るに足る関係は現の整備は、治安の責に低する費としての事態にも十分対処し得るに足る関係暴力事犯の発生なさと保し難いのであって、こつとは、あるいは組織的な集団的暴力事犯の発生なさと保し難いのであって、こつとは、あるいは組織的な集団的暴力事犯の理院性勢の進展や、経済事情の推移の 入れると 此ば指马君 おゆる地下組織玄製備し 台領狀態終結後の国内治安は以らずしも为以われ い、然るに一方、 ついある傾向が看取なれるのであって わが国内の一部過激分子は、 治安維持口 次者にその活動を潜行化し 自らの責任にお の紫観を許さない ような事情を考慮 ての当然の責 このような ものがあ

事態を考慮すると強盗上すことに愛慮に堪之ちい実も少くない 出て制定された動動的方立法であって、その理想とする基本的方建前にはもとより要存の 寺続の民主主義化を実現することを目的とし もその目的と遊がすることは不可能である。現行刑事訴訟法は、 うことは今更言うるでもないことで、適い能幹的な 刊事訴訟法が沿安維持の一翼を担う国家刊罰權の ではこの法律の全面的の物機打き強 は早春にこれが改善のための異体案をあち中 三年間 ともすた否定することができるい。殊に、先程中しち張る情報の理用の実績に微すると、今日の情勢にはびずしる遊灰しない のであるが、何分この弦律制足当時と うとともべ、これら治安維持に財係の頭い の実現 住、 内外 ゆる面におい 完理申し后樣其謂和集約受助後の 五国马夫 の情勢が悪敵に変動 **維持に関係り閉い都分につと思うゆであって三の都会に** て英米法の長所を取り入 新夏弦の精神に別り刑事 しては、 めの基年的有与続法であ と考えられる ている

883

鈴木委員 關原明係官 告田要員 問題泉中早意を要する問題についてのみ小委員会を被置する意識かる部会長、幹網を問題討談に入る前に全般にあたる意見を何いだい。 はどの程度考慮するのか。 刑所の改正について法教者はどういう範囲で意見を職しているのか、又この意見 早為を要する問題を限定して小委員会を設置し、付議して はどうかと思う。

武安松高 今日の問題とに別に全国各年ゴ土会、全国高華、地方裁判所、国警、全国各餐祭 主要自治体恐察、主要大學、主要新闻社、放送局、 人權擁護局、總正保護局等 889

問來軍係官 部内前係局等に意見を照会中である。 まで 我倒在夏南から眼会中のものは、 法側審議会の審議質新とするためのものであ

以畴委員 度の役正に含めて考えるのか。 特別罰別と制定する食ががあるのか。そのようなこととしないでこれらについてなべ、調和条約花物後の辺安維持上要属すべき特殊犯罪について省局では特別手稿、 ついて今

被力限定えくきでけないか。 ちあとしょけ後から関係情勢のと中にある、日本の文動化とうられやすい後で内題を震野子の東州到の欠かんは制度そのものより、むしる運用の被者によるものである。又對刑罪を金原野子の東州到の欠かんは制度そのものより、むしる運用の被者によるものである。又對刑罪を金原野子の東京、并刑到の欠かんは制度そのものより、正との資格を申請いたい、一般的情勢と考慮の上級大田のであるとしょは現在は特殊犯罪につる特別手続と制定する。意志はない、一般的情勢と考慮の上級大田のでは、古のとしょは現在は特殊犯罪につる特別手続と制定する。意志はない、一般的情勢と考慮の上級大田のでは、

後封を願 由此に方まかで殿い該明自議会としては絶無律的、技術的に考えている方き方い 徳南小るる大が 万った、 なることは夢変であるが運用ではまかたえないを都合と思われると笑がある。新刊雑名の句銘運用上の改善ということは我々関係者の責任でおって、運用に工夫を學する美の 一例定水明の日本の将級方立榜を考慮に入れて立京と水たため、子明から不都受と "方" 又面除南部以外了了等處体实施中除力致治的考慮了去了本多本收 とう意味で削完み間がら問題とされた其下会ので成く金般的な

握として問題を考え、火季にたけて中志な問題矣を取り上げて小委員会に行議 は寒湿上日期類もあるので一定境外して現行の常何裁判官の多による計能手続を前員、特殊犯罪に一いて罪行手後法を制定することは及対である、又陪審明度の問題

宝物及 陪審明慶法時期将早山 自己刷腳能力力不充分在大震の現狀生考之ると民

李明 然为多九百美力以小要員会正 れる早免な問題しすい か当局の腹京を示されたり、人れを検討し、必要と 一直して二水を竹湯 したととうか

国原衛係官 九中八一三、清五八一五、清九八 よれば交合で、時にオニノー 南にオニノーに同別の内殿ではならか。示に、ては現に最高裁判的では津と規則より関係かるいて、拘擬矣の牙二は殿高数の規則 まともりへかいそうを取り上げてみれば、オニノ オナノニ かちゅ サナ大・オテヤロ・ オーナハ オニノて二三 火上でまる

も考えるがよりで、取り上げて黄いたい、二十二紅校法、第二十五控採審の構造し 早急之要する問題矣と一ては、各有の元 、外二五拉林審の構造との他公門の更新、差奏、起訴状一本主義の問題

早危を要しないといってそどの

饭 图原関係官 思うが、利に三水に因殺する意思はなく、遂次とりおけて検対して姓人ればよい。 出来るれば早色を要する問題矣にいては次期通常国会に

張遊をも 具わない法令を改起してもよいという好意的な勧告もなるのだから、この際解を られためで当初から日本の実情に適しないそのがある。その上司令却から実情 すえて刑許の金面的検討さなすべきではないか。 の検討に当ては当然他の部分にも し日俸極日久田難である、それの新刑訴は敗戰後南もない沒記時 当局が示した緊急内殿具の中には根本的な内殿が伏在している。 ふれざすを得ないので、景色内頭を選択する 従って

具体的左問題討議以入了順序、方法以下,不意見を何い

佐藍樓奉員 朝女長 具在 員会を設置しては 早急に改正したいという法務統裁の意思に従って、具体な来をつくる小事。

鈴木委員 本問題にふれるのだ 最高裁規則で解決されるものは除外すべきだ、又平急を要する内藏矣る本 家議江江 時間的宗養をもたせる べきで、今 小委员会改

るのは早新

原関係官 両聞し、小春員会致塩の可石を決めることに 一日を悉ぐ内 経でも ないから、全体について キラナー 後計してから部会を

具野委員 旧日本的になるなように注意していただをもい おり及対である。 ,及外である。 切題で限って早く小委員会に付議した方がよい。なか、改正については日本の実情に即した全面改正は、針田の観念の混沌とした現状では困難です

まだ基本的な態度について対立がある様がから、小本勇会を設置してころ肉 人其自由に意見を述べる して貰い、行論を引会で協議決定すればよい。 機会が与えるれればよいの 小委員会の奏為 892

決定することにした 小をラ会で具体的内題をピックアップして貰い、それについて許会で論議

輪李買 印意見

江蘇(縣)李員 権限定士水方意味ではないと思う。」 根本的な問題についても考えてみる以要 数の いう趣旨は通常面会に前に合わせたいという K ちょう

藤運南係官 頭刀了、向日合之世過常因会日提出一大 しても早見に改正を要する臭が発見されれば、又の臭いいて早意に放棄を亦作り してモ温常用金に提出しなければなうない と考えている。 その他の内題を全部かり

全 一部谷中という形でゆくわけである。すてるもとう 計して夢い、その経路を却会で節議して又更に小委員会をやくわけである。では先ず小委員会を設置して沖一にどの問

後五時開会、

893

龍谷大学矯正・保護総合センター

刑事訴訟法改正の問 趣点に対する意見

#

T 3 0 賢 拉 U 台 0 0 九 5 tt I n

改正するとすればその具体的方法 被疑省及は被告 人に対する無否確告知制度 に関する規定を改正することの可否

改正の必要を認めない。

官公更に対して自己を主張することに習動して 氏名につい いうととろの供述者に不利益な供述であるか否かは、 のあるととを知らせ、自由意思による供述を採取すべきである。憲法第三十八条に ても向像である。 Va ない 我 供述者目身決すべきで、 か国民に 対しては、 縣否権 住所

= 遊捕、 勾督及び係状に属する前後につい

司法首祭員が裁判官に対 し逮捕状の発行を請求 する場合 は、 必ず検察官を経由するも

のとするととの可否

可、検験官を駐由することに改め、 らない。 えたい 之を自白強要の異に供し久は民事上の争議を解決する手段に利用し、 60 現行法の下においては、審察官は直接逮捕状の発行を請求しるる為め、 がある。 検察官にその曲否を判断する機能を認め その弊に計 ねばな

司法督察員に対し、決察官と同様、 裁判官に対する勾留師末極及び証人訊問請求極を

認めるととの可否 否、司法審察員には勾留請求箱も証人訊問證求権も認めてはならない。 にとれらの ある。 **福利を認めるときには、之を満用して人福を深調することは明** 間 法 ちか 音器量 2

2 集団犯罪その 行益所定のものより延長することの可否、延長するとすればその具体的方法 他特殊の捜査 商職な犯罪について、途捕時間及び起訴物の勾留期間を理

否、改正の 必要を認めない。

895

は衝头拡大され、逆にはすべての犯罪について逮捕勾領の期間は延長される危険 について遠維勾領の期間を延長するときには、投資困難に名を締りて、その 身体の拘束に差勢を設ける理由は薄弱である。しかのみならず、被盗困難な犯罪 すべて最民は法の下に平等であり、設査が協議であるという捜査の便否によつて

即時釈放すべきである。 法定期間内は釈放しないが、これは強制権の濫用であるから嫌疑がなくなれば、 尚現行法の下においては邀請状や勾銜状に記載された犯罪の嫌疑がなくなつても、

勾督理由第示制度に関する規定を改正する ことの可否、改正するとすればその具体的

否、改正する必要はない。

は具体的電別的に勾管理由の有無を調査し、不当勾督は断然之を取消し、 で具体的歯割的でないから、勾留開示は一篇の監妊儀式たるの脈がある。 正当であるとの先入脈に囚はれているかの如く、その端示は極めて抽象的一般的 現在之を運用する裁判官は一旦勾督状が執行さ れたときは、この勾督状の鉄 道法な 敦判官 行社

勾留は開供者に之を輸得該所せしめるように勢めねだ及らない。

5 勘解後の妈債更新函数制限の類定を改正するととの可否、 的方法 改正するとすればその具体

否、改正の必要を認めない。

な裁判を保障し、審選を促進するに有效である。 現在の勾留期間を有效達切に利用すれ に足りる。 何勾留朔間の短いことは、迅速

権利保釈に関する稳定を改正することの可否、改正するとすればその具体的方 法 否、勾留は後盗の為めの犠牲であるから、保釈は福利たるべきものであり、現行法 名及は住所」に改めることに異議はない。 の軟守が譲ましい。しかし飛事訴訟法第八十九乘第五号の「氏名及び住所」を「氏

2 整備以上の飛に処する判決の宣言による係釈失效の制度を廃止すること、又は更にこ れを敷化して保釈失数後は原則としては保釈を許さないこととするととの可否 可、保釈失效制度は脳止すべきである。保釈中述亡し久位更に罪を犯す虞あるとき は、何時でも保釈を取消すべきである。

폭 身体の拘束を受けている該疑者又は統告人と弁護人又は弁護人となろうとする者との接

896

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

見について、立会人を置くことができるとと 25:02 20 町谷

否、被疑者又位統告人と労政人とは、立会人を何せ 見の禁止及位額級行手段人との接見に及ばないこ 丁自由に接見し得ることとし と分明かにせわばならない。 能で

Щ 緊急を押、緊急技術及び緊急決証制度を制設するこ るとすればこれ場の施援を無数することの可否 意法上可能である

否、意法(第三三条)に遊長し人程を後寄する。

虱 現行の起訴状一本主接を収化するととの可

否、矩訴状一本主義は最終質かして協助を抱かしめない重要な原則であ 変更してはならな 50 るから、 之多

概訟の規定を改正することの司否、改正するとす 否、新法に資素 判例法によつて遅用の円滑を崩すべきである。 しないうちに、之を改正するような軽率は異むべきととである。 ればその具体的方法

被告人に証人通格を認めることの可否

否、特別法の発達に俟つべきで、 立法の必要を認めない

1 アレイメント戦後を採用すること。 又はこの前後の精神をとり入れて全部自由事件につ

必要な僧状についての判決節調査を敷判所々属の調査管になさしめることの可否 Sて簡易な訴訟手紙を採用することの可否、 否、臣民の現在の法律知識の程度では、時期同単である。両アレイメントの制度付款 法に強反する。 この湯 の明度を採用した場合、州の食定に

新因調度に関する規定を改正 否、解因剛度を改正する必要を認めない。しかし刑募訴訟法第三百十二衆第二項 機断を路量し著しく寂判の公正を疑はしめる。 穀物所が紋経官に対して訴因や機能の追加弘更を命する如言は私問訴訟の残骸に類 除すべきである。 し、弾劾訴訟と福答れない。裁判所が検察官に訴訟や闘乗の変更を命ずるときは、 公断を維持するのは被暴官の任務であつて設領所の任務ではない。 するととの可否、 以正するとすればその具体的

899

侵釈及は匈留総行停止中、後告人が逃亡した場合及び正治の理由なく期日に出頭しな 場合、公判審理及び軽決冒該について特別の規定を設けることの可否、設けるとすれば

その具体的方法

否、かような場合でも、彼皆人不出頭のまま公朔の韓理をすべきではないが、刺決の 首族はできることに改めたい。

上解制度についての認定を改正することの可否、改正するとすればその具体的方法 町、「技解等を第一等の継続等とし新たな証拠の取請をすることに改むべきである。 響の総統容とし不服の点については新たな証疑の収調をせればならないものと 雄によつては、穀幣の蓮正は別せられない協がある。よつて、控訴答は、第一 簡易級判所の特任報事や地方級判所の経験に乏しい級判官の一組限りの事実等

略式命令についての規定を改正することの可否、改正するとすればその具体的方法 否、改正の必要を認めない。 判に顧なきを新したい。之に伴う司法別反の故事は別に考えるべきである。 となく、操律の錯誤、挙笑の顕認及び監前の不過をも主張し得るよう改め、 上告の範囲を拡張すべきである。上告理由を憲法違反と判例違反に制服すると

すべきである。

「その他現行法に東正を加うべき点があるとすればその事項

一、飛事訴訟法第二十四条を削除すること。 最難された敵判官が直ちに忌避の事祭について決定するのは穀判の公正を疑はしめ

よつて最適の数判は必ず他の数判官が裁判することに重むべきである。

一般物する前に、穀物物を作成する想定を設けること。 現在は穀糧しても穀判者の作成は著しく遅れることがある。 行便できないことがあり(批脳第四〇六条)上脈等の容瓏が遅れ、軽糠基備の一因 をなしている。 これが為めに上訴権が

判決審には審理に関与した労譲人の氏名を記載すること。 検察官や審察職員が被疑者又は被告人の供述調書を作成するに当つて、此端の省か 春に記載することは判決の公正を係様する草米において必要である。 弁護人は簪選に関与し重要な任務を尽した者であり、弁護人が関与したことを判決 6弁護人の立会を要求したときには、弁護人を立会はして供述調告を作成するとと。 被疑者又は被告人の維利保護を合うする知めである。

五者師の智波をするには、卵となるべき事実、その事実毎に監 我の福目及び法令の遊 するのか利らない。 個の亭実を判示し、 用を示すよう刑事訴訟法第三百三十五条第一項を改むべきである。罪となるべき数 証義の源目多数を羅列すると言にはどの証益がどの事実を立証

大技を中の証人訊問には、 被告人、被疑者又性齊聽人を立会わせ且の反対歌問を許す

会うことが捜査に支障を採すと思われる場合は殆んどあり得ない。又反対訊問の 飲練を絵ない供述に証例刀を認めるのは不当である。 よう同法第二百二十八条第二項を改めるべきである。 とれらの省が証人訊問に立

第三百四条を全体的に改正して、証人、鑑定人、通訳人又は職訳人の の飢闘を請求した当事者において、まず訊問する確制にすること。

である。 数報官は供述を聴取すべきものであり、 訊問は之を翻求した者をしてさせるべき

Î

902

紙間は、

滕重元

法創審職会刑事法部

に変更いたしましたから御線承の程お願いし日に開催の予定と申しましたがやむを得ない

す合て小

まして

HA

903

の会

押客

| 佐務府 法制 意見第四局 | 大務府 法制 意見第四局

+

八日

推断赤坂(4六八三一−三五 内線

団藤委員员

該制審議会到事法部会刑訴法小事員会重回公該令事経过要目

出席变員 本方舍 十二会議室 自年後一時四十分至年後四時四十分

人教艺歌 夢員 十 力 十五名

紀法 午後一時四十分即会、 小委員長の五辺に入り 小野委員が金異の質問を得

先立ち陪審例度採用の 结果· 白化、精漏劇後採用の可答をめぐって去る、軽事の何で活流な質較衣容が行われ、ては、近い路然における見過しをつけることは困難であると及対意見(告日季夏)用の思避しを立て、から其体的な問題の取上げに入る方がといどの主張へ安平委員 ことに彼定した。 現在の訴訟組織を前提 らこれを先話したいとの発言へ平出幹事があり先立ち陪留柳度採用の可否如何が、取り上げる 陪審制度の採用は時期的に無理であるとの理由で一次的問題更からは精審制度採用の可否をめぐって委員、軽事の何で治派な質販亦器が行 州の可否 として考えた い旨のきで見へ 取り上げるべ るべき問題の最前を限界プロる基礎にけるべき問題矣」の指おによっ 古田委員」が述べられた。又陪審制及旅 北に対し で一次的問題更からは一応除外する 安平委員に対し 九明官 が述べ 対職の 古 43 るかか

免が分一次に取り上げるべきものと決定した。 いて、機井野事の問題来の逐次説明に従って、 明に従って、問題の模拟に入り左の問職来を小奏質

オカノー オナセ オニノ三 サナルノニ、サロノニ、エーニ テニーニ、サーニ、サロノニ、エ 中国 三四五六七 二、分之一一 外二十五 サナー ナナナか ナニナハ

中一刑前子一九萬による事件の移送、ラニノ一、特別子護人サー次の問題矣から徐外之明下由殿実についての計議經過 する何酸ではない との意見が支配 的で中二次之、 朝夜については、 さして早意

外三ノー「公前調書の伏蔵とその内容許局この問題は歩二次に題すことに決定 磐事、馬場奪員)等の意見が出たれたが、弁護士会は改正については全面的交対を主張し、これらと調察するため、簡易百件、簡易中機にかける弁護人変仕権の教育制度の採用軍出とに疑問があり、或は弁護士費用が罰金よりも 夏観だといった矛盾も起きるが(横川幹事)法二)二次要弁護制度」については、簡単な務選事件等についてこの制度と採用するこ 許多) 906

会でも向題になったようにこの東は最高戈利所規則でやればないとの主張へもの係下、定員の不足、或は調書の番号化といった問題が起るが八井上老員)、外三ノ一「公副調書の依成とその内容の正確性の担保についばは、気利所は かちり との主張へ吉田委員 州審部官 デー田の部 の施

行についてけ不安定でありほう時動の南題とからんでくる実へ馬喝委員)にあり早意解決力で、裁判書の不住成は非常に不便であり(山野小委員長)、又用決確定の場合にも刊の執分工ノニ「判決の宣告と裁判書との関係」において問題となるのは、事件受理の中本に首

は最高裁規則にかっ 武安徐李) 一家五十二身都の大で、 反が、 大いてらりたが、 反が の主張一岸 新引受制度, 第五,三保收係証等」以及外意見(田原在員)もあり、結局、 古る 小田の 极川 M 4. 一幹事しか 第三ノ 上读定 ありとの で、最らの真に 裁判所の がの題のでで

との理由で第二次との理由で第二次 いては早 免度

数万斤 人の紅人通格につい 汉母憲法との関係も あり 早見大成家を得るのは

とのことで第二次之、九八二署五押印の在る 施二 ついては、 在班法上の関係もあり早急に解决する 100 季

当ち尋かり次 9 てのはは 檢 他を子之ているが、ひ 論理的日不問 二次 3D でかりあった いての 一二七条ガ存在しなが及につい 又は、親行切 内段式の意見 华利 极山 はから司該管照員では機能官に 改立の では機器官にの 肉 北 いもあるので早た成の近べられたが、このい 請求 外们之の 様が 泉は 子さられて 制度 もづかしについて

明例の立場が次第に固なりつく 内題 ある現在、その結果をみた上で考慮したい(機用本前的で早急には問題であり(四藤、红家要用) その終果

文智係

成家之得 理由 国する前級点 は問題が刑法にも及が大街 題でどても早息には

オースーで、三四でアール之、オースーで、三四でアースをお少いとの理由でオニ次之、サーハ起神状調読前における解松活動の範囲につ中意度を少いとの理由でオニ次之、カニ液を受が少いとの理由でオニ次之、 内題をの子陰行することは不可能で本一条の再検付の内題があるのではないの原則特に起評狀一な主義について」 質がは 的万問題に私出るからのとの意見へ告田巷道)と ある程度の かあった 9 老衣皇

き明文を設けること の可否」 11 7 いては

取り 第二十「隆高期後」は留保(前記者照)り上げることにしてあとは味二次之、う中原に成果を得すりは国報であるとの 理由 3 司度問題 9 4 非常大 ては 太沢里つ 京 + 二点的

十二十一倍流

オニナーフト わける男孩の制度」について、 では、 早息戻りずいとの理由でテ二次之 湖 年級の 更新 又は 被未是 彩風後日

次二十三 なことと 160 日日日 0 かはかに との変えて ヤニナミノニヘ みを 子長に放分を傷る 芝(相山野事) 直張右理主義の奈明 は国籍さ 北左 2 8 日读定 3 45 たカサニ ゲニ い統回 + 起定を製備 題上教 9 51

908

ISE.

上の質疑応答がなこれ、 年度 四時で 明四十分敬念となった。 北

909

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

大 会 自經 毛 午

后

五

85

いら明んを会 あに日に七 * 鄉 取 日 にげ会 記 亡 陕 い目た かに Ξ

部 0) そ町一 C香悉 まを問 で決 の定今 CLB とたの は 雅 部 考 由 会 えので て説は 1, 明, なを小 いし歩 。 て 問 小心会 変たで 員だ個 If A 8 0 か問 。 点 1 4. T 155

たかの選会

910

る早 しに か改 LE · 1/2 そ要 のす 他る 0) } 問思 題も 虚れ 物 6 際の を を 金 原 抛次

日明 の目 部に 会 新 0 6 員た 財い 会後 機事 に明 部部 よを つ附 会 て加 自す の部四 田る が会唱 で目 泱 適検に 定を せ機

913

れ部

郡 を

か続項休

部 との会 たあ策 る針 で決の數

部 FF UQ -う間る

佐 部 には つ今

て後

. 1

部 行 0 方 决: 60 発 九

那がれ 部 会机器 の併 8 思 籐点わなせ

し飾 红丽 告絕 す会 5 1 £ 174 い 選 9 ---方回 法と J. 4. 6 6 ばと S 15

田〈 源 · 15 1-かれい時 在红石石 · 11

佐部 佐 刑権は藤会影響あい簡繁会さい 法止情密れく奏 位さに関でる周期 等るわり。で陪を 度時い国等 c 間 け す再ほ座の意可会要小 情事十 英はん英否 米年ど祭かま にす明 のに活のらと他す明に 郡る日 1005 めのれが恋 12 6 1 既伴され郷 ると照 とにら 42 6 T B 0 0 9 T . 佐い当 目 9 九 は 剪 た 局 る反 君だか と無 恐效 图 在 后 照 總 n T のた機 2 1 6 tc 提い示

一でも熟法をにて現考明とるの 以 6 專 實 規 提 てつは を三い主え新制判おもい所るに 相二の幾ば監慶官い、そのとよ

Ш

は反対

陪奪

ていな てな し状私 な赤 い間 在小 4. T. たの て線 にり創は創 う判 . 12 度 * 度 o W 将たは今は 來 如 。 直 日 E 6 0 ち本 とれ自 E 研 ・のにで と 6 由 陪は めの意 邸の底 赛 当 る創量 哨部 に 創 分 か限に と会 民 度必 が想き 主 6 6 て煎的復な 検をす 附金·C 括い 25 よ当 र स のす 含 がる 間い者 う主 1 1 ては での夢 いうい出 とな る楽 あてに 思印のな るな反。

921

次 各

=

点

い行を御

1: 2

つて

の秀

述 発

~ 首

雅 4.

v. n

. 0

nz

6 9

主か風

のに独が

後 的

T

te

題

0)

馬 とを場 13 田 で活 C滑 あ用 0 0 0 はかてか。 と原 らとま現でて無例 * なはと 妃 れいた状あい 大いいい 新 *でるた いのいう状 " 是 主 团 証は にはず佐一 た 民 米 。れ 曹本 国力の一生 力算的机整赔 のが点癌機 * 搜 九 縣 作 軍国に一及 制人査がの員 事にっ雪は 数料い員既 題の 益り ての拠 の実際をも 6 発 法 や査対が、証 * は む 悪 りがである つ元る判 方行あつ能 来と盲 飾りるた力

佐 す藤小会が会三祭間の野 よ愛にの い月附三 かた目 。なでの主で たい計順的も 提考っ かるて 示えい . 6. 1/2 STT 激は零 れまの 日。日 たい具 を当会 すの体 をるいつつ。 偏局に ~ か的 T · to いの財 た 提 託 版 うはに制 0) い示す 間 * 。 菜 度 ° 6 8 題 そかつを た耶 te 2 す順 1 ~ 0 恋 て節 唇 の囲 公 0) C 明を で 目 , た 麥 朗 的 ° は 方員はな時・ と三

ものえ 12 し英 手暗いして野と一た的意 うちは機能え溶溶手し体受に利

午。 金 部 問 6 C 提 会 体 野 見がにさ 機ますれで楽 ・す・つ局 のれ個ペ小くか ば・て参れら * 全の員は提 そ部事会ま示 のに項でいさ 都つにはとれ 度いつ・ 郷てい三 会でて十 にな具図 〈 体 項 0 出て奏目 郡 6 8 1 順 , 2 位 いほく定 2 とばっし 4. 思成てな 楽部い と会て 小 照 に 、 泰

924

め報当ら皆局

れすか

8 8 6

会

7

具

三三三二十十十十十十 大 五 三 十 十 十 九 六 三 另一公款取上正許國難許可保何勾身起 、置告行式粉式松運是人引教智智指前祭 たにのの留る てつに場手めつ前身数成 第一於〇九一六音及 计第 # 111 教二筆費の訴六四八清る 於京 用各面七条一片 法会 改で 一用 ビ 厳土 い 一 シ田引 00 1 阿上 -15-祖七梁照九八 題げ ヘンスンナナ 34 , 心里 ・へまい 点る = % U 可 の母号で 及び マホー 付 不 342 为片 31 門題 0) 场 1 0 官 0 办 报 925

名學

多年

逮捕を前提としな

罪につき、検察官の指求により、 裁判所は、被殺者につき法事六

のとすることへは六〇条一項公務提起と同時又は公務提起 一項本文の 改正 、検察官にその請求権を認めるも

できるものとすること 、検案官の請求により、逮繍の手続を採由しないでされを匈害の現に拘束されている被疑者については桐京の原因となっている被疑者につきは華六〇条第一項の要件が存在する場合には、明提としない被疑者の勾督

同様、あらかじめ檢察官の意見を聴かなければな裁判所は、何留を取り消すに際し、保飲の許否又何密の取消 任し名きるするはいのかとうとろ ばなら ないものとする ことに関す 法八七秦

926

れを勾留することが、なっている罪以外の

龍谷大学矯正・保護総合センター

九一条に 項並加及び改正

かなるころからなど 檢察事務官又は司法奪罪嚴員は、句句状の管轄区城外における報 又はその地 (法七一為の改正)、紀代かけまりには居を上のをより見動の検察事務官又は司法等職員にその教行を求めることができる における飲行(後歌の行) 必要があるときは、 ち、一切と野子 管轄区域外で勾留状を執

でを作品

ななななのろ

ることができるものとすることへ後七二本一項の改正し、お子人の現在此が利らないとさは、異判長は接妻長に勾留状の教行を嘱託することができるものとすることへ後七二本一項の改正し、

从 秋又は勾留の教行停止を取消すべき場合保水取消、勾留教行停止取消について 1: 12: 職権による外、

対しこれを請求する 故 きるもの とすることへは九六条一項の改正

家に最等の 何外状の教行を受けた証人を質異するものとすることへ法一五三条に一項追加何外状の教行を受けた証人を護送し又は引致した場合において必要がある何引した証人の身柄の延置 とかできる

証人出額費用の前払 又はそんきるるかわり

信はか

請求により 石城を受け いあらかじめ旅費、いけた証人が食国等のの 日香及び宿泊料を支給す ため石場にだすることのできない場合には とができる のとす ・その

928

927

6

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukuku Corrections and Rehabilitation Center

色伸艺力 おけあいてあとし

造ねした費用の人 が正方な理力 可望の 田の全部又付一部の返還もの支給を受けた者が出頭の 全部の返還を 必選を今じなければならないものとすることへは一六四条に出頭せず、又は宣誉者しくは超言を拒んだときは、前にを一部の返還を今ずることができるものとし、支給を受けた者を告め出頭の必要がなくなったときは、裁判所は、前に支給 今じなければならないものとすることへは一六四条せす、又は宜誉あしくは難言を拒んだときは、前に

することへる 法四九〇名の改正)。 法第 四九〇春 の親定に

中切面は、その執行を停止されたもの報告の設告人又は被異看に対し、 0) とすること(法一六七名の改正)機定智要な分がなこれたときは、 田) ×0 斯川

放張者の看等をなな十でき病な を介むことがで がの執行につき あができること もかかり の中出により可法要為政員に被告人又は被要者とまは、 裁判所以、被告人又は被要者 K おときは

大ること (頭右) 裁判所は、 に定めた衛産石置期阿 心莫 に元 じ変更する



九 · 食田君に対 しては、貧血逆除の中立へ法等五人のために望した訴訟質用の貧塩 00 X をまだで、 刑の言義を十

930

929

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

訴訟費用の冤除手施

担させないことができるものとすること場合に、 国盛弁護人に支給すてき旅費、

田屋弁護人に支むすでき旅費、日毎、着治料及び後期の企命又は一日屋井護人に支むすでき旅費、日毎、着治料及び後期の企命又は一

市五世

の言波をし 訴訟養用の負担を命ずる裁判を言 た裁判所に対し全部の訴訟費用 とすること。へ成五〇〇条一貫の改正) 口處した裁判所が数例 その気行気欲の中立をするこ

どろは男とあるかは明天の

教行免除の申立斯問在三十日に延長する

(法五〇〇条二歳の改正)

一つのがあが

931

正式裁判取下の場合の訴訟費用の貧担

る資用を質担させることができるものとすることへ法一枚器官以外の者が正式裁判の請求を取り下かと場合には

A

軍祭の改正し の着

932

見多時とう国は下居け

+ -

9

正到の判決の宣告があつと場合を除され二 上前権放棄制度について

書面で上旅権の放棄ができ

三五九条乃至三六一条等の改正」。

易風

の異義はすべて正式裁判によるものとすることへ法四六一条 職式命令についての、七日期の船早期間を置かないものと 三 職式命令を行いての、七日期の船早期間を置かないものと すのなようないのろいか

ちるいちこと

※二載を削除)·

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

龍谷大学矯正・保護総合センター

本なななる 大 四 本 三条 0 0. の・処層 正にの 土り春刊する場合には、一般の例によるものとすが近は、これを要しないものとすること、但し る所

HS. 沈 二七 (法 二条江鱼加 つた場合 五日 12 部豪却の決定 コカリ商強 が一個

WI 数 判の請求期 四日に近長することへ法四六四条及び四六五条の

五

見は不能の押収物につ

との宮鉄公告を廃止し

東の改正)。

松菓庁の内部4 松菓宮が刑の 松菓宮が刑の

新紀律に委ねるるのとすることへ法回受けなければならないものとされてい明の執行職序の変更又は別の執行停止能について

序止百

な田七四条 四八二条の形でいる親在の規定を新除し

の改正し、これを

933

改 E



龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

昭和二十六年十月

春 豚 此 供 0) 收 iE K 网 T 22 #U Fir 0) 意 晃

刑

於高致判所審殊縣局刑務局

答六

凡

見五な同を年と

を十か一般八の

6 五、厅高月意

尚 厅 词 內 致 七 見

加で答で判以係

しあを息所付は

たるし見事依、

外级为路区的

に判か局対意

当所れ刑す見

庁はて事る長

買いい局金官を高るで目の

官等も要高數

置設の約等高

か 判 は 報 程 取

上所、録判判

ひ七多し所解

改序数たか為

刊、查名上茶

所地見のび酸

書方にで地長

記以從あ方あ

官判つる歳て

研所た。網昭

修同"所和

の庁

936 1 +

.g: 21

935

龍谷大学矯正・保護総合センター

刑事訴訟法についての意見一記表

地二大10、一九房島有二印

10 × 0 10	一三 昭武主義について	三上統制度についての	被告人迷亡等の場	一 許田制奏 ひゆす	九右按甲の場合判決前	ハアレインメント又は	七 被告人位題人遊校	大龍柳浩の規定区	五处路拉一奉王義	日 緊急起即等日前	二 弁護人のと被告人等	8 保釈失動後の再	7 禁二以上の制に	ひ 権利保釈制及の	5 起顛後の勾留史	4 勾切理由關示制	15 選擇時間、長衛星	2 司法舊祭員に向	1 部法警察員の進	= 透柳、句智及び保釈	一、 照推器 知制度改正	50 R
	いての規定を改正すること	の規定を改正すること	場合の特別措置を規定すること.	する規定を改正すること	次前調査を調査官になさしめること	は問題似制度を採用すること	格を認めること	を改正すること	NAME OF STREET	劇股の可否	人等の塔見について立会人を置くこととすることの可否	再保釈を許さないことにすること	処する判決宣告による保放失助制度改正	見る政政化をおいと	育の回放制限規定を改正すること	制度を改正すること	期間を延長すること	匈留講示権、証人尋問請示権を認めること	神込請求を検察官経由とすること	保釈に関する制度について	LO GAS	思 年 和
Pr file	S N	8	五五	11	=	四次	= -	DE	0	-	-	= 1	*	五	88	= 0	88	0	=		二大	67
0	K	- 1	=	11 11	= 2	2	三大	R	N Ch	19.00	三大	- IX	5	0	九	11 11	=	BK	==		==	E
		0	0	=	0	-	0	=	0	-	E	=	0	0	=	-	-	0	100		71	* 8
110	-	=			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0		0	0		0	き見
1	-	-	-	-	1 . 11	-	-	=	11	11	=	11	10	-	-	=	0	=	13		11	未提出
	-											7										

937

龍谷大学矯正・保護総合センター

と弁 筝 旬 知 次 信 吐 員 と皆後の側の崩 にの工度 の人の副度詞示勾 数びの 可等将度 確保以 如原物 哲的探 13 状 积 腕 限 投狀 家 明化 見の 03 来闽 VE III II T つ杏 み る w 3/4 101 官度 圣化 42

五四三一九七五四

假

四三二 明二〇九八七六五四 そ略上及被訴判ア被誑む緊 の式器び告因決し告怨罪急 他手刷制人副副十人法头差 決適度限ンにに一種 育亡に差メ狂つ本、 渡しつにン人い主器 たいつト強て雑念 てて るてい的情 / ZE て腹を の等温 一度 質 の 10 柳 産 録 る 0) 田用古 阳

0)

採

用

0)

可

15

定

公

容

三三三三 二二二二一一 六五二〇 八七五四一九七 葵 葵 葵

939

938

経っ

申って

N

3 5 被 ٤ 疑 0) 省 町 又 否 社 . 被 改 告 IE A すに る 対 とす する 北級 は秘 老 福 の 告 县 知 存 刨 的度 万化 法 闕 ナ 3 规 定を 改 Œ ナ

收 す 3 可 2 す 3 稃 厅 二六

(推進) (新陶) 、和歌山、緑、鼓阜、 札幌、高松各高級、 高山 東京、 . K 水戶、宇都宮、 島)、網本、宮崎、 (前機) . (経期)、 (甲府) 、長野、 札幌、図館

旭川、 網路、高松、 (徳島) (高州)、 (松山) 各地設

理

曲 被 疑省 K 対 L 7 壮 改 Œ 不 可 す 3 8 0 福 岡 高 敦 外 八 15

が 20 行 が 微 用 3 な 2 40 0 巡 世 K 支 际 を 米 た す * 七 32

2 社 怨 S 档 を 却 告 2 知 T の試 な あるけ をれ と数は 助な はす 6 3 結い に果 5 3 必 す \$ 遊 盐 0 要 20

た 25 自 白 強 要 0 骅 を 能 8 且 0 被 疑 者 0 自 白 0) 任 放 性 を 担 保

す

3

理 9 形 元 办 5 * 不 体 設 2 批 姓 0 啟 信 を 意 ず 0 H 3 \$ そ 九 かる

法は 改 Æ 0 要に な 对 7 壮 自 白 循 取 ž 戒 25 2 た 的 被 告 ٨ K 0 5 7

方

九告 を 金 器 す 3 5 2 即 5

法 法 秘 九 一八知 条 条 = 項項 中 阅被 保 带 65 5 K 对 F35 す 3 被 供 述 告 人 拒 K 否 对 梅 す 0 3 告 땂 知 秘 -相 削 100 0

知 -九 七 条 -項 88 除 -項 Eļi -前 項 K 規 定 3

す 45 項 界 E-ma

(4) 默 告 九 乘 = 項 K を 詞 恵ナ 法る 三规 八足 条 * -悠 項 E にせ 規ん 定 E す す 3 3 李 * 項の を 告 即 げ h 3

941

- 0 23 3 23 合 社 5 n を 九 3 左 5 5 2
- 级 公 け 5
- ては 祖 多 省 知 光 位 は不 被 要 告と 人す K 3 狀 秘 档 办 公 5
- (11) K 智 001 7 告 如 す 3 2 す

改正 を否 2 する 8 0 一支持 庁

大阪、京都、神戶、 最高鐵調查官室、裁判所管配官所信所、東京、名古屋、 **泰良、大津、名古屋、福岡、長崎、** 大分、仙台、福島、 他台各高数、 横浜、 千葉、 山形、松田 静岡

型 曲 榕 路は 識 0

2 法律

知

K

欠

计

T

3

田 7

が

い箱

肥 あ

5 世

切礼

K H

行 告

使 如

しり \$11

4 水

8

0 2

て 7

23 杜

3 E

0

度

3

る 两 容 者 K 対 1 公平 龙 IL 档 K 20 2 14 1 数 判 所 2 は 改 IE す

对

知

版

胀

3

世

处

西

可否相 学 ゴ する 9

大阪高数、 縮和、 金沢、 福井、山 口 IN 111 島取、 松江、 施兒鳥各地數

激 级 N

943

= (1) 旅 察司 官 法 奎 鬰 経 祭 由員 すが ~ 敬 自 判 8 E 0 K 2 对 す L る 谜 5 抽 2 状 0 0) 可 尧 否 付 を 讀 求 する 場合 は 必 ず

改 正を可 最高數無查官蜜、札幌高鐵、東京、 とする 易 0 支持 厅 = -金沢、 富山、

長崎、籐兒島、福島、盛岡、秋田、 曲 札髡、函館、旭川、 新潟、神戸、岐阜、 網路、 高松、 高知各地欽 Ш 口、松红、

た 2/5 司 故 器 察 歇 員 の紫質 が 低 F L て 5 る 0 2 不 尚 斌 抽 を子 防 す 3

急 额 0 そ 34 Æ す

3

器

滤

を 1

改

3 状

5 0

E 発

被疑者

0

榕

老

旅 4

M

L

趣

被

付

圣

旗

重

K

す

3

た

25

否 大阪高裁、長野、 相 半 以 する 京都、 8 0) 岡山各地設 即

可

意 見 鳥 朱 高提 致 出 0 佐 庁

改 IE 広 龙 否 とす * るも 賀 地 0 設 支持 庁

1111

型 設司所言記官研修所、東京、名古屋、福岡、仙台、高松各高数、 広島、島取、福岡、 水戶、字都宮、前橋、静岡、甲府、大阪、奈良、大津、和歌山、名古屋、津、 曲 大分、網本、宮崎、仙台、山形、青森、徳島、 横浜、館和、千蒜、 松山各地數 福井、

945

搜 0 急 遠 增 DO す 2 n 35

新 刑 2 部 壮 時 0 器 察 持に失 K 8 独紧 自 0 置 捜 捕 档 を 与 先 黎 T 社 地 犯 す 371 る 0 搜 改 正瓷

(2) B 4. 曲 び司 は 特 なの証司 証法 换 23 た人法 人智 盗 母影 。 的 都 發 0 問員 の間祭 凯 請に 特 請 敬 M 求对 别求員 22 朔 指宿は 25 相し 嚴 は 紫 £ , 認校 DA 3 め祭 あなが た る官 る設盤 有 16 3 5 と同 5 00 L の様 、例で 從 可に 祭 線外い 否载 B 40 K 百多か H 护 10 对 に又用 五 + す は検の 8 以祭か 勾 庁 官七 留 金 るのれ 27 ~ 公 が 求 意節あ 档 で組る

(8) 延 起 訴 長 前 団 す 0 3 犯 勾 2 非 留 す * れ 期 0 性 間 他 t 奎 現 03 称 行の 法 俗 搜 15 Br 登 75 定 磁 43 5 次 かより 30 部 K 極 0 長する W T . 45 愆 抽 0 即是 町 間 香 2 72

0

処 大阪、 畏 す 3 名古趣、福陶、仙台 0) 可 2 す 8 、礼品、 0) da 松石 iv 致效、 Tr 東京、京 Kil 123 千颗、 字都宫 (計画 、甲府

背森、 広島、 新尚、 大阪、 札 Ш 晓、 口、周山、高岛、 西鄉、 京都、神戶、 旭川、 例路、 松江、 奈良、大津、和歌山、名古屋、津 高松、福島、高 長崎、庭児馬、 宫畸、治台、山形、 知、松川各地数 . 設車、 從此、秋田 福非、金沢、

理 曲

歌 す 件 3 必 NC. 福 要 つ様 15 加加 20 TE 3 は治 视 安 從 越 化 持 图》 と 個 口 的 相 285 Ħ. 裕に 1 3º 脂 14 2 す 3 3 必 6 要 9 上 2 双 25 3 E 功 8 始 特 提 统

長 延 提 杜 用 0) \$0 七 22 B 0 不 可 九 3 勾 留 期 間 0

憂

13

数 **30** 拉 0

3 K 1 47

丧 輕

遊

拼 世

か

7

3

E

30

3

14

拉

查

経

高

0

6d 27

链 切

元 福

旺が相談

問すめる

京

3

とととなる

のす

金 0

长 7 補

1/2

处 24 14

在

政

Er

短

办

F 200

10

思解

不 あ

起 3

見

遊 T

75:

a [5

留 拉

T

5

話来

九

4 3

1/2

3

123

(fit)

K

從 0)

0

2 32

誕 粉化 0) 不 分 独 72 10 2 Fil 0) H 77 左 邀 行 ¥ Qi 響 す 3 205 的 3 943

ガ

法

3 2 寡 勾 歲 抽 件 智 圣 嗣 時 titt 間 0) 8 上框 て長 1件 七 红 胡二 VC . + T 의 대 3 又 そは + 九田 E す 3

框 琵 を 否 Ł 3 3 \$ 0) 支 持 ---=

限

湿

拉

177

北

芒

=

倍

位

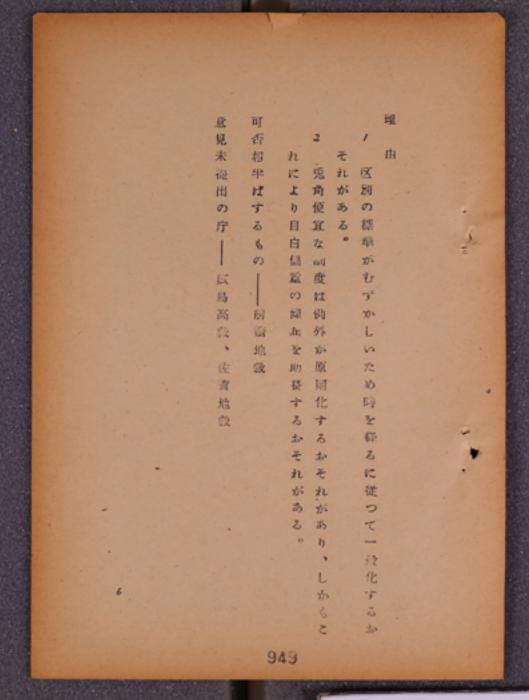
K

ナ

3

最高数限查官室、 設利所署記官研修所、 京京高级、 機服、 游和、 太后、 長野、 富山、

福岡、大分、絲本、福島各垃以



理 E 可 哲 由 出 200 E 局 m it 傾的 701 提 詞 沒 15 趋 12 €# K 從 0 级 化 お 950

--(5) 3 E 勾 ナ 初 れ環 は由 そ 開 の赤 孔制 体度 89 K 方 関 法す 8 201 足 を 改 Œ す 3 5 E 0) 可 否 . 改

E

す

最高級調查官軍、東京、福詢、 IE する 5 2 を nj とす 祭良、大添、和歌山、名古殿、津、金沢、富山、広島、 2 る 仙台、高松各高歌、 支 授 東京、 193 相相 . 水戶、字都宮、長野

Ш 口、 松江、福岡、 六版、京都、神戶、 長時、 大分、仙台、 福島、 山形、 盛岡、 秋田、青森、高松各地級

恐

新海、

2 か 勾 老 智 钦 定 PC. モ 现 要 求 カニ さ 杜 3 22 20 te 事 從 例前 25 49 り 部 , 理 3 0 第由 5 - 開 间 示 公の 判請 更 期求 25 日を 前し 7 ~ 化 左 限功 理 3 0 5: 5

奎 告 げ 11 0 い由 又 示 トラ 身和 保て 題い 盐 0 活 用る K b 1 2 -易 2 00 目 的由

は 遊

39 問 站 匹 か \$ 3 章 見 を 腿 ~ 3 世 3 2 社

法 0 要 箭 2 九 10

方

法

期 3 盐 捌 は 0 錦 2 -曲 期の開 2 示 女 判の で期請 日 京 後は るは 0 25 て [5] 4 勾

3

\$3 40

0

K 俊 を 0 9 赤の 化 利 代客 九 開 て係 書 人 面一 でを 題 期 知能 すす 3 3 81 5 2 度 952

刊 \$ 所 0 の手 5 43 が 韶 3 九约 て 部 い処 2 分 刑 BF 3 た を 敦 管 判 聯 官 すの る 所 级 展 刊す 所る IC 52

法 = 項 0 壮 0 定 から 35 3 京 で 2 犯

改正を否とす るも 0 1 支持厅 1111

鼓阜、福井、岡山、熊本、庭児島、宮崎、札幌、面館、旭川、釧路、徳島、高知、 数判所書記官研修所、大阪、名古屋、札號各高数、横殼、干薬、前橋、鈴岡、甲府

松山各地栽

題

曲

激 現法 行 2 選 上 T T 出 融 T 社 九 5

0 醋 2 6 25 9 1 福 保 際 0 見 办 ら現行 法 社 総 持

可 否 相 华 时 す 3 0

寬 未 出 0 庁 広 B 高 级 佐 智 地

= (5) す 3 訴 後 す 0 九 勾留 H ŧ 更 0 新 101 体 的 数 万 81 法 限 0 规 定 を改正 する 2 2 0 可 否 改 E

改 正を可とす るも 0) 支持厅 阳 四

仙台、盛岡、秋田、青森、札幌、面面、旭川、釧路、高松、高知各地栽津、岐阜、福井、富山、広島、岡山、松江、福岡、長崎、大分、嗣本、鹿児島、宮崎、 千葉、水戶、字都宮、前橋、静岡、甲府、新阁、大阪、京都、奈良、和歌山、名古屋、 裁判所書記官研修所、東京、名古屋、福搗、仙台、札幌、高松各高級、東京、横浜、

な 0 5 程 た 利 保 楷 釈 利の 保想 釈 定 K E 1 関 連 保 、 秋 中 逃 t t 0 \$ 2 のが 35

0

7

型

由

智

0 更 盐

新

2 九

954

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

B'

3 2 , K 7 刊 有 月 決罪と 確のと 定判の 後決更 の直新 収告は 監が明 8 3 5 磁机加 災はに 在一 短 5 版加 し有す め郷 303 た推 め足 化加 も生 必ず 要る -C 0 \$ 2 2 2

歪 H 号 0 34 囲 Œ す K 0) 万

B 2 2 K Low 龙 15 月 Z 2 K -2

盐 む大 0 決方 0 3

盐 祭ご以 響 以 以上 **杜** 上 * 次 刑 0) 30 いすを 故 物 正 決す 0 3 寬 告 が 孙 0 た 2 \$ は 进 练 大 0

及

第

0

3

定

壮

を

選 705

用 功

左 to

W

之宜

告

2

後

H

第 1-

1

+

九

祭

改 IE を 否 2 す 3 持 、 儿

最高教調查官室、 长 野、 大泽、 金 島政 福 Ш 形 松山各

曲

に限法

欠にで

2

è

ろる な

う

I w

2

2

左

3 K

はす

かれ

りは

で却

なっ

1 7

訟 微

選な

延事

の楽

版化

因っ

는 호

在.人

縣 軽

更不

新福

保 駅 0 想 を 变 挺 す 12 W 9

意

晃

左

す

3

0

德

Ro

地

22

町

否

相

半

性

す

9

大

歐

766

级

.

譜

20

神

15

各

地

敦

激 見 朱 提 出 0 严 広 島 高 敦 佐 智 塩

貌

955

级

(6) 红 の利 か具保 `体积 现的に と在方関 规 足 を 改 IE す 3 2 0 町 否 改 IE す 3 E す

て一七福 れ替法す を繋 完に 金か K H 行る う保 と歌 Ł 客 はの 、 級 可察 能は 2 , 8 8 30 か程 。 度 - 10 行 か 22

Œ す 3 nj E す 3 1 五 + + 庁 全 部

理改 曲

2 1. 逃 保 " 积二 亡 积 者項の中 の但か遊 製書そ亡 祭をれす 金 選 縣 も くす外の 行る事あ か必由り れ要とた てるしめ TK るあな " げ 型 3 K 必支 要職 あを り来 * た なし かて · w 法る 六 。

0 保条 は整 V2 23

2 0) 选 t 3 九 3 \$ 老 22

105

ガ

- 法 号八 中九 一 条 無を 期大 - 0 OI 头 う KK 一、效 若正 しす (3 壮 极 别 + 年 以 £ 0 有 期 10%

がに法る六五二加 告てけ法被た網し因殿人住と 人一れ九告に後、にけが居る 疑一の う氏し 化名と 足叉改 りはめ

る住る

相局

¥ -

なと

理改

田沙

15 6

て渡数 をと新た、定 。決以を 足上改 をの正 し刑し 在化, り処又 です勾 勾る留 智 判 更 を決新 総のの 統 曾 副

法 九引附九 るの大受し三旨つす と決乗人一条のたる条山 に被ば五人設、か関る逃 送音な集のけ勾つす すのな二居 る所い項 는 181 し限 TL らたっし しかに前の なで設項表 いなけのに "いる場一 一とこ合身 を書とに元 新 は 。 は 引 た、、受

・は項間 と在上 とがを を明新

953

5 圣 E き 法 利たは九 保化、六 釈 酸 敦 条 のけ判の 制る所二 5 はと 8 。 ガ て PF -以身 下元 0 51 過受 科 人 にが 処数 す判 る所 2 0 と命 が合 TK 8 從 3 h 0 1/2 Lim to

す ~ て 蚁 級 保 釈 K す

煮 見 未 0 厅 B 高 級 佐 費 地

状が 件通沉全现积 決と領に数 [6] でサラ 際であるい る保て 72 省 \$ 0 100 仙樂 台は 地 殆 万ん 数と 刊 行 所わ K to かて H vs るな 製い 数と 00 00 寒う 施の

, 99 3

厅条 らを常は国在者 は 選 保 夫 的 醫 の 守駅のな て足か 10 0 b にと毎 を通 簿 報·月 を告職 領す日 付るに ける検 、 と 祭 こと庁 北上战 にては 押い番 印る祭 さ が に , 出 区 凯 されし とはて と検指 L祭定

っ指出 て景頭 いし者 · # + 3 0 3 回場 答 合 K H 上呼 り出 保状 歌を 取。裕 附し 0 . 申 更 XK そ 不 の出 他頭 をの 考場 盛 合 すは

る所て

と在り

と調る

查

左 方 不

960

= (7) す る祭 2) 2 と以 の上 可の 否刑 K 処 す 3 40 決 0 ü 台 K I 3 從 釈 失 劝 0 割 腹 圣 路

麗 東京、名古屋各高級、津、 止 す 2 * 可 2 す 111 3 形、 0) 育雜 . 25 支 松各地敦 贽 庁 六

収 監 व n 3 0 は 不 拘 東 0 主 京 起 際

5

保

釈

0)

失

効

1C

I

3

歌

3 は す 本 10 21 SEE. るか 以 金 又 0 选 亡は刑 外に 0 件 防 处 奎 变 2 更物 す 热 2 -第 12 =

5 2 を否 す 3 支 授 五

13

跷

す

松江、 模拟、 最高鐵調查官豪、敘判所書記官如祭所、大阪、 祭良、 總和, 尚、長崎、大分、顏本、 和歌山、名古屋、跋阜、福井、金沢、富山、広島、 千葉、水戶、字都宮、前後、靜崗、甲府、長野、 徳島、高知、松山各地敦 庭児島、 宮崎、仙台、福島、 福岡、 仙台、 札幌、高松各高致、京京 新為、大阪、京都 盛脚、秋田、札 一口二 周山、島田 . 谷王

t 足 か 极 九 3 2 共 PC 被 告 1 962

いるという 50 九 0 0 te 保保化九次 5 か れ人有判大 の源 34 の後 か 宜 3 失 がか効 5 す る段 0) 10 はす て当る 手 25 質 7 数 從 あが 2

意 見 出 0 貌

5

9

農

(3) 保 釈 失効 後は 版 則 2 T 锹 奶 E 許 さ 九 10 ċ ٤ とする 2 2 0 可 否

最高數調查官家、數判所管記官研修所、沿 宫崎、仙台、 字都宮、長野、新潟、京都、神戸、名古職、岐阜、福井、金沢、山口、 を 3 左 山形、偃岡、秋田、青緑、徳島、高知各地数 5 5 2 ž 町 4 する 山 仙台各高级、東京、補和、 支 帮 厅 = 八 大分、颜 千颗, * 水品

理 曲

加 九 3 世 T 30 9 恒 5 又 桴 保 积 する 0 壮 失 効 B 世 た

2 第 0 判 老 專 M ナ 2 10 25

不 九 上 訴 E 在 4 3 3 九

方

を 0 2. 定 K 上 I 0 b 刑 级化 祝 処 がす 取る 9 和 前 決 3 0 れ宣 た告 後が は あ 385 2 八た 九後 条 若 0 规 定は は 第 2 九 九六

3 常 所 -0 级 K 失 後 K 5 4 壮 H 9 保 許 保 默 聚 圣 3 全 許 ず 上 許 3 10 5 0 2 日 TU 力 0 2 断 规 K 足 委 3 旨 す 設 0 H 规 定 例 外 を 102 2 计 3 7 . 12

保 状を 大津、 東京、 旭川、釧路、松山各地設 許さ **维、富山、広島、岡山、島取、** 大阪、名古屋、札幌、高松各高設、以深、前橋、静岡、甲府、大阪、奈良、 九 5 5 とを否 2 す 3 松江、福岡、長崎、 8 0 支持 庁 臨兒島、 = 七 福島、札幌、 西省

亞 由

- 不 起 訴 3 n 看 2 衡 を 失 す
- 選 用 をに東 委 す ~ t 7 あ 0 人てた 特 K 別の 文 均 を H 2

2

本 釈 反 許 10 5 は 福 扣 す ず保 訳 81 慶 0

和 Ш 高 松 各 地 敦

見 来 0 庁 広 B 高 設 佐 質 地

級

意

三 2 な す 3 身 9 0 2 す 拘 3 骐 省 そ 受 否 2 H 0 て 报 見い K. 3 つ弦 いが て智 义 I II 会 鼓 人省 圣人 盤と 奔 護 5 2 人 が 又 ては 弁 3 1 5 2 2

とす 6 0) 支 79 1

盛尚、 大阪、 札幌、面館、 札幌各高數、 旭川、 横浜、 が、 長野、 新高、 繭 如 松山各地設 設阜、 福井、 松红、 福岡、 大分、 島児島

理 曲

2 要 器 用袋 を 防敵 te 止 防 場 す 合 化た 限めめ 10 -7 in Ti 級 め質 3 办 t 5 共 請 に求 立 が 会 あ 人り 10 . 秘缴 密视 保所 持 が のそ 10

を

方 被 93 25 件 23 合 婚 K 0 2 IE. 圣 期 す 3 た

三 九 I 4 -3% 级 1 75 ź 胸 0 H 中 場 BF 改 25 田寺 BS

0 合 K 会 が 2 九 染 老 項 加 10 规 T 足 項 9 場

け から 社 歇 K T 经

法 立 項 接 7 加过 盐 0 定 も 3

题 傑 9 秘 保 持

否 2 3 6 0 支 持 Ξ

名古屋、津、金沢、 湖和、千葉、水戶、 最高裁調查官聚、 穀利所容配官研修所、 富山、広島、山 字都宮、前稿、静岡、甲府、大嶽、神戸、奈良、大津、和歌山 10, 如 東京、名古區 山、長崎、熊本、宮崎、仙台、福島、山形 、福岡 、仙台、高松各高 级、

秋田、 青粱、 高松、 德局各地敦

理 由

0 自 斯 30 G つ窟 1/2

0 不た 東に特 o H 被 使 告 龙 1 2 5 0 均 上 立 3 会 人が 当 を 事 微 か者 主 左 い義 方を

寒 際 J. 办 5 芸 0

合 左 I は 人 允 を 6 戲 な 力 10 2 た が 故 K 生 C

た

不

便

Va

Va

黑 来 提 出 0 厅 広 14 器 級 佐 質 逸 级

16

微 瓷 押 . 緊 命 搜 紫 改 TE 紧 fit 微 能 制 度 を 恕 設 す る 2 0 町

否

图

图

奶 設 仙台、 す 3 高 ことを可 松名高致、 奈良、 とす 3 大 冰、 \$ 0 岐阜、 福井、 支 授 芯 庁 10 約台、 福島、盛岡、 音樂各地設 968

環 0 現 告 は行 左 犯 v 0 提 2 思、定 かが 九西 2 2 LI 胚 上 语 右 の趣 旨 嵬 0 築 0 规 定 点 圣 か M 5 雅 9 人 7 n 8 便て H 8 で何 55 等

9 袋 IC 便 H 0 10

· 方 愈 課 排 2 同 极 0 件 2 许. 世 W I Va 侃 被 疑 着 以 44 0 看 17 K

設 对 H す 合 K 0 10 7 は 微 用 七 0 他 K 基 く損 害 K つき 賠 偿 朗 10E 金

- 3 2 重 绯 0 b 七 0 4 122 25 3
- 0 粂 _ 斑 = 号 老 即 现 行 90 0 場 合 VC. 易 45 3 げ 2 5

紙 設 す 50 ٤ を否 2 す 3 0 Z 17 五

高知、 東京、 京都、神戸、 長崎、大分、龍本、 最高数調查官家、裁判所答記官景條所、東京、大阪、名古屋、 横浜、 松山各地敦 和歌山、名古屋、金沢、津、富山、山口、岡山、 **浦和、千葉、水戶、字都宮、** 臨兇島、宮崎、 山形、秋田、札幌、 前衙、静岡、甲府、 阿紹、 島取、 福岡、 旭川、 長野, 部路、 新湖、 松江、福岡、 札幌各高數 福島 大阪、

理 曲

- 0
- 2 0 侵 遊 法 盐 遊 作 反 O 9 の条 の髪 でい想 差 が 定 本为 的 3 . 0 楷なて 歌 K 足 直捜る の紫 砂に 2 I h 9 7 軽は 第 k KE 署 H 0 ~ 問 3 ~

2 後は にな 级的

- 3 判 E 0 给 状 於 得 5 12 4 7/2 2 た 場 合 膜 状 [0] 復 0 措 嚴 办 图
- い又 な が合 10 社 K 七 25 て 0 0 件 がは * 光 欠 分 T I £0 9 20 3/5 左 3 12 墈 5 的 合 5 金 は n 然 T 旗 不 搜 必 3 瓷 要 办 て 5 b 0 3 必 要 · mi な

可 否 相 半 世 す る 易 0 高 松 施 20%

龙 見 未 提 出 0 庁 広 島 76 致 佐 賀 地 202

970

五 现 行 0 起 訴状一本 主 貌 ž 改正 す 3 5 2 0 可

否

町 とする 新海、 福井、 6 0 金沢、 富山谷 支持 地設 庁 四

理

曲

2 陪 和新 の 割 姐度 E & • 採 逃 用 選し 圣 在 100 W る教 KB 利に 益か 50 W 9 T 社 . 12 40 0 哭 状 K 砌 か な 50

方

す 8 2 3 法 [0] 相 す 8 2 事 3 の告 刊 万 5 社 期 K 2 及 81 護 UE で自 化 左 第 あい 3 8 [0] かそ 0 1 22 KC 40 そ他 つ期 の設 い日他判 て前 の官 提はに暫に 12 知于 起刊 等所 訴所 にを 状に つ抱 提 1/2 x/2 が同出てし 3 はめ 2 之路 至礼 社化 証の 第つ題あ

六 項 K 次 0) 学 旬 圣 730 光 7 8 于 RF を 抱 4 22 32

公 TU 但 0 の円 知過 付 3 5 2 か 2 25 3 考 九 3

告 SE 2 孫 SC. 事 敲 美 当 功 す 督 3 跡 Ł 8 省 壮 2 义 22 H 謂 証 京 容 T Bis ず 3 \$15 B つ親 及

25 立 梭 朝 \$C 30 請 鲢 热 0 额

否 Ł する * 00 支 押 厅 五

西部、 福岡、長崎、大分、 京都、神戶、奈良、 各高数、東京、 最高發調查官室、穀判所答記官所條所、東京、 旭川、 釧路 模拟、前和、千颗、 . 高松、 脚本、 大津、 和歌山、 德島、高知、 應兒鳥、宮崎、仙台、福島、 名古屋、津、岐阜、広島、 水戶、字都宮、前稿、静岡、甲府、長野、大阪、 松 山名 大阪、名古屋、福岡 山形、 (國際 山口、岡山、島取、松江 、仙台、 秋田、学云 礼貌、高公

数 ŦU 壮 粘 果 的 K 遊 ΙE 公 平 2 20 3 te T 足

斑

H 社 9 な 5 . そ 0 容

到

阳 1/2 時す当く根金 早の主 * 体を 一系通 亚 義 場的 がじ 別て 姓 斯 机公 る平 · C と遊 - 1 特け 化北 歴ば 遊な 选 5 ~ 限 きり 主な 6 , C 10 35 D 改 る判 Œ • 所 0) 于 H 断 れ 防 H 1h 九 973

六 篮 验 法 0 製 定 圣 改 iΕ す 3 2 2 0) 町 否 改 IE す 3 す n 姓 七 0 英 你

卧 ガ 盐

改 Œ す ると とを 町 2 す 8 43 支 持 庁 五

和歌山、绿、 仙台、盛尚、 最高殺調查官察、裁判所否記官就修所 秋田、 殿阜、 千葉、 育森、札幌、茵區、旭川、銅路、福井、金沢、富山、広島、山口、 水戶、字都宮、崩橫、甲府、長野、蒜尚、大阪 、東京、大阪 名古屋 高 Eng 松、 щ 松江 266 福岡 知 * 松山各 福岡、長崎、 . . 京都、奈良、大潭 仙台、札幌各高致 地数 宫崎、 974

理

遊

0

级

办意

to de

とす

\$ L

村 も

间

いがな

T 3 10

· 42

雅 が

要

义

题

2 te 2 9 K 1 K 彩 え 顕 橙 K 1/2 立の別 要 つべな m いっは

質 的 理 曲 K

芝

方

法ではな な い対 もが野 2 3 思れがに証 うは与共恐 過のな皆 • 破 允 同 物 皆ら破と つ又 人なり皆の にな人区 証いを別 B 人と博を 14 人 適い入明 うす足 答 答 を埋るす Dia Dia 認論と 又 又 め上他必 は は るのの・要 供供 難共か ※ 並 と点同ら を を にが鼓 艇 艇 よな告 拠 热 2 2 つい人 てわに ナナ

٤ 2 2

誓物と # 明 提定 Hi 3 2 2 3 審 額 0 証 拠 能 カ 8

省以 0) F 供の 述一 調一被 普 告 0 1 BE -地中 能に 力は に共 つ同 い被 て告 明人 定を 寸 包 る含 とす 2 3 200

好 中 被 级 H Line 0) K -司 盐 晉 察 圣 Du 兔 3

二足名 項を押 を設制 成けの Œ 8 3 6 5 € \$ て . 0 公 刊 杜 廷 供 述 K 力 30 任 H 3 意 被 K 告 3 九 A 9 た 自 白 0) を 2 能 25

1 级 8 199 N: L = = 0 条 . . Ξ 柴 E

第て 图判な者人述三左 け 供け至 てかも 判 湖水地 が出と幅 特頭は若あ にすでしつ父た た は 帯 (在社七 5 すと N 2 。 判 但期 ,代刊 2 日 供 , 1c 述 ず こが省 に若 い若 5 7 類に O III 杜 が調作 、く公べ成告供

976

975

2 2

5 5

龍谷大学矯正・保護総合センター

解け完

決で金

家 魅 12 N BY 改 25 節 勘 設 判 所 9 事 件 K は 5

証 选 人 証 0) 加刀 を 12 公び定 3 刊刑作 te 期のよ お 日 加 り にに重圧 はか原発 , け 因 と とる以す れ被外る 告 2 (0 、 実 が 班 班 をで

藝 柳

12 11 10 9 0 9 解 K 级 す 和

E

が

自

曲

K

法 既 用 聖物 加丁 2 3 5 6 12

14 13

着い弦処 証旨告分 質の人を 任规が上 分を認の単

15

8 鬼

白

v2 6

盐

VC

從

to

左

2

978

XX

田文文

2

72

件はけは

はてれそ

条 一 铅 足

左

Do Wo

ばの

当却

証 決

四 の

2 3

はつ

意力た

刊場

投 合

0 1

誕 10

16 酸 け

改 Œ す 3 5 圣 否 2 す 15 B 93 支 授 厅 九 福 鳥 Ш

高 松高公 湖 30 静 1941 40 名 6 13 大 分、 BE 紀島、 形名 地

要 盐 曲 す 社 超 行 後 H 九 Va 43 -0 3 702 6 今 判 例 法 0) 從 脱 ž 生 0

0 0) 18 IIIZ. 熊 本 恋 No. 谷 地 级

意 見 米 提 出 0 庁 匹 Fà 高 2 佐 資 塩 92

+: 被 货 人 10 艇 ٨ 遊 稻 Z 認 3 C Ł 0 可 香

可 東京、 とす 3 名古屋、 6 0 福湖 各商级、 支 持 13 旗林、 = 710 -6 395 都 百、 胸稿, 長野、大阪、

方 法

當山、四縣、劉山、

島政、西崎、福

杨.

山縣

.

社出、

高知、松山各無穀

部、

金田、

28 告 人 16/5 作 10 5 Va 限 3 5 2

2 9 被 告被 Dir 述 1 70% せ經の 5 A 2 C 1 5 7 1/2 凝 述 在 6 7 3 5 Ł 5 K Ł ナ × 3 群 L tit た 妈 合 K tt 宣 晉

理

由

す 2 人事 ъ 英 共 × 14 12 E. 崖 6 A の強 C 40 H 100 白 200 化化 af 3 3 ME IL 72 15 Va 袋 2 16 5 10 5 不 衡 韓 T 平を 刨 他 00 被 ER. せし 15 犯 共 省 10 同 0) 5 被 犯 九 告 罪

3 把 3 有 3 撼 被 告问 挺 て 人被 3 12 彼の 2 23 iï 72 00 ~ 俊 3 3 3 3 红 2 從 1 Di 如 并 つに 3 杜 T 膜 4 は 分 0 面 T 5 的略 7 VC **** 滋 级 0 防 稻 止 京社 和 梅 す 0 30 3

24

好 とす 3 6 0 支 桥 13 三大

た

20

函館、財 福井、山 繪和、千獎、解闢、甲府、 最高數觀光官室、数判所發記官位部所、 川、 0 松江、 網路、高松、鐵昌各地以 福阁、及崎、大分、 称码、 京福、 航本, **神戸、奈良、大津、和映山、名古層、岐阜、** 大阪、 府児馬、他台、藤岡、 他台、 札絕、窩松各高以、實京、 青蓉、札配、

理 由

遊院 級 聯 数 秘 Ez 猫 の題 30 必 め lig. 3 20 2 3 5 以 it .E 芳 胎 钦 告 2 人 33 るに EX 問 Ł L T Œ 人 とし て 0 供

2 冥 曼 13 5

980

見 未 出 庁 馬 島 佐 H 段

4 3

被共

質網會同

ヒの人彼

の行に告

必使证人

发と人に

E 胸 遊 開

磁機怕丁

的などる

切像的粉

T

9 7 老

70 8 判

202

也

٨

施

格

老

稍 認 粧

* TO 0

茨、と 川

斯

SE (0)

対で

拒 か

on to

行方

使松

W I

まい

b 25

に紹た

距 构. め

る歌

惠 - 地

惊、 千 松山各地公。 **他台、福島、** 最高發調查 瑟、水戶、 理 採 战阜、 3 被由用略 丁式 官軍、 福井、金沢、富山、 る手 半郡 Ш 5 能 形、 東京、 2 百、 盛岡、 支 · [6] 便 极 大 1 秋田、青森、 版、 厅 C 16 15 甲府、長野、新 亡 酒 名古 111 () W KA 牌、 5 同 图 -山山 度手 礼 248 を読 地 Mi 為汉、 わに報と 海、大阪、京福、奈良、 西館、 他台、 周 別 寸 個 福岡、大分、 るに 旭 111 既、 以彩 、釧路、 E 211 高松名高级、 t 左 餘本、 、 簡 然為、 群 易 和 版見島、 赛 手 歌山、名古屋、 高松、 東京、 の疑 能と 高知 官師、 横浜、 肥しし * 7

方

5

3

tt

次

3

2

E

合

It

犯

刑

义

性

無

問

人・す

部 游

起 控

25

1

n

てア

奶 イ

白人

海 ン

K 61

つ度

N &

て秋

簡,用

易丁

2 3

5 38

か と

手 又

链 は

5 3

採の

用制

す度

3 0

さ 精

上 神

0 %

0 入

h

可 Ł

否

B

件

可

色魔性若 Di 价級 彼叫炬 も強能く 告 度 做 の用施は 人のでを仲 相特 娘 の 滑 行证证 **有**等 後せ人け道 るも前に . 3 6 0 微如如此日 成り気はて al 7 72 44 13 尼人協助意 m 6 6 0) 2 4 欠九目遠る た自瀬だ 2 と 作 母 が 変 る態し戸け と易てな簡 にて節 とない影響 長鄉各 対照る際に りろて 西 も 段 い平件切て · 额 地 川 、 平 寸 性 につて命 練る相 もの 2 2 5 0 17

理

曲

話

作

奴

0

A

統

玄

疑的比比 . 30 77 va wi て酸 は な * 12 情め 状て 练 も K 14 つ刑 市に + 0 9 W 間て 26 ~ 2

984

息可 見包

来 相

世华

出世

庁す

II 0)

级 松

· 11.

佐始

哲 \$2

地

302

妈 16 4 3 2

20.

3

VC.

2

れ命る

(1)

九 量

H O

当時本世典

新剛刑の情

態度の以に

早は強いめ

进 如

983

到レ

九 K L 助业 7 要 1/2 情 2 状 0) K > 2 1 否 い。例 て度 の又 书は 決 同 前 類 跳 位 W. L. を度 12 龙 判 採 所用 好 L 罷た の場 問合 売 官刑 10 0 花 最 方豆

可 最高裁談 京都、奈良、 ナ 3 在官家、 0) 高知、 和歌 山 東京、名 福非、金武、 山各地波 静 古 厅 殿、福岡 = 匹馬、 四 高松各高敦、横雨、木后、 爲取、 松江、 大分、旗晃為、 前緒、 山形、

琙 由

K , 0) 約又時 が弁間 0 16 る人間と かの最級 なか判 数いら所 刊場技の 合 官担 6 風あのの 提 3 L 出 波 弁 被 人 00 80 # 4 · あに 0 つて 用 ては 易不 9 必 酸充 要 班 分

せ 設 致 41 11 の官 出の 選欄 化助 老 数 神國 すと 3 L 2 5 と刑 . 0) 是 是 K 開 す 3 惰 状 0 22 査 を さ

方 法

官祭の及前 損項ににめの 定 7 課 瓷 74 項 談

報 は告 超位位 法 姓 面 福 出 ナ

985

LK 判 T 3E 3/4 0 游 2) 172 展 K 깘 0 檐 醍 老 付 15 ナ

变 但 新泉 は 0 す 3 办 之 K

否 2 す 3 * 0 持 厅 =

敦利所書記官研修所、 大汉、 他台、 札提各高改、東京、 静和、千點、 辞聞、 長野、

仙台、 新島、 福島、 大阪、 神戶、 秋田、荷森、 大年、 礼品、 名西 版 N * 頭、 組 級 111 早、 網路、 富 山 **冬地致。** 明明 福阳 提牌、 門で

理

か金 3 再 続 を 館 略 T Va 3 the.

2 K 法 世 外 で的自 官設は 以计块 生 外 学州ずの少で 0 % す 3 2 情 築 * 0 他

芳

4

7 海 22 度 溢 操統和分 山用の七斯 17 VC 19 18 0 九 n 102 既 b 不 可

来 可 佐 宇 高 松 各

0 老 訴 の問 具刻 体度 的化 開 法す 3 规 Æ x 以 Æ す 3 5 E 0) ल 舒 1 政 匪 3 3 ٤ ナ 26

H 方

改

圣

or

す

3

0)

支

持

厅

= =

東京、

福城、

他台、

札幌各高级、東

京、

機能、

太后、

都實、

新周、

山。字

仙台、山 京都、奈良、

形、

札花、

面部、

順川、鋼器、高松

1

窓島、

松

山各地以 鳥取、

和歌山、名古景、冰、智山、山

四、四

松 中心

21.

福田,

茶篇, 大阪、

理 由

胸 3 . --被 性 祭 T B 容の 28 在家 12 Z in it 囲 検 四 紫 CE SR KC 刊位 所ず 自る 5 主 な 2 3 6 in 九 2 ナ -公 3 25 C

公 訴 容 祭 5 歸 因 ٤ 0 114 係 7/5 不 明 福 九 た 15 女

2

987

988

龍谷大学矯正・保護総合センター

カ 法

9 额 30 6 た 世 た 471

建

IC.

姿

Œ

す

0

にと

更义 設訴には一法法 てに所 爱新 見 好 でれに異のに配 20 43 109 62 够 T 10 变 领

4 3 る 弁 的 左 判因 1 位 安 に生一は草り 版に刑立丁項 安が平りるの公 战 数 2 70% 告め 3 1/2 110 分 25 0 助 E 又 は 質 北

杜 更雜命間求之外更注上は染染 好公 式 統 此 日日 11 3 ナ

K

豚 因 61 朘 は 器 7 14 2

3

改 最高数额还官室、 Æ 靜阁、長野、大津、 哲 -2 被单、 71 0 所 25 福非 記官母 接 金 批 訳、 断 11:15 近馬、 -= 大分、 名古殿 1

型 盛 の保 間、 発 鸌 現由 般の行 秋田、 を長法 所 \$ 青森、 8 1 3 9 高知 2 P . < 各地以 本 航 ろ 副 道 腹に · 11 0 2 1) E つ 0) 1 F7 35 期る 熊 で状 高松各高致、 太、 左 記 腹児島、 いて 1 3 せ る L 10. 千海、 75 3 5 füf. 刊 被 福島、 前结、 创也

可 香 相 华 ば す 3 0) 部 和 神 15 各 地 级

2

14

2

3

3

朱 提 出 庁 四 路 高 22 3 N 追

990

性 人

29

のな 規く保 显 銅 积 金 日 又 設には 时 出 到 る頭目 L 191 と 在 行 00 W 14 可 場 止。 台台中 , , 疲 設 公 曾 付 州人 6 番 が と理想 寸 及 亡 noL が物た そ決場 の育合 具 波 及 体にび 的つ正 方い当 法てな " 特 專

即由

町 穀 判所 3 易 验 記官 0) 部 能 断 及び 韓 名 四般 ti 地 12 0 52

か勾但わの自 ら引しけみら送 出状 、でな防亡 頭の有めら郷し 钒卵るず梅女 行のか強 めに利ら明放正 決小弁頭当 つの日陵 て質に事た理 份疲 件も由 質頭に習べのな 告をめ入つでく たのいあ公 つ物てる州 て利性亦解 社 亡智 脟

3 25

-C 18

でいも

たれ人るし

37

亦太台

きのるの必な

のなれ会が被

あだをあい人

るりいる ` は

3 2 ししは 出 办公單判頭多審 しいな決に るのよ 告訂り証促 刊红知正 0) 30 確 決 捌 認 幹 にの日め強 でなか ては 被法い 管 発 る.当 お 合 様 のい理な の質理てで場 立要由はあ合 が割る被 かにた決 。 告 5元 (0) A 不し出曾 0) 可以四波 1

2 K 二级公 久 の以又送 士 上 は 選 何 时 智度 祭 口 祖に領の 行役 利出 決 班 停 后 すせ 止 と 3 3 中田 2 3 の法 被四 がき 告〇 では人円 自設適係 じの W W し如 のは及き 規弁び規 短腿 定 定 立 0 12 计会事计 るの由る 2 下分°

刑 二群 八二 六八 粂 六 の祭 = 0 · 7% 级化 告次 10 35 -釈を 烈 加 は 元 四 る 17 0 貌 行 俗 此 若

方

も人すに す 得護わ 人ち欠のがる出被合 四 5 \$ 題 0 人の同 告 3 左 支 功 17 ° 12 3 特 、正 き 門 当る はなの t the . 3 有旭刑は二 . 0,00 5 所 22 北海 意 卵し豚召の E 判 It 会 由 肝 決 二世紀 のな义 刊被 明 答 197 下〈証 決告八受よ 131 70 に出人 を人六ける 花 田 咖, T 0 質が気てし 福 縣 頭 し 機 告きの正 た 能 築 しな定 恐 す亡型当 肝 却 合 たい人 定左 す 8 6 % 郡 とたに頭

のき出

のは頭

緑枪し

間察た

を官に

在 , 办

し弁か

994

と場か由

は合かた

き除ら公

い技刷期

一告話日

ず利

香

名

古

服

垃

拉

3

5

件

奎

路

給

得

3

る利悶一第告 被し事務之保か第 人けの三かのい八五機項目の 为业次 次明分 他のかに 5 义 な 州 端 割とな除 はい解位 だかいて場の 。 法 新 00 0 明 自者二人 とかた以 刊留 白 定の九义 設でる正決人同日 r 理他一性 すが機に 由の毎五 作 る網 て出 75 3 が場の万 8 5 起 K た合手円 き但つ 12 合 が 出 いに続を HLU IC のはを超 被収て で頭 社 に前すえ 告刺は きし 奶 出頭るる 人所均 为生 前 · v 質の場別 -6 祭 のは告 L例合分 出被人 - E 3 0 頭告の 0 想 3 なにににに T 定 を人類 いよはあ 社 : 12 場る出た 命の途 被 李

理

由 绝 七柳 IC DE 0) & 例 拘 州 行東 0 かす 绝 際 触 処 2. et 公 张 B 味 2 0 5 效 2 3 3 0 す 欠 がべ T 8

建为 北山 的位 る判 審 理 圣 被 告 A 不 出 M 0) 洪 主

7/34

合

不

0)

育

渡

未 版 爲 與 地 欽

提 出 庁

32

ば 上 そ・蘇 の削 具 度 体に 的っ 万四 7 . 0) 规 避 35 12 する 5 Ł 0 गु 哲 -改 E す 3 E す

九二 法

政 本、 最高穀粮產官室、穀判所辦 祭良、大津、 高载、東京、 す 旗兒島、 3 2 他台、 和歌山、添、 微級、水戶、 可 山形、 ٤ 字都言、前繼、群組、長野、新潟、大阪、京都、神戶、 岐阜、福井、金沢、 3 盛間、札幌、 紀官后征所、東京、 6 9) 商館、 支持 旭川、 山口、岡山、鳥取、福岡、大介、絲 大贺、名古屋、 庁 劉路、德島各地数 63 他台、札幌、高松各 995

理 由

1 影 3

2 遊 訴訟 籍 促 に総 かの 計 見 る地 谷 か 级 5 の必 取要 記で のあ 性 格 聖 相 络 3 せる 必要が あ る。

方

18 17 16 15 14 13 12 11 19 十しいが被 一控次も的告接証政簡附接最と被 日脈けのる人 派 热 類 薨 保 50 作 0 に所 2 8 192 のな緑度 き作の明報 计 證 老 具の復にす TE 知和記録 报 体 ` 位 位 级 付 的際 20 建级 £ 100 一 限 坐方 人在 付 設段 京规 12 Va et 计书 都 定 弁 る所 5 酰 地を £2 E2 10 D 0 5 人 英 型 と合 n H 容を 力 LH 器 4 3 22 His 10. 5 -被しは SE 遊な 枥 遵 计 告 8 5 E す 人檢 左 超 Ln 3 ナ て ば に 終 好 数 I 五本 中日 nL 5 礼与魔义 けて K をな人は 在二 ナ 993

10 9 8 33 E22 3 5 K 法刑法るめ紀上禮 5 E 版 と控配容 三事四場る 際 客 际 数 ్ 刑 版 豚 九の〇合 こ又権 記忆 申さの。 三億二はとは機立 録か 立机取 訴 条 遂 " 無 減 湖 俊 た 調 送け 打る 等の著但湖で剛 设事は 上路認定 0) 10 告 項 徑 女小女 於 利袋 1 1X 號 塩 人に你 6 7 亡 州 斑 殿 三 の事 は 人 亡足由 3 以义 H 器 江 しすの と 語 告 松 升 こる物 1: 15 维止 · H L 分と様 稲 40 10 照 格 現 72 智人 分とに 16 を一定 面 烟 3 00 00 0 0 0 抗 糖 を に 合 意 上 客 5 S 見除 大審別 I 1/2 T を 均 寸 的 除 る除 0 处 - + 5 在 附を 理 4 ь LIE とにる ٤ 0 行 と統己 际 视场 方 5 るな 10%. 挖 物 In + 争 0) 宏 版 5 6 3 東京 施 推 37 R 5 人楽 E T K ナ 容 0) 1 3

かつ合す の決 にの申に 上 由 文 影 つ立を明 た及 ら見場け

程 立 なの理 い球 でいはは 決 H T 定 * 接 又 性 門の 5 kt 老 申

25 高 終 级 利 所 红 告 胡 空 記 H 3 5

以 高松 255 Æ 路高 す 3 3 5 甜 和、 x 千 哲 0 古 M 支 枠 松江、 楼 崎、 宮崎 秋田、 青森、

高细各地数

-理

上事改 保解い正 段権てす の地はる 見難敬と 地が留す 5 3 tt tt 現れど上 し横 をがて地 奶 も 葉 持去嗽が 十 に・田 間 べかを即 ちい受 5 でてけな ああ際ろ るつちう * たでが 1 25 名従つ刑 って事 てと、际 地後の恐 1000

ては 行 加拉 \$ 能 0) 33. 3 the 改 Æ It 3 少 時 27

意 高 見 見 す 25 Ill 27 松 ili 名 地 12

va

出 25 高 52 佐 智 始 22

+= 北 壮 略 定 * 0) 1: 具 碗 体化 的っ 方い 法 T 0 9) 规 定 × 弘 Æ 4 3 5 ٤ 0 PT. 香 -改 JE 士 3 &

改 航本、 名古層、 字 改判所否配官師 Æ 稿松、 怒苦、 す 3 線児島、 高知、松 酸率、 前植、 Ż 山各地泉 部は、 宮崎、 福非、 極所、 名古殿、 甲曆、 90 sic 3 台、 38 投野、 、田田 100 Mb 伍此 以為八 新尚、 W 礼 於 100 大阪、京都、 IL. 秋 11 高松各高段、 粹 庁 門森、 經山、鳥取、 四 神戶、 札幌、 八 實京, \$78 198 奈良、 商船、 模能 旭川、 長時、 大津、 旅 和 和欧山、 大分、 御路、 水口

略 鬼 -F. 統 × 明 確 化 螁 促 邁 W 松 立 た 的 る た 35

方 法

2 1 娶 正略 L 左 式 欽 命 5 判 2 4 E o ve は 珥 E 立 公 す 宗 77. 送 3 つ強 72 ž 28 E B は 改 85 て 起 縣 状 院 太 0 送 遊

3

奎

際 太一 の略 送 3 左 28 Va 2 H · 1 公 H 縣 办 提ら 起二 はか さ月 加以 PS 0) ほ K 2 略 7 式 効 命 77 4

失 9 -皆 0 规 2

*

九

た

止

す

略 仮 式 前付 命 命 合 合 為 3 8 3

法四六一 柴 0) 金 0) 龙

Œ 定 级 立 I 2 要 震 0 規 定 を 遊 用 L 在 Va 5 1002

9 8 ア法 レ四 1 六 ンニ 人祭 2 0 杏 niti Did 度は 老 起 採 訴 用状 すと 加別 世 個 B. 0 式 音 手 面 続と はす

1

改 最高设設 IE を 香 一查官室、 ٤ す 3 大阪、 6 0 仙台各高段、 支 将 뿟 千紫、 +: 津、 松江、 德為各地設

24 段 不 部 合 7 起 88 钦 醇 太 送 經 0) 要 否 そ 0 時 捌 杜 部 駅

C

頭

不 る 5 要 E

足 16 北 性 足

京 晃 施 100 地

82

嚴 見 提 出 厅 肠 166 12 떂 M 粒

. + , 图 (1) 管 そ 现 行 进 K 改 Æ 2 200 9 ~ 色 点 355 3 る 2 す 九 世 そ 0)

255

項

、佐もる It

(82) (1) 送 類 管 規 簡 か韓定易設所法轄値 題上をを設制に任 び認設判所管督 选的计所法婚備 遊る地の剪移に 己万 事二 版 支 と設備国の際 " 朝 皆 奈 冒 が 所輔、京助 、にて三かる 5 5 ₹ 6 6 一方乘音器 足がにるめ 以之りのと の旧定すは 専刑刑る 件訴が、と当 に三間とな つ五金 き 六 以 競 条 下 合のの 的機鄉 化 左 は

(A) 容

猫し所 子なに 副分類 随北北北 をばて 節ない 止らる した住 いい数 べとに 12 最 IC I. 加 調 Ra

* 対

す

3

送

題

仗

院

恕

0

長

(m)

答 左 5

旋 \$100 m 官 10 能 類 0 送 筵 龙

1004

52 x 透て断 遊 な 所 のさ任 し地 活めに う近 与接 こす に地 すに 3 3 2 3 き紫 . K 校 寸 3 势 遵 杜 -

(B) (四 (1) 齊 (14) 公 俊

人的 舜 化 湖 22 街 0

碘 問 575 杏 tt 供 滋 0

器

名

押

EII

杜

聪

判

BP

書

83

官

0

(四) (1) 被 勾一法判人印 官奏易引 23 0) 23 件智 奶 分 7 10: 記で 8

64 記召圖 梅にの和 省收記所 10 版 項 BF 0 省 K 高 限

处

中

判

長る

又上

tt 3

受に

命中

型 る

46

包

(4) 色 涯 め間

3 T 交 颜 問 老 原 用 聖 E す 11 3 I 3 现 行 法

=

0

(a) (A) 証 姓 朱 育 人 と拒を改 終 哲 る福間 101 VE 2 10 はて 就此 - DE DE 下 tt L ~ 四 得 き 知 る で勢地 は 内 定 w: E 0 \$ 3 b 刑 解 tt E

200

(1) 訴 遊 · 86 子の め地 11 10 語ら 、 召 旅與 位 丁 1 3 福压 治 人 を変 立定 帮 人 支化 給效 てし 8 T るは 00 E 語 京 3 10 3 1006

(m) 25 八 N 35 c -が組 で前 旨て 奎 設り 组付縣 る恐 2 發 用 老 被 告

共 阿 锁 告 12 3 速の情 荷 规 秋 し足に T 负 3 から

行 発 除 17) 52 刊 社 判 決 H 酸 ٤ 同 助 VC. 為 73

(=)

竹 绝 9 啦 挽

1H H 0 弁 FROKI O M L DE 質解得必 用のる はここ間 A K 負 3

HH 2 費 0 申 立 は 2% ず 強 間 付

(1) 公 搜

判意 E 0) * 书

決

This

35

3

7

12

取

か

12 定 状 93 能 梅 2 0 分 縫

(11)

必し問

と被る 認告す

る又て

証はの

势 弁 証

〇 題 報

見人の

觀は取

雅 粉 認要 る際 恶的 拠る の無 取幾

(m) 7 決なの設 しは決 は続続 と関保 申 立器 V2 141

合がつれで人

w CE It 思陽 り無馬 ・の題

1008

調と

にも

くの明養環 礼転与を概 た 長 か 尚 は す 胎 治 * す. る 級 極 現成さ 証规定しれ 27 殿散け船の 主と 强 370 SE 0 貨

47.

とお任 报网 立る は 泥 女 + 3 皆 9 规 壁

5

被有什 な利 V2 0 と習 唐 版 it ¿ 設分 人能 九 十 附 3 九 5 2 20% で 3 5

(ii) (ii) 24 4 留 正 K BQ. 合の T か凝 4 る用 F -+ る 經の を 規 172 明 定 定を E 寸 阿 0) 樃 75 W. 服 7 3 Z 3

在

数四(又) は 張 移一 遊波 の利 場所 比機 沙海 5

利す和的又 - 所 る 位 亡 は 遊 禁 所っ背 刑 ~ L 受 or it to 歌 る 競 看 行と判 K とと所 開 · -100 + 岩 胡 荊 3 とえの 報 な ば 歌 告 又 tt 息 見 項

(1)

行

標

圆

2

0

間

合宅に受出 は接過刑を 直告知省求 ち人しにめ にになほる 规对付积乙 生 tt 邢 No. 所 社 13 0 邻

1010

在 所 監しれ歌と するはを 0 怒 和 決 0) 水 3 2

10

(4) 官に夜 相弁の膏 2 め解は 2 と判公 多所 相 はに期 京 岩 日 疑しの 出過 寸 如 5 3 めと受 るがけ でた 1 のるき 理もは 曲のい にと右 つし湯 , H

て換さ

はとが答 主和職会經營簡別とあ井 3 加言な で は け 台 提 慌 6 訴 公 0 0 6 と相な LAN 、方も 然然の 弁管と 害弁し の書 母 を 自 本籍朝 地し所 **塑 出 吐** 0.7 . 组《必 宠 音 張

中山 更正のはに て福遊のは 期对证的发本。 得乗め機能 雅 辞 る課 8 % の認 E 10 する 5 2 3 5

E E 新新 5

田田豆豆豆田 刑決判而际訴 宜にに型題 コエ va 则正式操并 て被決設副 一七世刊線 上版路 2 す

加 到 決

龙

3

5

(9) 1 15 此 \$27 腿 HE. +

見 江 T 0 碧 厅 = 0

来

出

厅

路

高

12

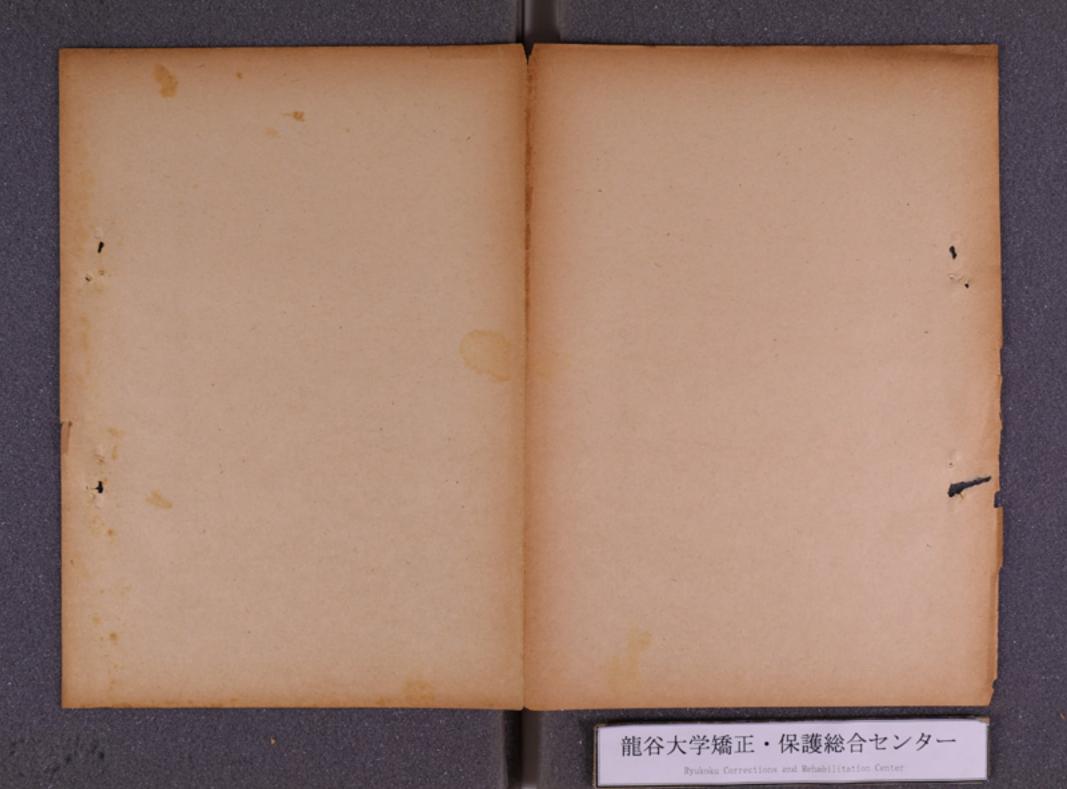
佐

波

地

宮崎、社台、 手藥、 福島、 水后 Ш 源 84 盛 岡 100 龄 申 册 红 部 大 级、 馬、 高知各地致。 大淮、名古屋 派、 族 阜、 Ш 0, 組本、

1012



刑事訴訟法改正資料

其 の 一 (身柄関係 調査資料)

昭和26年10月

法制意見第四局

1013

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

刑事訴訟法改正資料

身柄関係調查資料

(硼和26年/0月/5日法常四印)

一. 被逮捕者の身柄及置 (第一表)

全国の検察庁において身柄事件として受理した人員は、 検察庁における取割の結果とのような取扱を受けている か、この点を明らかにしたのが第一表である。この表に よって明らかを造り、起訴前に何留請求せられるものが 最も多く、全体のクラル前後を占め、取調の結果、身柄 拘束の必要がないと認められて飲放されるもの/8元前 機が、これに次いでおり、その他は遙かに少い。

二 被勾留者の勾留日数 (第二表)

次に勾閣請求せられた者の勾領日数を明らかにしたの 水界二表であつて、全体の80%前後が、10日以内、 勾留正長者が残りの20%前後となってあり、その中の -16日以上は、全体の12%前後となっている。

三、被勾留延長者の延理事由等(第三表)

勾留延長制度は濫用せられていることはないか、の点 についての調査を試みたものが第三表であって、全国的 の調査は国難であるため、六大都市所在の地方検察庁(本庁)における被勾強延長者についてのみ調査したので あるが、これによって全国の一般的傾向を推察できる。 第三表の1は、罪名別の処理医外であつて、勾留延長せ られたものの 9割近くが刑法犯で、その中の大部分は財 産配が占め、起訴せられているものが多い。 第三表の2

~ 1~

1014

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

13、その起訴、不起訴の率を明らかにし、全検報庁にか ける阿じ期間の総談疑者の起訴、不起訴の率との比較を 故みたもので、刑法犯については2倍以上、特別法和を 加えた合計にかいても2倍に近い起訴率である。

四、 縣接罪新受人員条(茶四表)

何省延長制度と関連して、少くとも解接罪については 現行の勾当日数では充分を捜査ができないから、更に若 干の延長を越むべきであるという主張がいるので、参考 までに残彼の解提罪に関する統計表を掲載したのが第四 表である。

五、司法警察職員の勾首期間使用状況(夢五表)

警察における捜査と、全部の身柄事件について 48 時間以内に終うすることは不可能であるため、身柄勾造使も警察職員の提売の挫続されることが少くない、第五表はこの京の資料として掲載したものである。

六、連攜狀、句面狀死村数及び起前數等(東六表)及び身 柄連擁区分(第七表)

次に身構連諸関係の資料として掲載したのが、第六表、 第七表である。

連續状の無付せられたものの中には、所在不明のため 数行できなかつたもの、連續の必要がなくなったため、 執行されなかったものも多数あり、執行後警察に与いて 身切を収扱せられて在宅事件として送致されるものも少 くない。 身相事件として送致される被凝者の中には、第七点によって明らかな通り、約三分の一の現行犯連携者があるため、勾留せられた者の中にも、同じ割合の選挙状によらない現行犯連携者が含まれていると推定される。

まなわち、第六表、第七表によって、連模状の発付せ られた敬疑者のうち句当状の発付せられる者は約半数で あると推定することができる(一人に数量連接状の発付 せられた場合は一通として計算してある。)。

七、応許せられた者の身柄取扱に関する調査(第八表)

第六表に現れている起請者は、そのような身柄の取扱を受けているか、の点を明らかにするために調査した結果が第八表であって、長期間にわたる調査が開難なため、26年1,2月に限って行われたものである。この表によって公判請求は身柄拘束のままなされるのが原則で、合計中の73%を占め、その中の大部分は起訴すから気留のまま起訴されたものであって、起訴人員合計中の15%は住居不定の者によって占められている。 略式命令を請求されたものについては、起訴前旬留されたことのあるものは、合計数の19%にすぎない。

へ、「犯罪の嫌疑なb」の理由により不起訴疑分に付せられた者の負摘に関する調査 (草丸表)

次に、身柄の拘束を非難されることの多い「犯罪の嫌 疑なし」の処分のあつた事件について、身柄に関する調

~3~

1016

~ 2~

養の行われた結果が単元表である (前門様 26年/、2 月に取って行われた。)。

第五表の1によって明らかな通り、「縁疑なり」の処 分のあったもののうち、70%が全放身病を抑象されたことのないものであつて、犯罪の縁疑の薄いものについては、できるだけ身柄の拘束を避けようとする方針のとられていることが現われている。逮捕されたことのあるもの(迎し、勾当請求しないもの及び勾員請求も却下されたもの)のうち、司法警察員が検察官を経由せず直接 裁判官に逮捕状を請求した数は、括弧内に契義した。

次に両表の2は、地方検察庁管内別の人員数を掲載したもので、地方別に、各種の占める割合に相当の相違の あることが明らかになっている。 第一表 被遊捕者の身柄災遷月別一覧表 (昭和25年/月-26年/月)

2.4											
	等國職家	7.	連接の 対決計	7.	秋秋	7.	極直の指 置 語 点	7.	支持のまま 享度基項 正 献	90	21
1 R	15.447	944	636	21	1940	190	57	2,3	623	20	20.703
2	18.294	74	753	3.1	2720	19.3	29	21	221	2.9	24517
3	18.43/	200	647	2.6	4585	12.7	41	02	8/7	13	24521
4	14323	X.4	563	2.2	4431	7.5	34	0.1	929	27	25.280
5	12605	7%.2	595	2.5	4118	17.5	46	02	823	1.5	23.487
6	18.437	143	620	2.6	4411	10.3	53	0.2	657	2.7	24/78
7	19.328	250	590	2.2	4954	193	69	22	806	3.1	25.747
5	18.788	758	581	2.3	4537	123	42	0.1	827	3.3	25.775
9	12736	77.2	543	21	4292	168	47	01	543	21	25,542
10	18.785	747	479	1.9	4992	15.9	56	02	745	2.9	25.057
11	16.495	252	494	23	4255	194	59	03	646	29	21.949
12	15415	70.0	581	24	5.218	227	90	0.0	726	3.5	22.030
計	216,384	262	7082	25	54453	29	623	0.2	2246	2.2	287.806
年度21年 月 月	11.881	7/	353	2	3.424	20	161	0.9	4014	6	16.803
2	18,347	70	380	1	5.367	2/	265	1	1.739	7	26.098
3	12882	23	583	2	4070	17	323	1	1492	6	24350
4	16.153	73	409	2	3845	17	328	1	1254	6	21.992.
5	20,304	25	436	2	4350	16	390	1	1.469	5	26.949
6	12672	72	425	2	4.519	19	377	2	1.419	6	24.412
			199								0
27	102.209	23	2.586	2	25.578	18	1844	1	8.387	6	140.604

- It -

~5~

第二表 被勾前者の勾前日数月到一覧表 (昭和25年7月-26年6月)

ì		年日本の	10 8	坂市	1/BIXE	の計	SOR /68 X Eo 60		
	1	▲ 并	* *	%	京林	% _	宋 数	R	
	1		2		3		4		
	F25	12.161	10.234	84.2	1.927	15.8	1.189	2.8	
	2	15342	12.778	833	2,564	167	1.628	10.6	
Ę	3	15.564	12.677	81.5	2887	18.5	1816	11.7	
	4	15.138	12.219	80.7	2919	19.3	1906	12.6	
	5	1 16.350	13.027	79.7	3323	203	2.182	13.3	
	6	16186	12/08	840	3078	19.0	1.975	12.2	
	7	18.034	14386	29.8	3648	202	2.171	12.3	
	8	18242	14694	80.6	3.548	19.4	2.037	11.2	
	9	18.831	14942	79.1	3.889	20.9	2.427	12.9	
	10	18:178	14581	80.3	3599	19.8	2.134	117	
	11	16.675	13.464	80.7	3.2/1	19.3	1966	148	
ı	12	15.609	12607	80.8	2002	192	1.924	12.3	
	計	196310	158.717	80.9	37.593	121	22.155	11.9	
	1826	9928	8.100	\$1.6	4828	18.11	6016	10.2	
	2	15764	12388	78.0	3.476	22.0	2.065	130	
	3	17947	14.113	78.7	2829	21,3	2.561	147	
	4	14893	12.045	80.9	2.848	19.1	1684	11.3	
	5	18.556	14558	78.5	3.998	21.5	2.426	13.0	
	6	.12001	13.631	802	3.370	19.8	2.131	12.5	
	> 1		The latest	4000	The contract	100	Contract of the second		
	計	94089	74740	79.5	19,349	20.5	14883	12.6	
	- 1	-		-	-	-	-	-	

第三表の / 被勾前延長者の罪名別内款数点がその処理事由 到一覽表

(昭和26年9-11月、二大朝市均在北 参、本方の計)

	年 英 五	期间であ	足理事由别为权							
11 14	*	会計に対	智服のま	期間適了又は期間中に軟致したもの						
n n	1			赵	不	R	207	+		
	84	1 35		二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	起猶	継がなり	中の保	止		
3 &	829	25.3	114	35	109	21	35	15		
非 数	636	19.4	371	37	166	30	1	32		
度 俄	261	8:0	156	17	85	2	1			
社物関係の 罪	220	6.7	108	26	49	22	2	13		
强 光 蓝	182	5,6	143	12	5	12	8	2		
5 de	167	5.1	55	22	60	15	14	1		
この他門法犯	601	18:4	374	63	116	23	19	6		
刊法犯の許	2896	825	1821	2/2	590	125	79	69		
英方行為等失薪に開す	23	0.7	18		5					
百時物資幣給期差	5	02	. 2		2		1			
世福 統 別 全	31	09	20	4	2	1	4			
全程管理法	13	0.4	5	4	4		(0)			
全按聚色措置令	4	0.1	1		2	1				
能從等所持禁止令	34	10	- 14	12	2	4	- 2			
さかに特別ほれ	265	8:1	144	15	33	29	18	6		
料別法犯の費	375	11.5	224	35	50	35	25	6		
4	1271	1000	2045	247	640	160	104	75		
	-	-	-	-						

.1019

第三次の日

14) 六大部市所在地-検察庁における被勾前延長者の処理 事由別百分比 (昭和25年9-11月)

	1	1	- 不	15	游	中止
	報 教	然 茸	都許猶予	修設なし	その他	
到基化	100.0	70.2	20.4	4.3 %	2.7 2	2.4 %
特别法犯	100.0	69.1.	13:3	9.3	6.3	2.0
野	100.0	70.1	19.6	4.9	3.2	2.2

(ロ) 全検察庁における総被疑者の近壁帯密別百分比 (昭和 25年 9~11月)

	1		100	不	N	陈	* #
10000	#2	歌	起	起答摘予	1	20 %	-4 11
刺法犯	100	0	29.7	516 %	/	140%	4.7"
特別注和	100	.0	42.9	45.2	1	5.0	6.9
計	100	0	37.7	47.7	/	8.5	61

(姓) 嫌疑なしについては資料を欠く。

第四表の 1 軽機舞各年別新受人員及恐躍、未済人員

	新处人员	尼斯	起訴領子	tonals in	起现 計	未 洛
25 21 22 23 24 25 計	95 1 388 673 418 1.575	48 111 220 117 496	16 144 50 254 464	18 96 28 30 173	95 38 H 625 421 1526	49 25 78

単田表の2 検察庁別属接罪前交人員 (昭和2/~25年)

Acres		-	-			-	-	1130	1 40	40 21	× 2	4)
11/1	36	野池	2/4	-	221	K.		23年		244	-	25%
-	E E	地换	人员	班快	1	R. M	快	人员	地换	人员	地快	人员
來	京					8	京	4	東京	21	前橋	16
大	R			**			ナ阪				神子	399
85	屋	重山	5			1			全块	4		1
立	2,	断山	16			80	ir	11	御田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	161		
福	周	長崎	74									1
14	台					T			推為	466	務島	3
N.	提			3	243	F			100			
高	h											
對		-	95		1	1		388		673		418
-	_	_		_								-

-9-

1021

攀五表 司法警察機具の勾留期間使用状況

1. 勾销日数の使用运分 (昭和25年1~6月)

全 蔡	都方	聖 张 月	和美具	何者にお 使用レビ会グ		合計
人员教	7.	人员长	%	人具数	9.	
46.995	52	35344	39	8.402	9	90,74.1

2. 一部警察使用の場合の使用日数

~10~

(昭和25年1~6月)

	3 11 22 19	58以市	2日以南	/0日以内	/5 B 42 W	/6日以内	A 計
人员	5.052	2438	9876	2431	2.155	1.428	35,330
7.	14	21	28	27	6	4	100

事六表一連補状、勾的狀亮付數及U起新数等(BB#25年/月-26年6月)

	102	Trans	1	_		*			
	EM W		(3) 年前 款 発付 款	(4) 业 判 護权人員			(7) 起動の数	(8) 左前轉于	(9) tokolka
/~/23	382364	287782	212743	135,779	-	-	560.924	816870	132.055
18						-	-	46,981	
2	36.164	24.098	12/04	10.538	2710	293/4	38.852	48036	7600
3	30,443	24350	12947	12.515	2496	¥3.256	45.771	60,734	2985
2	28050	21992	16.829	14314	7620	33317	112631	52.106	2967
5	18.278	26.949	21499	10.833	7.293	32088	42921	50.556	1248
6	12382	24412	18623	13032	8:244	38.537	56569	13615	1333/
計	190.037	140.604	106413	65,173	45.135	18288	254460	123028	53853

(附 昭和25年における起訴、起助猶予、嫌疑なし等の有分比)

No.	外 屏			排股 9	L	その他の	水起新
	类观人员	起訴 %	起前猶予	* *	%	宋 枚	75
程約25章 /~/2 月	1.509849	372	54.1	110.252	7.3	21.804	1.4

-11-

1024

1023

龍谷大学矯正・保護総合センター

第七表 身祸 連擇 区 於

(町和25年/月一26年6月)

						_		-
1		181	E IR	* 4 2	故	现打起	迷椒	◆ 計
		X &	9%	7 3	%	* *	%	
-	10 25 k /-/2 A	1/2.508	39.1	76.735	26.7	98.543	34.2	287786
	1826¥ / M	5.986	35.6	4402	26.1	6.415	38./	16.803
-	2	11.543	44.2	6.504	24.9	8051	30.8	26.098
-	3	10.0/3	41.1	6.237	25.6	8.100	33.2	24350
	4	8.743	39.7	5.422	24.6	2827	35.5	2/992
-	5	12342	49.5	5.703	21.1	7.904	29.3	26.949
-	6	10.698	418	5.687	23.2	8,027	32.8	24412
The same	34	60.325	429	33.955	24.1	46.324	32.9	140,604

第八表 起訪せられた者の身柄取扱に関する調査表

昭和26年1月一2月

	A In	取极色	A .	想人	H	90 人员	の対象
	-1 114		97	想人	-	江港めるしの	在各不免
	進旗	0 1 1 .	郑 斯	714	4,7	517	197
2	母語の	起放賞の句	8/08 ×XR	9010	51.7	2247	4763
	11起訴	H.	// II we E	2386	14.9	2/33	453
80	起始のとも	起新首知道	母養局部政務	255	1.5	223	12
	中状生物	UR TYORNO	1 // But	101	0.6	91	10
技	て知道	年許 青年級した	establish	135	0.8	122	13
	身神不和東	都教育知識した	与进10至20年	894	5.1	859	35
*	11年年	22 mb 360	質 //日以上	244	1.11	220	24
	11.12	起新貨均径した	skotu 60	3.458	199	3.436	22
		計		12397	1000	14848	2,549
12	PARTON	Ut: CKOPSED	年後/05以前	742	1.6	728	14
X A	North Market	W. C. Wester	河 //8以上	130	03	130	-
4	形断皆句	量したこと	ntuto	46.402	98.1	46242	160
Control of the last		計		42274	100.0	47.100	174
	A	The second	計	64.671	-	61948	2.723
-	-	-	-	-		-	

- 注(1) 「起酵のどう会状を食め句音」については危折後退走し、 現実に知過するに至るなかったものも合めた。
- (2) 起解前旬前とは、その事件の立件後後套中にした勾目をいい、一旦不起新又は中止反合に付したものの再起事件についてその不起解又は中止の目以前に勾請したことがあっても、その句韻はこの表には関係をいしのとした。

-13-

1025

第九表 「犯罪の嫌疑なし」の理由により不起前延命に 付せられた者の身格に関する調査表

(昭和26年/月-2月)

7. 全国地方快展庁告内合計

	-			-	-	B-1000	3 1.20 3	7
11:		-		在の	1	其の	Pi 8	
	人并正命	強地の	-		折され	FEE	083	60
R	1	健康化と して研修	連續加升	切け続		今日時七	80 E	60
-	*	Sime	220 511	RETER	换密官	做ANTE	与音频数数	LEUD
100	n)	GADURN	6 0	質が飲故したもの	が飲食したもの		福賀原を対する	
	計 博	394	67	1265 413	1441263	21 /1	37	6
#9	13 NE	1190	485	1471.763	13(11)	9(2)	297	77
- 100	非教	1.937	1387	168 (96)	110(47)	2(-)	2/3	57
法	茂 場	215	80	30(1.1.)	29(5)	4(-)	60	12
	联告犯罪	518	1237	581 37)	5/(20)	2(/)	139	3/
包	その知力例込む	2.566	1941	100 (00)	120 (43)	5(4)	270	60
	31	6820	4.197	107(347)	621 (194)	14(8)	4016	242
15	MANAGEMENT AND STATES	557	540	15(6)	2(2)	-(-)	-00	10 2
81	食糧貨理法	1.424	4281	32(1/)	41 47	-(-)	4	2
珠	その他の特別は影	1.770	1.265	177 (104)	120(49)	2(1)	153	53
80	#	3.251	3.186	224 (/2/1	126(55)	2 (1)	157	56
100	A	10,571	7384	933 (462)	757(249)	26 (9)	1.173	299
42	出版に対する研究	100%	69.8	1.8	722	0003	11.1	2.6

(証) 括紙内の数字は円数であって、可透響應員が機能容を経済 せす直接裁判官に連續状を請求したものである。

- 14-

1027

黑 24 159 8 不完然な今には中に関する例をある 236 內袋 海 田 神 川 瀬 0年 SHE の無数なり Me 拉神 0 整

244.200 Anado 111 4200 2 K doducai 346640 000-0 2000 00000 1 010,000 00000 10100 111110 1011114 condudud anomin savia novar 110020011 BUREA A SUMPOSO SUMPIO CANONS WEARS Mancos oca and drown palda c

1028

有被大衛衛勢 四部三部状本 也必然照 後衛後於 以為成者 人名西西 四部本人 医神经上的

五分学区

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

古黑新五 施校為日

新延命上 18-2 N) 10 YS 85 203360 かなしたもの 下に与る教教教したもの 校 福賀原を与書館間を の RB L9 いるの変異したもの 227 2/3 60 12 139 270 6016 243 153 157 56

「四端の機能ない」の傾向により不動解を今にはそられた対の法士来教育を配出語を課表状に属する動物表

検系官を経由

299

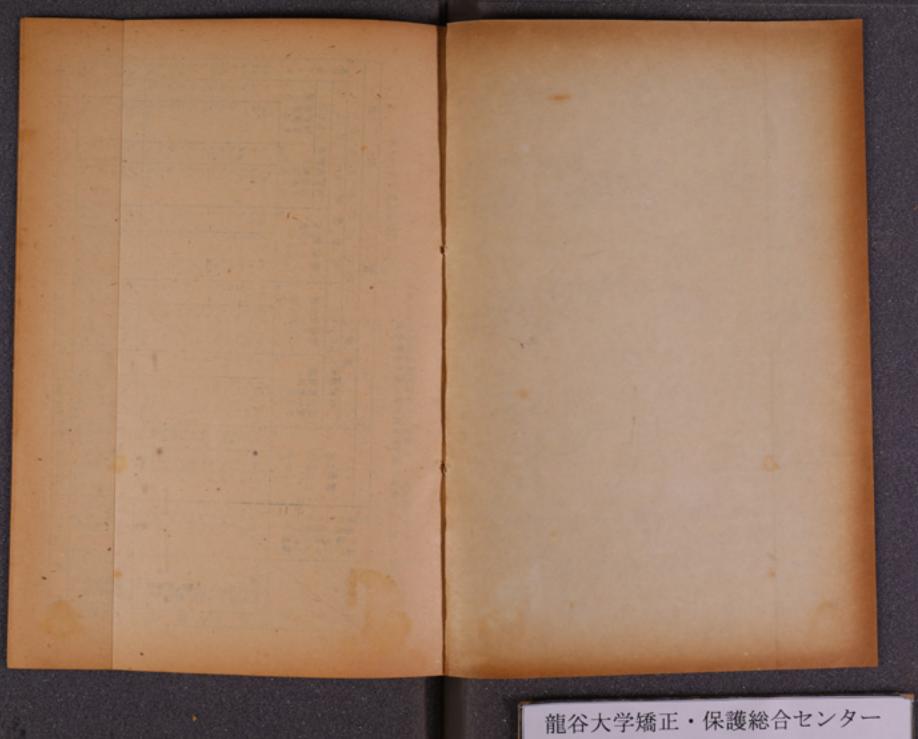
1.173

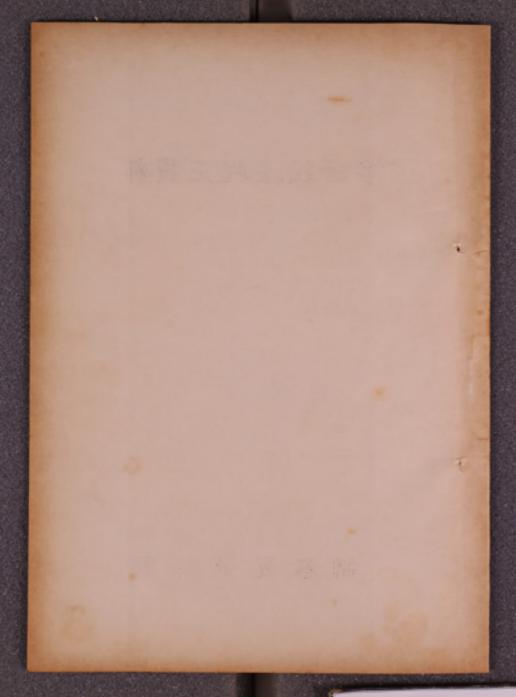
11/2/2

(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1
() () () () () () () () () ()
1
本のできるというない。
本
本
本 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
######################################
#
#
######################
本 い い い かんかんかんかん しゅうかん なっている しゅうけん しゅうけん しゅうかん しゅうしゃ しゅう はん はん しゅう
本 い い い かんかんかんかん しゅうかん かっかんかん しゅうかん しゅうかん かんかん しゅうかん しゅうかん しゅうかん かんかん しゅうかん かんかん しゅうかん かんかん しゅうかん しゅう しゅうかん しゅうかん しゅう
2 2 2 2000 - 2
The state of the s
The many of the second of the
15 to ma si sila sila
MANNE GADARANORUM SPECEU SOLASPO SUCIOS O'IVOROS ACULANO PROPAD 10000
西藤つ様本方 つかかいそうじゅんべる ひとうれるかい じゅうけいのい デオルカル アカカル はんしんかい アカブイカ
神のコドや心臓が上の一切には、大きなない。
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
[10] · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
年 20
大 題 張 灰 衛 匹 大阪衛氏 在右衛衛於 衣婦衛於 瀬匹馬 氏一回白衛氏 古馬衛氏 極於為於

1028

龍谷大学矯正・保護総合センター





龍谷大学矯正・保護総合センター



IX

龍谷大学矯正・保護総合センター

。。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	- 本		ハニースト	七七之後	七七之前内	条度即	7 2
は異世		辛者至	光乱		乱乱	1000	*
非現在是遊物等放大	物等水火		町 麻	夢 徒 事	美 全 上	8	
二年以上		上	无周 妖期 三年以上	(一年以上十年以下)	(最前)(三年以上)	送 蹇 刑 (ヘ) 内口漿郷州を示す)	

刑事訴訟法改正然寿養料

短前一年以上の懲役又は禁錮にあたる罪

1030

龍谷大学矯正・保護総合センター

一个日日八大八 H 佛皇朝董等不正换用 即 董 等 麟 宣 海新州公文書行校 海新州公文書行校 書外回並貴選 公文書府遊 前 居 直 資 資 強 強 強 強 收查 斯克致 使 衛行 傷 遊陵 無病 3% 12 上 軍工十年 上义

年 報 夏 政 題 致 五 色 京 政 客客 8 死二一周與死問題同 SK 94 上十年以下 三年類 例に阿上十年 短期 年 2% E 三日以本 は禁備刑を示

1032

将於公察員風行渡遠致五傷) 米拉等政元等 特殊政盗服存 出致医佛 克 遊 盗 葵 F 阿上五阿 十日,程 X X 題其在題去有 上上 比數 ** ** 此处 Ek 上便 100 处

登三 整登 3 最盛 前 5 前 5 前 5 前 5 = = = = **大大五五五0名名** 整整 取 无 登 径 2 上年以 無三死 = 年义 刑 军以 上三上 频 第 年 ×× 用 上上 姐 類 三年以上 XL M 口禁服 刑五天 t

1034

本表は刑事就所年級による

	-	_	_	_	_		-
"十五年	美四十 "	"十三年	1.十三年	節和十一年	年文	田太吉	to see the see of
西美 三大玉	ミニ セハヒ	三七、一〇九	四の、上北上	四大、大九七人	阿循被占人員	時の深秋状況	千年年 章 人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工
	W	11	¥	H	展数	黨	

1036

內口模擬刑在承十一

1035

(主要成今に放きかな

特别近紀

龍谷大学矯正・保護総合センター

瀬方 本表は刑事統計年級による

ニニ異をのを其 旗

の深秋

保証料

闹

1037

龍谷大学矯正・保護総合センター

_
-
T 11
刑
帯
AK.
100
-
266
100
301
_
No.
松
200
法
2000
-
100
改
250
500
-
止
454
The same of the same of
da
参
ALC:
ALC:
考
奏
-
200
料
2-1

\$.
集
团
1
M
暴
100
力
犯
10
400
罪
0
0
審
加
理
期
周
1-1
調
00

三周事件

人氏糖度

五

打山道殿

高級者件

E

1037

本表は刑事能計年候

1038

上面推定

市が東京

不沒鹽菱数傷軍

大大の電視を選択するのでは、

度

· 大理事体

馬思捷機

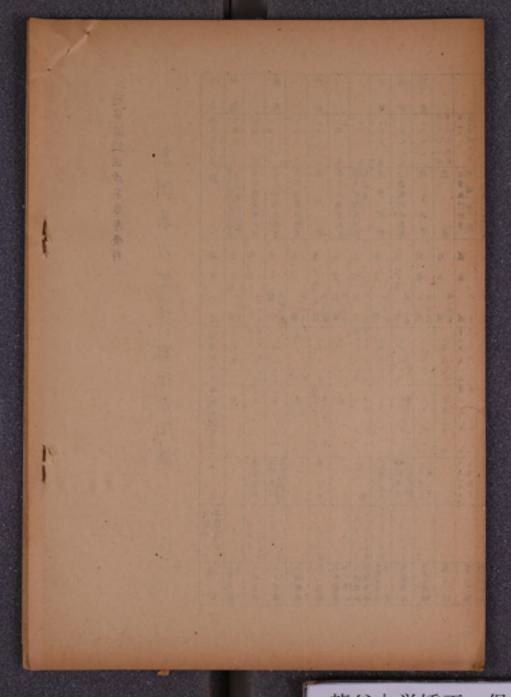
強閱覆改先

九上

*

41

龍谷大学矯正・保護総合センター



龍谷大学矯正・保護総合センター

合計	ju.	^	×	六	五	10	*	7.	大大年一	1 6	11	立年り	83/23	1	
五八日八八五八	二四七六	大の日	ハーヒメ	ニハハハ	不. 五日七	二、五、九	二七二六	田、五五五	二五五八	二五五人五	ニカハー	大大大田	既公付数	1	指放照人
ンでくる	四 五 五九	一九九九	三五九四	二大五口	ナスマハ	ニメンハ	五日五五	三四九五	五四九五	エンンハ	かっ ひま	一五二六	臣坊行献	. "	会によう行い
思知七七	5000	五二二	田五田	四一六	三九口	五十四	大田田	三八六	大口五	四三九	正五六	1.1	今 名	前	和察見學
九六四	人上	五五	ベベ	10	大五	入一	101	110	九八	100	七九	山大	懲 名	升	
王九四八	五五日	四大日	五二二	四九六	- 四五五	三九五	セセム	五口六	上口出	四五九	四一五	三 五 四	क्षे	亮 1	泉京父子
ーと、え	4.14	ノハ・七	1.44	一八七	一九七	一五一	一五三	1日五	1.4%	一上、九	一九、五	1×.×	比率	見	校展月

1039

龍谷大学矯正・保護総合センター

回答意見要旨(身柄関係)刑事訴訟法改正の問題点に対する

法 制 意 見 第 四 局

(昭和三六、二、五甲)

1040

龍谷大学矯正・保護総合センター

死到 着北 张護士會 國家營展 (十月末現在) 最高我州所調金官室、裁判所書記官顾格所 全国教察察の意見を探合したもの 七高時我則所(広島ら除く全衛)

四八地方裁判所八位異至除人全部

大、大阪市立大學 鄉戶大學, 同志紅大學 田本林機士法会

前必外营奏 大阪その地四十一市八一招旅合惠見ン 三原の行香道

1041

朝日新聞 西日水新闻

国政警察員が裁判官に対し通循状の発付を請求する場合は することの可否、改正するとすればその具件的な方法 取らず 放展信を経由するもの

裁判所

日本送 承京三年葵 其他し七米獲士会及が弁護士協会

龍谷大学矯正・保護総合センター

(2)

断大

大學市旁 明恭杜大 為板市营

秋田縣有營連

(裁判所の一部)

前勢の大多数

一ツ騎大

聚然巡捕城市の長あ

檢察官と明成裁判官に

複登の第一次四責任成 ある以上、 感わて飲る

一三都縣市自營

寝食の乾季情遇の

(替從趣所随亦死)

(大多数)

あもの (一班打磨財殖意見)

1043

好一旅京

杂茂、新四、秋田

特殊の事件にの

ある幻然期間の延長を可と

1045

(国餐 密規廠やり込 受財田勢ン

(裁判所 松祭應)

若視感 その他国当坂の打香)

大多式

早火

明大

大灰大

郑大

站古屋

町な此大

新日

例外が原則化する異あり、 打台衛重の使何を助

田舍

西日水

哲答の大多杖

明大 大阪大

1047

現在り形式的運営を及める必要あり

規行制度を規知すべしとする立場に立つもの

全發感見八一相裁判所 の新大 一部自然し

意見の陳述な不要とするもの (一切或判所)相白雲 請求雖看を例限すべしとするもの(一部裁判所 别大 西日本新聞) 奏取響祭し

例えば、

勾前さ川に機の最初の公将期目前に

限白とする等(一部裁判所)

て、二項の衝水は明水期目の衛突があるまでその限でを認むでしとする

精水原因を何限すべしとするもの

例えば、 2

くは審理を妨害 (一有裁判者)

南水比代

苦病過知の門及に

するもの

て武岩華的、 社会運動船しくは、其の塩板のだのに、 するものと怒のられるもの

に無すべしとするもの

1049

(一切并 護士會)

ては最而裁判所の打判建へ例えば、

并提土倉

枚

平大 如戶大 阿太壮大

現行法でも運用に

察依上現行明度推持の

銀新授の幻断更新国数例限の規定を改正

四日應

横决 長野

一ツ衛大 大阪大

神产大

金墨

現行の制限を接形すべしとするも 何箭の目的を進し得おい場合

門次雅延次の次益を確實口ら

心事以上に何朝期間の 十合は何田原門おくして知問されな場合あり

現野の例限を美に蘇化

選亡又は再起の奏ある場合

発行の朝限な扱和

立場に立つもの 更新原因以近加

ケ月毎の更新をごヶ月毎に改かるべ (一年数判析)

法大十聚二項因甚の規定を問除すべ (一有我判然 唇冠魔)

暴力面その他集團的成力を将景と

中の犯罪を犯しな場合に機和すべ

他以上の帯域を獲利保釋との関連に於て方感す (放放)

1050

もの(一個我利所

大阪

死行法で不都合いし

人權強從上改正は不可

機利保羅に関する無定を改正する

第一來京 較決 京都 尚松 若問

現行研及では治安性特 限状者に対する期限は事実上行い得ない

カカ場合を遊かすべしとすわもの (一切我門所 第一飛 家祭機

1053

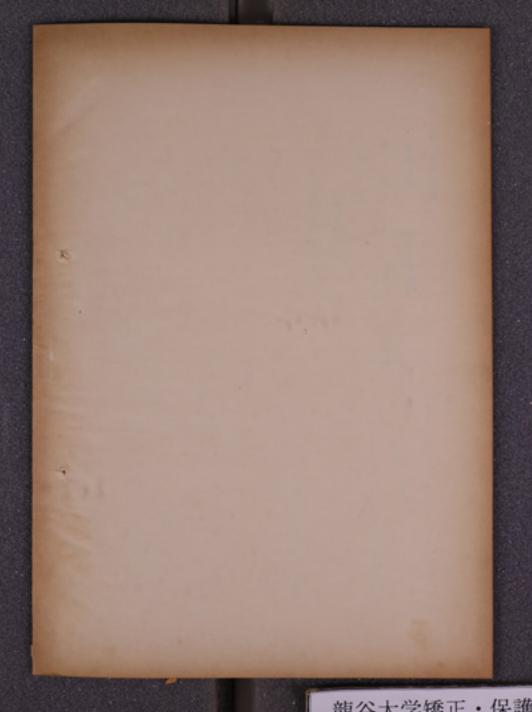
紅

K 改 n

1055

1463 (=) 1055

龍谷大学矯正・保護総合センター



龍谷大学矯正・保護総合センター

一、当所 赤昭 创等器会刑事 -法部 〇月一门四。 会小委員 自午後一時四 会源二回会膜 十五分至午後一 五時

一、田昭季員 幹導数。 决 恭問九 名。 幹事 一四名。

創意見鄉一、四局是家。

会無祭 60 tt 等局局 が比 8 被的容易に結婚がでそうであ 8 と考えた書頭 につ いて作成した

ず、 起 の何限 額末創 2

横井 DE. 弊 2 相 專 文とこれ 與解 c を請 往 檢察 次 官が 0 京合 形 とするの で敷 か 0) この際の趣管である。 縣福 である

つては むめて勾 絵器官に B 聖秋 起解後 を発 體 0) 付す 京 勾型請求福を認め 14 を認 ることに 15 7 なる 發利 た場合 所 0 敬福 所 E とし よる合状発付を終する趣旨で 7 12. 検察 TE の館求

井 往 15 郡 戲判所 粮 0 よう が加加 F度 277 のは 決定をした場 旧 邢 訴 にも 合に、検察の 官で あつて。 が流行すると 実益がないので では 8 9 な 寒い 益が かの

に起訴後 泰员 実効性が少いとしても。 の勾密請 京福 を与えるの 現行刑訴 はきわ **実際上位** 上は時間 80 て自然 者主巻 であ 8 を確 約 と思う。 6 剪 あ とし 9 > でいる以 たいと 檢察 明名

九る魔 泰員 のよう な制 腚 を認 める 檢察官 か C n を利 問 して熟判所に問 後に成圧を加

业 0 8 0 が現 te 往 檢察官 であ 8 0) 従って、 能つて、奥に起訴後の勾樹請來溢までを設請求に対して実質的な審査を十分行わず。 でを認めることは、心野前の内型請求につい 過を利出 いてさえ L 0 器用 7 v

心幹器 勾相 C な場 出 pr. 実務の 上では 23 4. 合坎 3 い甲の事実につ C る検察官 いで何留すべ ともあ 例えば戦 り得 の勾留請求派を認 く数判所 い甲の車 8 40 て福 0) -1-利 保釈 つて 1= 概 4 める が昨 125 C 0 発動 0) 3 ことが強 2 n を促 9 撤 して と とがな の馬 いる 0 の実 44 であ 判 2 にいる 明

西哥 間 とも原産 0 LIS の間 際 を審

井 册 何内

で場条甲 vo to あ合 件 際 で建幹 りに 写勾 14.0 察 现行 200 た被 法 疑 34 ME 0 いが 100 2 8 あ 遊い 6 件の足 也 ずい EN AN \$ * BH 笔 紀 何 施 を規定 る間が 施 判 季 90 10 5 8 海で rts to 3: 社 はよ無とんう納風 んうが気ない

の郷 じて 25 题 あ 私被 8 經濟 tr 13 决 額 断が前 ち鬼 燈 定する方 8 ことが彼 かよい 遊鄉 を前提と と風 9 つて 25 不病益を を与 九 49 500 8

99 7

郡 福 来 红旗 熱判所の総内に在る

つ事か て関揮 な問題が あい 3 00 8 では · 11 融 於 外っ したが、 その容を熱判官 の前 前まで進行する方法

恋何 開 例 深 89 な進 t 定 る手 何明 を設 吸 E 60 竹 ち必要 用 り除え 45 6 がれる 8 魔 福 と原 10° 10 ら記 南 30 20 300 C 0 3 红 m 外 告 -C 聖 防 止 報

郡 80 妙 0 n た点 频 b 考えられ ことであつて。 はり何 加 0

施 た上 3 额 C 0 問 2 7 は の要請 少具体化 した法殊ができた場合 その内容

それ で機 40

班 僧にむは 勾 判な 1927 所いのは 63 T 統 规 祭 多福 W す場なん 合 10 0 0 巡 粮 絡 7 166 红 8 5 0) 湿見 8 を贈 場 にみ くいとはした ずか のみで決定 85 0 往

H 的 の領 猴 の 質 吸 節の消 意 额 を聴く は 雙成 であ 80

44. 看 浓 1 何明 り消 京城 200 合にも 3 班 よる 放 るが検 か器 証機 0 B 0

1060

なす勾供を to C 殿 0) 2 C Ł 致 をの意 淮 5 C 1-つべな T 25 H なる 勾明 n 6 世 0 と明 を収 なら 50 ない り消 3 古明 00 0 -6-合 あ 85 8 1 p. 1. 20 6 1 とは 福 せいえを侵害

一ま当かいる農 (次) に接 進 1/2 生 の報 班 合のな 台の 700 办规 -6 1 to ・な換風跡過 從い服 力4 T 力 な がけ KI 在以 7 意見 1/2 ことが 8 ては きな 塽 Str. 4. 2 0) い選用

と たよう 要 ていす うる場と 结 12 防はは H 8 自通 敷料 所 0 极源 で何母を取り消

等消る開 につと 差 いう何 てが雪 当 趣 班 保養にに、連不 響つつそを個人 での勾見 6 服 意 の問 1 つ解 0 を求 30 見 105 を 80 とす 8 1 問っ きであと 歌 とにする は 啊 署 取 所 干消 0 8 3 規量 t no の理 樂 由 ては 40 丛 た 0 9 4. . がるあ 馬場 問 8 6 00 実が で海 だかも 8 105 あ 5、约理 6 限 8 8 0) が、原 9 tr は ・勾に 何のはのであ

0 題 3 0 。 有 12 2 はり判断 0 であ

明保明官員 00 必い質を取 19. 6. 181 拠 2 徒 被告 A 0) 意見を限 く必要 往 25 6. \$0 00

七い井状る目得利用成寝 提合新 · 海 密 态 の場 幣 合 はし 階はで、得 *は こるそに X C 3 0 の内型な た祭に題は 9 9 12 * 1 .. に原あ岸な る旅行 あ H 6 恋 6 す。 -とかれ - L- 100 察官 103 3 6. よう 突務 9 てよう 意 見を題 红 E な ことに 0) 祖 不 容 4 便 CE して が相当 80 80 敕 2 4 资 易は C す 50 被成 の楽 ある 8 1: を認にかど にす どう 85 ればよ · 1 - 20 急进 次 社 に、途 1-いと思る を要する 黎門 「幻智す 所 1062

8 音法 2 かてない ない一切外 的はお * 17 0 43 問根状 がにに出 8 2 ので、回 管機 明文を 区域外 を被 し得る で統行 けて そのある は点か 1 E 報っ 60 て疑惑があ さる旨 うり、足し 法

にて射 等 る塩 幣 にもかが 2 等轄区號 南 て問 t 4 で融 な 務准 の一決 旅行 〇九 pr. % 三百 て 4 2

紫 四 111 九 引 で状 0 0 粮 秤 東 力。 do る相 往 手方 被 地方發察 te 方後察につ 1 いて に開 B 931 安 郑 6 12 7 な 00 6 0) な 往 \$. 立法 500 t 当 -张 图整 6. E かお to vo あって

V 粹 3 考えて 行 农 -司 的 法等 纸 四 台 明七 はるあ た 8 0 提 である 2 た實 任者に対 てな す かで か

111 } 爾正坦 す 手方 解 25 ことを を警察 央縣 件 E 樂 に概 す 巡 30 定すと 世 8 ことは 法 答 根 意 - 65 账 Ł pr 0 在区 A, 4: それ 司 法 程 等 明 線 跳 -6-器 一位 をな 可の 法藝 て、 察験目を を東 -める

優 楼 で異出 2 い根 T は M 際 力を 30 りませ

恋食悉 10

挺 器 出 の射 歌 . 20 0 機器に 0 いて解 際 す

3 出

思 川合い特先等 解にう書 图 は 欠 题 現射行 C粮 際 3 T る強 00 0 で下場 ・で等等 司住仁 法 姿容を表いての 1 從与 しとにす -Att がの 松 等 官の等 8 0 が指窓 の下内 曲 t ある にも に入 つた犯 と既 の手足と 3 を捜査 して捜査をす る場 4.

0) 提 在學 盟等 80 X る焼 被 接腳 28 邓 件 0) 3 15 ず 50 接腳 遊馬 にまで種 歪

次員る旨の かに節 L たが が内 盤 -0 答察 . 12 族な 17 いら風 脚马 遊がは は変接圏 遊 に限るとしている立場に反する 警察法五八条が、刑馬豚隆法九 いとい 張 0

1 提 湖 C 熱川の 8 版 0 級 祭 C 0 つ次 15 4. O T 1 恋 15 独 でもう -度檢 附 することにして、 応阿保 する。

* る点 28 が出 T 行 4 te 农 85 -6 8 位 か、を 港 野科 声位 13 してすると。 實任主体の問題で一考を要

川一個れ後期川す を始いと 赤幹 法 つた皆 つて を被 燕 警 響 常 際 福 益 內 一任 しの 州 部 る にあ 7 3 MI Ł 収合のの 8 ・つめいりは 1 て位 器 册 9 ベ脈 0 0) 4 岩 3 2 红 3 に対 75 松 03 力 とからい 馬 して 台 かんい 6 2 10 41 7 3 40 雪 9 ~ 得 3 九 3 3 8 てのでに × 10. 選挙違反 . 8 M 00 C 17 0 發 0) 0 8 te 脚丸る ま東 察 9 0 0) などであ な意 るが開 がそ 味 3 は 15 0 る警察職員 被疑者 v. B つ広 ても、 を連 水

際 えばよ 25 る響察 0 t は先 むると思 3 かい 個 一条統の晉容

経っ 強て 七は CL 级 11 司 供 いい 職器 と改正すべ き傷所 the

95 111 1/2 胜 201 七 911 一にな 22 L 39 80 班 33 额 m の日本 17 杏

4 4

思趣

海 卷 全 幹 独 大原 Til. 损此 77 山州 かに RR. 2 をめいて 1 N. 1. 8 8 のと歌えが が一 岩 た地

醉 叹 幹 概 學取 だけ 市中 0 附 第 8 192 * 弘 0 で皆外 あをにの 8 12 8 , , 次 12 27 型要 · # 1 E 类 6 8 12 20 8 T 來 8 9 であ 8 100 50% 122 ex.

00 9 を与 0 か 此 風

H

世に 爱 -1-3 8

緊察由に財保井 25 問然所 C 75 五年 0 中国 該 0 り部 to 2 00 となは 6 E p. 0) を 孫明 \$ 0 · 新 とが 3 0 の与 がか 九米 I rid 臣 0 CUB の方がが 难 遊 要 + T 8 あ fin

15. 极 い判 所 外の 學統 er et EE 収消る 間 と 求 via 192 型所がみずか En 5 an. だけ 灣 NS. の曲 \$ O 領がある か 0 T かい 8 U V 0 De De . . 数压

0 食用 明は 位 随 阿な 8

問 뚇 00 . 98 0) ER. 26 9 疾病上の 水張が大き 4. 認め

愚 挑

膜 * tc た既 0 齊 2

被 里な等井の明幹 ET 25 要なたり 在、何 知引 合う 31 よう た胜人 に経 vo n 0 學 海 7 楽鍋の の 地 いと、に登場に そつ れまいてい まで何 临何 F 6 の定 てか 数红 いてい 7 よ祭 い判 の所 如の 不明 問缸

0 よう な思定 を政 ける

00

を明

55

した

9 きた を作 193 古 64 を得な 4. pt. 何 九

ことにはだ

奴

しな

いかい

150

100

人多個

所

につ

T

12

1066

い木 し当 爽 遊 が次に基で変の 明明縣 を神 けるよう いただきた

55 色明 * 1 例 31 v. 所 て智 際する他

当 質 な 場 所 往 E

次に 「經人山 既帶用 0) 198 払 曲 につ

一思光 日 岳 老命 题 175 15 K TI -4 8 加 選出 きか

绘图题 8

思 〈 等 点 來 明 四 左 明 6 75 ---塞 100 母報 して召然 > 晚 L とす 您 18 FS 元 6 0 > 00 15 かたそのな ら人の母い思い 由 楊以 合外 to 舍 15 8) 10% * 981 下 的 题 No lite 潮 州 1 が期 5 O T 往 合だ E 3 かけ 東 40 1 48 力中

并明如し木が埋衣太照照顾唱 ちて一名ののれいなく目点 -C 如常一一一 とに की भी 京門輕越鄉 つ明人をし H L 既 世 のける T 本九色 加明 3 在 べいが照 思期 3 2 ててがなってい 陌 -6. T 当 るゆかいた の明いた 100 中 た、 で負 W 3 智 坝 C 學世 があったな り地 て田 はの情 た性 108 3 放 には 44 * 3 8 表 0 o n 老を と命順

の通り 50 田'当 九 砌 中があ n 44

8 会 湖 延 等 餘 m DL -C.

序型 度 仁 2

~ 次 80 の際 州門 E 1 20 9 -とあ 8 \$ 1. 3 思 思 -9 松 20 155. 合 は 15 *

粉 て井 多双 災べ ましい p 0) 、 公 英程 E . 由等 出舞 をまたずに際の 判知 BY 0 ですい 養る 司の 佐髪で、 难 七 90 仁由 命出 むても、

班

漫恋会 照にら井間 你年 たい 次黑 C 法に 1 1 判な 2 て一般 23 12 , , 0) 除佐際た 五〇 配 的 0 田報 気の で食 た際 1 老 1: 0 往 --- B 旗 の行馬の 0 を必 魚胆 · 哈 老體 1 0 83 てに気 6. る明 加 、放行 かれ 199 12 際な

性いな ができず、 雪 12 8 独 は . 0 L 为世史 企 t 限 53 は か一し \$ & 8 83 除す ·國彩介原 80 弁照人については、一とができるとなって BI VY 寒 5 が 加 2 の命 四 免 (D) 100 全す

CN

Ł

悉 団 吉 微 問題中井部を を は 日間の 日間の 日 総質様そ 切のる 聚問 * て 235 約 金部れ 免 PO す 明 N 38 き争 も随 OA と問 0 20 が地 13 3 n 3 遊 n

九 阻 拉 100 3 40% 2 6 3

17 H 切 分 n 松 14 0 施 か 三十 0 200 にす べきであつか

問形会

井男 576 か弊等等 明仁地 27. の岩巻 たの であ が二つに わかれるし、 また 沙女相 *3

155 来 上电多 ME. でき 世 80 No. 3 K. 150 TE. F るとした物 秘密でき 0 かいい 6. かう 结 do B 201 20 がきち おと思

6

8

2

その 1 00 在所 200 梅 死際 2 T 院 中國 3 do 100 n 198 所 が 殊 よく 20 0

井豊 次研集射を集むる 発 味 密 の 味 しの 明しかか てはのか 25 1 ñ

上檢對 3 · 20 0) 4. % 23 の外宅 0 について。

25 出

190

57

ので不

であ

8

1-3

往樂城

W.

どの急

彩南

に担しかて

おくとに

0

がよいかは雨

思梅女 竹地

州书金 たが、(宝) について。

粕 縣 95 85 75 て非 V= 170 衛将町でとりやめた。しかし、 38 9 0 5% 級 力 6 4.

TT 100 C かの 2 た思 のであるが、 してはどう とゆするために、今かと考えた。ただ、 S. Cal 30 北 めに 等海 樓 ませるは St -南鄉 のみ を開 研 8 よる こととし

發送 10 い選生 马 部 古 # 8 影と 3 35 o 生とののつ は窓の 12 往 お答よい にた 3 0) 20 であり 5 No. 验 6 れば新いてい 者學 る部と報

徳なる せ掛 32 節のななは かれ 50 C 35 8 E 65 o) to 0 C 3 喪 · 1 6 C 60 03 型九司 0 3 点が日る会院 加 1 Bt C 0 唐 1 32 ては v t 追原连 ただ湯 施 だ 滋養 T 、といりの場 ATT. た学にも同 当立 够 後 0 赤典 19 朝 175 B 市 数 は現るによ 1070

祭 う

地構提 では 匹 大 电 A 100 一手九 上 說 五 の関係を行 時でることとして、 町地するの

につ

おにの 50 りかる 7 0 155 55 100 するのか。そう いて。七日の したがつて湯 料予問 する 畑だけ 12 移に正式会 でなく 判聴求婦を認め「被要者に思典 8 Ł 数 場る して V

1069

2 ~

金乗の本のでは、「一」のでは、大学のでは、「一」のでは、「」のでは、「」のでは、「一」のでは、「」 か。
勝所によつて他の歌が場地がないと中立てたときに埋む。
明によつて他の歌が場地がないと中立てたときに埋む。 いては断党に行物すべき既的シ明治することが

それ以外になるため しも水がである。

善性仮納所な命むあるの

等 音が暴強を明定することには、突成である。 (一年)は、金統知思して、曹宗治することにする。 一年)は、金統知思して、曹宗治することにする。 一年)は、金統知思して、曹宗治することにする。 一年)は、金統知思して、曹宗治することにする。 「共年学徳一日」について。 東京の原始を変だした場合に埋るのか。 東海をしってかって。 東海をしってかって、 で这些められないものがある。

以

地 中 刻 3 刑 六年 175 决 部 4 2 九日 小 悉 立年后] 韓四十 85 会 155 -[0] 会 四年曾田 5% 275 舔 西田子か 過 驱 10

- -155 B 太 会 應 翠

-253 九 生 七

1 つ間 い・会 TT 海 機馬 古 10 10 先に - 15th . E 四共 の体 -7 如数 照中 称 赞 O) to 如東 智力

00 -6 独 8 か判 6 13% C T 4. 12 服 80 明の 文 九 化 古 大 風 九

合 OH か な C 往 0 被 T 統切 197 聖 相前 流東 EE 效 8 8 風 粮 う判 • 所

江 源 ば 明 0) 文 往 2 1073

てが 遊練 80 4 い承 の問 で配 经 3 22 (23) 红 合 1 8 位

の「法 8 丽 混 强 0 勾

題 棚 ので場正に罪 の % マいては に得 る本て刑 \$ 0 る法 なる 強か乙行ると 8 0 1074

しれ思いる めて領あすに 1075

し行 てわ 應 九 E T 何い 躯 約 遊る 地 塚 (7) (19) 上が 月れ 間あ 密中て 群金い 雅る 0) " の件に 强 私 拳の 約にす つぎ

寒なる祭際 在 当 勾 80 te 防 113 定 0 既 好 しす八 197

1077

亡等等

机区区

網給行るれ

と異

次し

十九

約察の

の官

てに

* 被

C 在

のまた、会 の管辖

く無線の

件 古

E 8

2 0)

いてあ

独なば

舍 如

8 8

と改

v. E

- 7. 7 三 十改. = 0 C ての の当棚 略 局 顕 式のに 手態っ 鏡壁い のをて 審 族 は ETS 人心后 るたに だ福 先〈察 ずと側 て 分 いる変 0 粮 思 田 五

员 突 蘇 约员 ° 六 追 _ m 気 す 0) 5 前に E & \$5 K < 20 0 0 1 4. V. 8 か 0 12 往

次 换

CF · 思 图 E 2 oI 脈れ 御て 回い 復て 0 6 惠 的 用に すは る間

禮 禮 悉 全 悉 大にに

禁

段

方 過 所 在い くの不か 7-* 55 的二て U は月つ 実でか 体は 的観な なかい でるに あの りて窓 * あ 判 外る所 0 %

1079

C意

仁九

00 6 -6 告 新 H 往

吉

つす 鹏

で決 要 の原 選あ よま つて T 往

欲 0 t 2 T

2 当で 秋 は 物 央 すだ る効 £ 11 6. p. 5 発 定 · & T 教い けな 8 11 C & と、現 位 为 . 40 约大 E 4 社 月 0, 0)

0) 2 T

0) 棚 に関 合 8 to 画 轮

包收望 T. . 1. 立乙し る類別 たのの意 で趣が は旨あ 力· 查 は 8 0

1081

昭和二十六年十月二十六 也部会孫部台小極首会屬 首午前 十時頭正午 四回会經典以級 (提管)

(円有頭の自認をして 関格官の管轄区域外の いてもれに関する世級路客が行われたが、年前十時間会。左の二階類について別紙の の機器積行にたついて意見が変わるれ 充雪につい 部位第一 九三条の三項により設在の補助を行う司法籍 些問 澄葛の夜線は の適用が近 の交換等の提出及びその説明があり、引き鏡 のとし、 正午閉会となった。 且つ簡易な証拠

者田口 問品手部 の館用のないな 唇の範囲は、 花形にあたる部件のみに限定する意向

息 ラる 井幹部 260 の簡用が失いものとすることを答えてみたが、 A: 禁錮にあたる母件についても簡 給局死指にあたる事件のみに限

髭の鶏用 いうのが支配的である。 W

11 であると自認 北海合には腸 り得るからっ 他上意 隐有 0 0 申立をする 自認につい 12 しとあ c て一定の形式を 功 有 師の自

の自団につ の形式は、 と考える。 ルで温度すればよいと思う。 從つて、佐

とあるところから考えると 龙道 しかしながら、刑除法では 五位被 事者処分主機は許されないと思う。 が可察についてのかい即ち衝換について 知政の記し 脳部状に配験され 告白さえあればこの匍易手続 い一般波告人に求めることは循環 でまで被告人 民际強化 信貸を添回することを登録し た厨因及び の派照を関する おける暗束 紀師事與を虚律的 の放棄、

約日にかける犯録事祭についての告白だけ

かかい

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

た十分納得さ 河谷に に説明してやるようにする つい もつ 治ら 100° 夜台人 10 C であ する 82 に当つ 25 63 2 龙 自回 必要があると思う。 25 除因として掲げられ 10 を思するとすれば、 12 テル して掲げられた公師部突と適塩性部三十八条は三項との脚 设告人にと 遊ែの疑は解消 0 の趣旨

游苍园 御意見に 治保障 0 点 根本的には で不安が残る 成 0 ではた あるが 40 かと思う。 ただび祭の 告白だけでよいと

H 粉 被 人必 22 音型を The た場合に は、 網えば心身喪失又は正当防衛の主張など

終於 「ニノ れる 3 c. 上世 という う条件にあ てはまらないから、通常手続によらなけ自認する解因及び開発によつて有疑の言

江東黎風 が否認 したため館易手館 = を通め得な 凝 摄 いう 54 のような集団犯の中に いせい うことになる 仏の場合に 必要的共犯 かい 7 そも含む 12 老 0 0 中办 0 一人だいわゆ

共和をも含む趣旨 である。集団 犯の母件において一人だけが否認したよ

りな場合には樂酒を分離すればよい。

田委員 松 行れ とする趣旨か。 た場合。 () 自國口任政任化 つい 7 EL 設制所 で取

井神 格法医明全必要と に散 1) DI. である。 て取り て 任章に 次行れ 次古 れたな 6 6 かいのは は当 de 0 然である。 囮定につい to だそれ 7 红 . 厳 は

中化 まま振つ とみるととに は伝律上の器 云 3 淮 間があると思う。 地名為由を含む感冒なのか。 ら、有印の て、 また、「七」と 自四をもつて宣ちに反対訊問部 C 0 では 英松流 いう 6) 一頭 7 レイ の機定に回する資料の ンメ の放棄があつた ント調度をその

1086

後井降部 それは、含む間目である。

2 ているがっ 豊刑不当を知由として控訴する場合、 窓い 「十一」では胚 自強の記 雨る 63 ては は示さなくて 心 I

後井韓都 解散配級を以用すればよいと思う。

田射等母 徳野が存については、原別な手曲を考慮しているのな

後井勝部 一節選行の文立で行く考えである

訴導ぶ紛をゆうすることもあると思うから、この点を考慮顕いたい。 射幹部 有顔の自認をした事件については、第一等の手続を簡易化したために却つて控

微川幹部 起をしたことになるか。 傷容致死録で起除された場合において傷容疑の範囲で自殺した場合に有録の自

長島幹母 ているのか。 との問題を取り上げるについて、簡易短利所の診酔手続については、別に考え そのまま自然するのでなければ自然とは次らない。

戸 姿員 さし当り、この制度でいけばよいと思う。

一、日について曹操応答要皆

藤委員 な問題は、少年が成年になつたような場合にも起ると思う。 れるとすると、 けるぶ一審弁翰終結後に生じた新たな延察として取り間べることは、許されるか。 例えば俗容哉容者の死亡したという事実を「刑の量定不当を理由とする経路」 「研究與因を環由とする控訴」において、 この窓のように「二」と「三」とを区別することは ぶ一審介險終結後に生じた新た左母 難しいと思う。 にか 許さ

微井幹部 ては考え得るが 御辱ねの点は、現在の控除等の事後等的性格を維持する限り 容災の限定は変えないということになると思う。 長州の問題とし

微井幹福 平田韓華 出射幹事 ないか。 那一審弁監終結後に新たに判明したというようを場合には、どうなるか。 「砂質協慰を提出とする證券」でもともとその都築は生じていたのだが、 それは、この窓の「三」の但者で取り間べることができると思う。 簡易説判所を移一等とする部件については、 地方設利所を控訴等とする章向は それが

機井終郡 そとまでは考えていない。

ついては、控除物で母與の取割をする範囲を拡げるということは、考えていた 簡易穀判所の容理についてとかくの批評があるようだが、 簡易發刊於 の事件に

領井幹郡 經縣致明所 0 粉量などを溶滅して、今回は、 遊野等の基本構造については一

応現行通りで行くことにした。

出射幹事接訴等にかいては、訴因の變更は許さないのか。

行通りできないと思う。 解釈としては、 际因変更は許されるという有力な学説もあるが、 突紛上は、現

回藤姿質 第一等の弁翰袋結後というのは、 到決管榜接も含む意味なのか。

積井幹事 その通りである。

その点が、 この改正案では不明瞭に思われるので、条文化するときに注意して

1088

1087

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

三原により経在の結功を行う司法需要題員の管轄区域外の

する ととろで 題語の就行化つ 提売の無管 説界を 位御泉階間の たような場合には、 被称に 税がする 際曲は 題物 一九三条居三周 御祭石の 6 额 できるようにしたらと であるがっ E. K. 例えば各地に立た 場がしば 三下 地名公 想定により」 しば希望

然げる 山岭 發察社 預 從つてい の製本的な遊戲をくずすととになるから微版し数 び接級が中心である。 独巻の なめ のに必要があるかの らといつて、その管轄区域を 55%

放祭庁や高奉納場庁の行 以水衛物する場 合 ら合 心理管 か

回路委員 その意味たら診察

の意味たち皆ななの からはみ出 してもよいのではな 本指生状却しない強度にか 250 2 40 ある程度管察法の本来

安平祭日 あるように思う。 何部につ いても多少の信外示あるのはやむを得ないの だからう 何と残酷の金売

田朝等思 红家安員 2000 察務上不便であると いわれるのは、 行九をによる場合にもなか不便だといわれ

よつて聞い得ない場合がある。 改物九強でやれる 62 で不便 位先 4.5 が、 徳本の段階 では必ずし 佐鄉

長島幹亞 門に売りい を改正する必要があるの Pi e みし たとえば、 か取断ができず、乙、甲についての検疫ができない不便がある西が東京で売つで歩いて連絡された場合に、管経設五八娘ではとえば、長崎で原源を指抄していた甲が広島の乙に売り、更に である。 0000 乙が名古屋の 東京の警察官 この点

反対である。 京た子舞衛か 現在管察の第一線としては、 40 2 でも含わめて韓原であるから登録法の一線としては、記録の予防の間に 第五八朵の限界をはずすのには

会に提出して強いい 審議個と競踪庁優とでもつと指信の上で 龙 それを辞聴するようにしたらよいと思う。 それがなとまつたところで寒を小婆園

別低(當時

1089

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

者轉食明事法都会刑所族小还異会的 in Han . 自年後一時三十分選年極短原三十分建度依然的指數院議縣級(與首)

一、 場所 法務府本庁会第一会照信

紙管路 。 他びにこれに動 後一時三十分開会。 化関する就容につ 伝播後尾の連用がないものとし、亘つ、簡易な整株語の学終の する教養不 いて、歳見の交換が行 答が行 身柄服係の問題 れた後、前個配付された一定都の自然をした赤についの問題について、別級の如意歌楽の提供及びその影响 年後四野三十分開会をなった。(別 特例を致ける Somo

西鄉西城 て」の二に極想を心除外事由に加えるべきもの で摘げたかの

のて、時料料 又 5 して捌げる 方としては許されるものとして、除外帯地の 都監領被の感が極めて淡恋であ の知る妨碍行為をした統 四の如き犯料を犯した遊伝 るのに十分でな い性質 504 後衛八九条修四号に数出する奏迎的な形 ものであるから、時 なるず、保証必必能付やしあるだけ 中に入れたのでき ある経度の別数の創業 例であ

お智由 し久れておいたが、 高等検察庁の 懲死として、 教祭にはそれが大 「被告人が送亡の いないっその題由は 處ある場合」

積井幹事 できるから 仁信照照納京 ・保奈 そのものを治形するととになると思う 例無はり被告人の淡さそのものを深在会 施亡の衛のを楊会しをそのまを除外衛的とするととは 照動的

指川幹等 に含まれる が原煙判所に発し戻された場合は、 部一年で教館別に如するか 会は、就來「即」の匈西斯的更新則跟の除外事由決の實情があつれ場件の經濟等で直轉決が欲樂さ

に加えてる いるのと思うの控節際における原羽決破棄の裏由伽切によつて区別おける有難判決の宣告という學実は弦然存在するのであるからは然たとえ、控節等で感視技が改楽され、単件が家識等別に差し戻され と思うの で国際できのは

60一〇の戦器のような納無不能及探望す □ 第二に放出民の間然に対する処像と思想の ついて簡易近 個際については、 年日機田の監察に対する被職 うな随島事務は、 糖を使用するととの可否について一朝常見の郷港級を願い出の駄祭に対する發暖はその位にして、次に「有罪の自該 本日久席の錦木(書)巻男から 英米のア ひインントに帰する顕成で、現動的に れば反対であるっその親由とし 現現器 次の 産生が 村灣 1110

1092

び検察 辭 期尚早 が曲の だ親分子分 負担 る商易手続の探 御三百十九条に経済するか。 仁被告人 學保 の人能 松手 次に、大大大大学 を報处 他の 00 との箱 8 \$ 1. 便宜のた 15 0 学界 にする 全田 升 な創設件由 かの とは教 る身代りに に考えら ては 士会の登見は 20 ては被告入儒 なっ C III \$5 で緑察官提 法律知 8 うな額易手 神戶 かんい 033 H の程度で の程度で の程度で みた 能っつ 00 能 な 热

を三下のみが、反対している。

能拉 全部 締祭庁としては、採用に反対し

対統関相の放棄 り受機 700 2000 公安公 0) した飲祭 であれ 所のは 0 条期にあ 江戸 本質能 職 は凝 数 たる があると考えて 於海市縣 精神 であ は疑問で 開法部の領 郭空 ント胸痕の深 被告人の物 2 の手締の適用外におくべきである 流見としては の排除であるが、「有 では憲法の精神は新 てらいの それでは ので あの又「十 発際には敷 日白ら 自白に補強症拠を必然 現実に行 -M. 性を保障 とれに反対似 れたち 被告人 00 判決の のであることを この見解 密族には を文字 であ [III] 施 00 40

1094

易手施 50.350 を由 る自白 の採用にはお 量刑に移る旨の 排斥 上げる 皆を規定しているとは考えてい を採用することは等 法の 格な証明による必要はな むね鉄成である。 決定をする段階 いとする判例の立 も事実題定と同様に、 0 補強証拠を必要としなけ 被告人の 量定の たる メント 範囲 自白 が省略され えるべきではない 制度の採用には反対であるが、 のみで 结, がかなり広 は反対であり、 う。しかしこれについて、試察たような特別の字句を使うこと いと思うの第二に、こ 際建第三八条第三項の ないっての立場から状祭につい 紅柳鍋によるべきである 有罪の語宗をすることは甚だ危険であ と思うい ればならな がと思う。 又憲法第三七条 され と考えるが 現行 の簡易手続 「自自 ることにな 獣楽の 一な公界 ような衝 法定刑 差で行 重を期 ての窓 n 法 廷

ての最高熟料所 提会 と思うっこの点を明 経済からいつ 掛 が与 寒の 教法部十年の東市が助けられるに重わた趣情からみてる、公判廷に 客観 えられ 告白 と解する際に特成 0 ・心非實 的な犯罪事実の告白であつ た被告人に対して、戦利官は、 も要消であると考える。 文に現め の単部の り切って る少数窓見は、 おかれて 2 すべきであつて、 である。第三に、 両者を含む いての いるのである 館二に、 て起訴の前後を問わな ものである。 に入る の理職裁判官 きわめて有力なるのであ のがむ 態法部三八条第三項 この祭は微温的であると思う 雅極的に有罪の飘否を発問 法称二九一条第二項に 有卵 なお の自殿と自白とは異る しろ被 私 结 態法為三十 告人の利益であ 被告人が動い いか。 から 有 卵の 2 お つて 17 杂 立祭に際 8 00 定その 自 解白鄉 7, 白 は で

が公判廷でなされたものである 0 專 5 って、 値ちに それが取 ことには 実に

湖 松 な手続 はよ 袋 余 元る 金通用 神からる 市 いと思うい 0 べきて 機利所受照事件線影 千件の 0 が否かの 5 そ つと簡単にした 事件に 告人が有罪 みである。 の意味では 集中 問題は、 この獣撃には徹成であ 0 他は、 六十万件ないし七十万件 する方が強さし 自認 被告人の争わな 、裁判所や检察庁 らどうかと思うの をした場合には監拠輝緑を省くという考え方で行 有罪の答由その他で処庭されて いと思う 4. るが、 半件 0) 卵 0) 0 的 0 私 中 自网 12 2 ス ては アンゼルス市の統計 をした事件につ 的散像や、 to ゆる 手続を極 トライアル 郷質 の実情 て簡 なる 1= 難 200 1

するなら にあたる事件は非常に多いの W. , かと思うし とのような館易手続は弁勝人のついている単 から考えて、原築の線に賛成であるっただ、 の加重。 そうずれば、弁勝士側も反対しない 被免の事由は, で寒効もあると思う。 厳格な証明 が必要である のではな 件に限 被告人の 又羽のが って 適 * の用保部が静 往 t

水幹事 窓見の棘に指って行 公料類における自白があつたときは接告人の同意が推定されるものとして、 一等歳弱所の貨幣単件のうち自自事件の占 いてい 当學者主義を無穷する との祭の 自由事件であるか否かの観宗手跡を新しく散けることにしてはどう 指揮で実効をあげている 最高檢 在西北省 くことにしたらよ ような簡易手続を採用すると現行刑訴法の適用を見るべ 犯罪 ては、 として 學度の つてよいものと考えるっなお、 「公判廷に としては、鈴木(喜)必長の御意見と同じである。 第三に 自白の 部標が生文化してしまる處があるの第二に、 いと思う。又憲法第三八条第三項の解釈につ 00 23 形で 祭に被 ける このような問易手腕を採用することになる ということのみから、この手続の採用 ショ われる弊容が生する思がある。 自白であると否とを問 戲和 つた方がよいと思う。 ン制度とも相当つて考えるべきであ であるが 0 自由 自白事件の審判を簡単にすることに センテージは相当高度の 私個人の意見としては、 な判断に主かせ わず」を削り、 るのが 李學 いては、 00 60 三二六条が 80 2 であると 有罪 4. 0) ント ある 0 T 往

現行刑法は、

柳の骨座につ

1093

てはどうかと皆えている 8 50 00 からに外 EE ような回易 ならな る井田 た反対は見を申 と思うの 手級 4. と最初年続とを分離するのは危後である。 0 を採用 らであるい し上げ ってい すると 最後に、 事件に限 改制官の 33 共祠資祭の取類もます証拠限 るのは より組織な説明が行 私としては、 . 弁院士が報しく民衆 専断を招きあく。 状態的にこのような再線を採用 個人的に かれ 交折所の資料 職權主聽的 位, の手続 の生活に任して ことを直観 築く的易 的でべき 红 して件 手統 T T 盐 3

江家委員 にあたって 根本都神に の排除に いては鍵があるが、 いう立場をとつて は後 は 私は いては、 成である。 アノリカ式 たとえは弁部 ixi 突騎 00 0 な。自白 人の意見を確く等十分傳派にすべきである。 実状では、 アレイメ 00 83 いる思うの が当 ント部 揃の 然に彼告人の反対釈問 を転換とみるのはよ 大体同意が得られ 「七」と 庭 を採用する 0 n ことには類成 手統 と思うが、ただ、有郷 物の放薬となるとする いては 3, 7. 云 有類の 同意改善 の伝聞法 の製否 ことに B 器 定

野幹串 私は、この案には反対である。私の極趣の方向等の取譲という特別な学句を得して難弊期と言べきだ。

横川幹母 い単件が慎重な手段 条、三〇〇条、三〇 る単件を必要的弁部 弁野人の 、この深には反対である。 2 によると いている必然的発験 にあたる単件にのみ既守するとっ重い 一条等 いうことになるの の手続を問題にしてはどうかと思う。又この問易手続 私の極想 小件でも! の方向と で反対である。 帯の多 しては、 与件が領略を手続に 開頭 で自 白 問易手続の 4

ことになるし、 と思うい 網金剛 にあたる単件終は略式手続で行けばよ 42 い筋盗犯について実効がある からでのような不都合 は生

小套員便 き、それ 學界核 於 できたときに この祭に發成 もう一般寒躁したいと思うの \$ 50 学界を代表し て団慈委員に対案を提出

1100

武安縣學 こと等 はあり、又職網状の発 が開製になったが、 遊を飲みたかられ いては、最近間会においても問題とかり、 ・相当相違のあるなどが剥さいためから特に問題が多いが、下り、又意揺状の発付された。 の事態は題められな お後 した資料 昨年から今年上卒期 (身柄原 い資料を加えたのがこの資料である。まず、白僧延受副後 いと思う。不当遺葬の問題につ 六年件のうちの聖状の発付されるものは半微器限に過ぎない 不当意類の 係點查我 料)につ かけて、全体の二個前後が延長され 本年 12 一、二月中を中 いて館易に脱明するの身柄 題嫌 いては、異体的學伝 心として種々 の角 T 6 例外的に いる程度 4. の無用 ら記 15 -2

平し二谷 出土十例 にしにのをも知 す大學 有かつと別ある 有側数窓の形を、 ついては、景高の として、三二六本 として、景高の がり、三類も獨り 0年證 十会 -- 刑 月马 玉兹 と、熱乗りは版 、熱楽りは版 日部 方件多そ公伝あ 2 经 にの数の半節る 丁元 養寒致ま建三か 在於 お利見まに一、 でを譲続お九有 の弦 平小 るころと自のの自動のとの自動 出發 冰臭 数行しが つの · 金 0) 85 使てらつれに 発五 強るよた姓と たいいとにら 10 日 からときおす 0,金 さい 思はり 記まる できる とう できる 煙都 屋縣 からる数ので 位高 左蠍 雅 ・独岡あ自 0> -是数 超月 原祭の 地さを行 9 -张 题 0) 12 (11) 5 物るの方 正和 取らず後

1

1101

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

法制審議公刑事政部公刑前放小套員会第六回公園議事録(聖旨)

該帶看本方合第一公藏軍 該帶看本方合第一公藏軍

松裕器の構造し 別依族集の提出及かその説明並ひに ついて意見の交換が行 られ、年 年後因野三十分 古實養流器等

この葉のように裁判所の の克殊 いのか、 を最終の義列 いうのであれば、 ×

(の実を教路する

1102

龍谷大学矯正・保護総合センター

うよう万時 中の中 A U とる道 思分談

原能 KA

20

推 が kr

極石 寸 対 短 も物 在 8 で 整 3 九

施法の のではない 1

盐 F

12 五.0 按 辆 to. かて X U 常里 म व 许为

護

Tie 華 A 白押

田萬

0 聚 E 2 E BE

(0) 申立朝 (質疑治器)

0 %. 法 件の 改正前 -0 K 12 放子 儿 の改王が 阿維 な方向で 行わ 12 E 馬 ゆても 艺 20

放 法 改 2.5

U = 九 かて 故 n II E 涯 3. 竹 上

故故

做 肉 (我)本員。 艺人 うが、当 K 第二 M 0 AK 養養 なっせ 版 部 村 RE 2 DE 11 u H 0 78 上 推方 の規宣 A \$6 粮完 2

1103

幹 有 12 人。 版 版档档 0 日後 動の か 例の \$ 黃 t. 1 って特 うな P-NON Nº 9 10 21 3 6 12

图切

\$ 0 3 雅 3 星 寒思 方在 が九起波兹兹斯

人の飲 中新 3 3 二系 D K EL 15 4 愈 3 M 此 卷 毅 2 1 × 趣の 亦的 × 00 麗 遊 法 多五点 & D D

はとい 山南东 光程 路 麗 * 200 大方 E 望 5 ののか期 をり 卷不七届特

HULL 8 江 2 2 日点 がなり D 以件 寒ののない

1108

X

2

をがす 加重当 坡 11 し神と 方来と H 上 寒

海 事

う現めを買 甘五五 と東 思導公 う、は新 万 事 办

10 H 推路 及拉 T 46 5 7 6

行でいこ事いい氏の整製にし 0) 至朔母七四年 で阿牙を別などのを養 で阿

松本方的 0 10 或る地対 0 人人所思 胸質のは 臣の完立

3 位件 KAO OE 差 0004 华 な 及弁な断の民 F き 種原で 新いたに 笑 かでで 書

奏石 * 泰益 二立九 の前三 鬼上燕 KZ ってま 11 100 7 11 7 はて整 東六 東京のお 查 吳 00 余下数 地上 R 海 3 L -50 量点で かにあ はっる \$ 10 りて松 上はは

8 とはな BR だ 10 19 高尖 政族 友 * 14 AA K. F かのをかを

と思う 當 書て 如差 张灰 上则 1: 施 つ新 加て、十 50 3 世 妆蓝

7 * 実 0 5 * 判 断此 芝 位 + 12 3 11 010 芒 も煮 の量 判 花 不 K * 吉 美 の場 取 1 湖 E S. は

田篆 k 本員 凝 0 海客し 3 à 200 學合 4 判 决 性 10 董 華 泰 の刑は OK 4 0 5 論 20% 2 半実施 か特 出業の 0 事中 座をいしと り无卷 = 0

巻で

たなな

TO

ラな

U

決宣告

K

田

0

壮被

書看

0

0 たよ

左楊 13 北場

pr.

的 治然 33 から 放 及 法 からい

0 EO 事実審理 O I

H 奉黃 0 まてめ 出接幹事 の政策 0 6 比 E 件

つか の木 をしなければ十分な事産ける程の開始決定は、所述と しなけん 元五 り原 H II 判决 なら 矢 を基礎と 35 及 400 証拠部は するのど 音 あ 3 3 to 4 6

小五

汝来

0

法等区

九三条

泰助して対案ないしは縁正案を 提行改通りの考え方を維持すべ

米を準備して扱い、

次あるの長

今日の討論のは

態

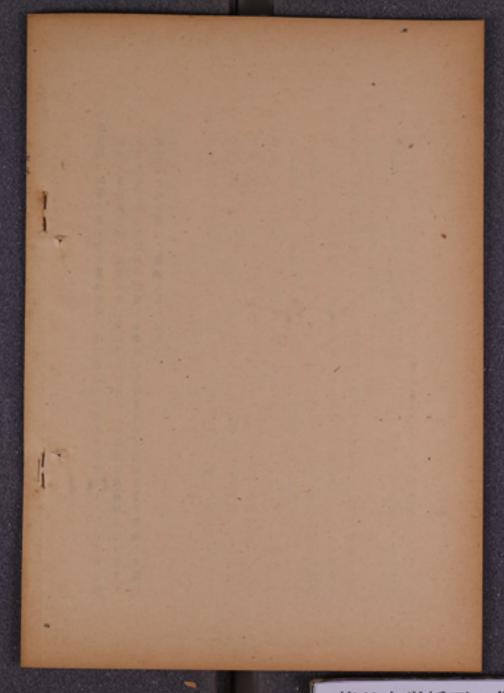
4

可基川丁養園

から、

以上

1116



龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

法刑審議会刑事法部会小安員会死七回会該職事録(要当)

法斯府本庁台第二会議室 昭和二十六年十一月十九日 自年使一時三十分至年後五骑十五分

「四」の「弓密斯扇更新 平後五時十五分開会。 (別報省略") 干後一時三十分開会。男物間像の問題に関する別概絃案のうち、「三」の「趣飾前の勾絡期間」、 の制限」及び「十二」の「権利保収」についてそれぞれ意見の交換が行われ

「起前前の写留新馬 について.

の切 裁判所四四序、検察厅 少数の升渡主会 果団紀についてのみ延長に賛成し、言論尽では、 徐外側を殺けることに賛成している。(但し、 にすべきであるとしているが、秋田舎護士会及び第一東京午護士会は、騒機罪等につい この問題について、各界の意見を簡単に紹介すると ことに賛成している。なお、十渡士会の意見の大多数は 数十人以上の集団犯について延長することに賛成して これは、 東京新閣が授金経済の観爽から特殊犯罪に 警察関係の大部分、学界では、一橋大学が 特別法によるべきである 勾留期間延長に賛成している 与留妻件をもつと

650. については 造じて三十日とする寒が大多数であって、 他に四十日とすべしとする系

であるとする立場をとつている。 在野法書としては 模つて、現行法所定の期間を更に定長することは 被疑者の句質は、建駒としては、 例外的 にのみぬめるべき 及対で

ど不可能な事例が多い。 機豪宮の歌よりも被疑者の数が多くなり、法定時間門に起新、不起訴を決定する が困難であること等に基面している。更に、 なりの目時を必要とするし 呼出に応じない例も多く、 いるため、これを厳視するわけにはいかないこと、 移正には、 の場合においては、同時に多数の機段者を授挙しなければならないため これは その犯罪の性質上現行把が多いため、事前に証拠を収集するこ 本考人の取調にあたつても、参考人は、健疑者の関係者が多 搜査上起新前の写留期間の延長を必要とする事情を説明 第一には、現行的監弦が被疑者の写留について墨 また最近の事例では 杞惡上の性質上、背後者の授挙は招音困難で 証拠書頭も應請によるものが多く 第二には、 默彩権を行便 格な規定 とが始ん する被

ぜひとも必要である。 り相対の目睛を要することもあるので、複奏の上からいっても、起訴前の勾唱期間の延長は 使情団やデモによる妨害が行 にも相当の日時を黄ごねばならぬ場合がしばしばある。 被害者が各地に散在 新学的複量といつても、血液型や枚次に用いた油の鑑定などは DA. し、被害の程度の調査その他被害者の呼出にすら多大の不 漱 調にひどい障害となっている。 単独配でも、 被疑者の歌調にあたっては、 情況によ

否田安黄。 甲案に費成である。 被疑者の人権保護については、検察庁及以裁判所を信用して貰うことを前提として

団藤委員。被殿者の人権の保障ということを考える 佐藤千建八岸安員代理一次。 べきてあると思うが、 方が、 写留期間延長の事由について異体的に思準を設けているから、よいと思う。 うだから、正面から及村はしない。武衆についての意見としては を得ない問題であって、裁判所としては資成の意見が強い。甲乙両案については、乙条の 講和条約受効後の治安候将に対処するための措置であるという趣旨の 老新前の勾留期間の延長の問題は、特殊な記罪については方應せど 与短期間の定義何なるべくなら遊ける 甲条は在用される僕が

1119

けるべきである この際は だけを掲げると、 こ米の「このい それを甘受して四だけに限定 政治的目的のため を進長事由

の与留期間の英長は、更非認めていたださたく 光程の検察庁の御意見は 警察例と ても痛感 甲来の採用を希望する

江家安員。大体団藤安員と同じ意見て、 し、甲案を你用する とすれば、これに対応して、起訴所の機利保 七宗の四 に更にしばりをか 状の制度の新設を考えるべ のがよいと思う。又も

馬場安莫, 頂けば いては一た人起訴しておいて いことはな 御理解亦 (--) つくと思う。 5 を掲げるのは理由 現行法では、起新前の勾留期間 私としては 起訴後も被疑者の可留を続け 各犯罪ごとに一々建補敢を出し に乏しいとのことであ いったやり方はい が短 遊起訴し 与留を継続 れら難け

少くともて来の程度においては勾前期間の延長を認めて貰いたい。 れがため はは てきれば甲果の食用を希望するのであるが それができない場

と果のここのこの「常容」という話は、はつこりせず、学の対象となると思う。 ていない 故察庁や歌判所を恣頼して、甲果を採用すべきであ

安平安員。 においていなか 非必要で 現在の刑許 つた ように思われ 単独紀をも いと思 次のて、多家妃について期間の延長を認めることは是 どにして訴訟中続を規定しており 多帆のことは念録

を行うのは一 いを必要とする理由には承服できない。 えないし、一方权利保釈の統当事論にも当らないから實料を写過 及び四 てきるなら岩した方がよい。 四の常質紀については、起訴後に使

写曲所属延長帯歯を確慎によってさめ 灾質的 特に必要のある場合」というような文句を加えて 必要なのは、 る果の山であるが、少し 個々の事件の政関の際における異 く意見を述べれば、

力性のあるものにしていたださたい。

冯瑞安黄. 死刑や無期にあたるような重大な法益を侵害した犯罪の嫌疑を受 ける行為をした者を頭を限 靴を残さなくなったため、 法定時間内では証拠がととのわず、 釈放しなければならない事例 二十月間拘束したからといって、置ちに着しく人権を侵害したとは言えないと思う。 が多い。最近は た場合には、光ず十分合円値を遂げた上で逮捕しているが、最立は犯罪が巧妙となり徴に軽 甲の対象となると考えたので、 いう意見もあ る楽のいを必要とする理由について更に説明すると 例えば、状久や殺人が行われ 起断前の勾絡期間は、 被誤者の人権だけが尊重され、 ただ 具体的事象によってそれぞれ異なるべきものである 四を掲げることに反対しようと このような寒にはことごとく反対であるというようにとれ 内部の実情を申すと、故来に示された甲果と乙来 一般人の人権は無視されている傾向からる うな事例については美長を認めてもよいと に該当するかどうかの判断自体が国難でい いうことになったのである

布施幹事。 繭水をしてから記録が戻るまでには初三日かかり、 詐欺罪についても、 無官の請求にもとずいて裁判官が被量することにして して起訴、不起訴の決定をするのは無理であって 四発台湾に限って勾留期間の延長を認めても るのが現状である。 従って つたのだ」と次から次へと黄佐を報嫁するため 常習性があり、 このような断係 関係者多数の場合には、一人の複級者を選冊すると「何 最大機二十日といっても、 最力の下に」という要件が欠けているため. もあるので、 勾留处長請求で記録が戻るるでには物べ 、捜査の実際上国る場合がある。 灾情を説明すると、 現行の法交期尚内に検察官が取開を完 いる印来に要成である。 三十日程度の期間は是非父母 安原に取り調べることので 、同時にすべての紀人を選 まず取判官に勾協

1123

問題の対策は 本日はこ 0 (E) A 0 表

(ロ) 与劉期向更新の制限」について、

水管察例 0 4

抵

此學 故 以 どこにある

参っているような場合には、 犯行 の規

ということで、昼夜

えば 1125

を感えな だ 以膜度に に限って 系 1 に奉 ったよ

(以下無談)

「我利保根」について

1124

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

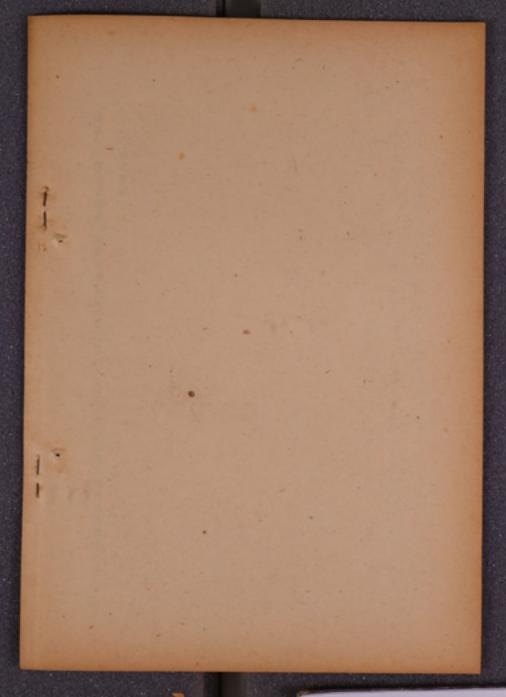
九承の二号の事 被告 保釈 0) 故 松課

目的は

1129

从下葱碗) 充分な理由 いなければならないと

波布八九朵寺田号の最起運城の疾



龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

法制審議会刑事法部会刑訴法軍八回小委員会議事錄要旨

議 考 日

保积又以何留執行停止取 ちは

條钦

柳

1132

龍谷大学矯正・保護総合センター

25 規定 书 げて 现 保 行法 积 10. 再 tt UF 处今 通用 的な

山崎安員 教 定との関係 ような規定を 行停止 R 00 必要的 3 理 由水 判与 湖 5. 100 2 8 叔 71 25. 附 武 判所 法の 17 七五日 る福 21 又は勾笛 問

井 のに対し、 4. BR. お降 祭の場合は 裁判所法の審判 0) HE. 0 妨害に 湖に よって 関する規定は 与 44: 80. 日 Acq 妨害行 敬 竹 热 件 自体 址

换

程及に 极 17 機に全間をにらみ 問題は、約の 0 わせて可否を決定することに の権利 保釈の 問題とも関連 討論は二

ロ つ十四 存状取消等の場合の緊急収盤について」

に対 保犯 南の決定 武海 うな 彩色収验の 姓 七の 数 水 だとい。原 K Bi. 認 祭釈 T あって て苦 a. したこ 与留状 架 結が 新獨 たが、 歷本

安有 85 いる 在野法曹之 位だか しては、 50 武器の 許 与引 # 採用には 状の緊急就 るか 反対で 行に も許さ もつと 要件 を数格にすべ

場合の緊急収 形 緊急収 9. 数の 757 胜 场 51 状の 4 節危就 村 19 51 水 人口既仁 行の 完色就 馬品 升機 ついており 職保障の 告た被鞭 確保

团線安員。

消ぬの

であると 事实名知

思う。

山山 安员 囲に解釈され得るか 体的な地 就学によ 中を 明ら de. 主觀約 緊急权 12 な利 監の 度 件 で無用さ 您建 れる産 郊川 左衛

鈴木 本人を収監しよ たのである。 松るに 保釈 ところが試案によ 引状の 取者等の場合 **武泰** は及対 秋 媽 本 8. 4 その数 人仁对 四斤 判書 して本 人が前受 就 取 判る取 あつ H

组 安 保 れば収 湖 数でるぬと を発 17 12 る現行山度の 保 るた 弊害の 11/1 方が大きいので 問な はないか 0 の百つ と題う

14 97 10 旅行 では 檢察官

相 於非 原問題 3 行 機 附 持 3 あっ 3 17 ればな ては

1133

の地区留雲 取 明年 50 粉 4 点 造七寸

二」のような規定を設ける必要があるのか。

初 山幹事、 病院平口留置し た場合に 13 監視が充分に行 20 つて

危険が多い。

猫山幹事. VII. 透透さ 製

き」と改めては

た上で

きちに

告級す

20.

逐網時間 について

 方安 今早, この問題についての各なの 克見を簡単 W4. 所 教 於安 聖服

3 00 张 被 K 省が It 間 明晦 の発目を 及 全町 程由は 集四 推士 雅 铲 桜 なか 斯 对 ra 400 縟 行に 大 原 則化 验 3 福 四年後士 与留衛 72. 时 城 約の 公は 莊 13 披露 原療 形っ 新聞 区期 及 T

验 亦 反対で 五. 35 安 3 上げて 24 4 理由 騎 10 0) 意見 1 説明の 12 ある 33 在 た通りで 97 法教全 83 华 村 全 367 49

1133

桐 sla 题 m **58**1 終 集团 疑我 犯罪

1137

体架

二の六年でま う場 10 1 1 林的

明 直 搜 揃 於 した場 图 12 15 取網 村 梅 法 杖類 0 名作 料 阿丁 del. 島前 被て こと日 07

桐

45 井 44 00 5 被 六米 3 原事 6) st. 段 184 場合 哭 rat . 31 12 融 入ら 北

出岭事 筋 18 约斯置

1140

1139

崎安員 によっ 及対で 造様す 在野 強く 41 主張 整學 して ある。 発 直接 いる位 在 版 野 法曹 旗 透頻 17、秋

東の 期 殿 ist 松

供 佐把る報 告 如 31 度

は、 幹 裁判所 具体 前子 日 3 既等が SIL 聖祭の 法鄉 東京 部で 西 25 開社 数 学界は 野 \$K PIT MA 大奶 大を除 对 恭順 30 对,

鈴 147 ては 夏 84 対 惠 法 粉 30 411 在

るか 9) を殺 缺 群 供此 日日 規定は 味に 他香 R

即 安 るか疑問で 60 たか

1142

始 世 40 条位、 5 * 肤 複唇官の被奏 除 方 法に対す 供 形石 刺眼で H 般 思 憲法の 现行 21 とはいえ 100 15 G 規定性 規定は 162 民口 田 妄法施 逆使 して虚

团聯专員 位 7 7" 笼法 H 決 蚧 20 15 上七年 Ł H 1) 種の かか

想死 100 校 10 船 大衆以 規定 20 概 SE 03 部の門

35 12 見 被 旧時 滋 3 4 在 7-1 民 住所 被 50. 数 信 搜查 101 計 版 楷 82 rat. 法 W 8

崎安黄 る就に 00 範囲に 日告節 いては 江表 と関 意見である。

改

日日

及対であ

大体 婆

被疑 40

智の

に類

1144

35 3 刑事子 统 いては、 法の 一面國民全 を放 咙 被疑者又以被告 制度 には要 人の人 権の尊重とい しは人 憲法と同 明べられ 地の -

桐 幹事. る必要 d 婚 白於的 九八 100 理 荣 二項の かり せる 削除 3 2 12 赞成であ は 17 25 极 級看 榕 3 8 有 14 発

福年幹事 不利益な供送を 独撃さ

樊仁耳 体業を提 出しても

大作为. + E. 學是被 芸川 及 U 16 THE

桐

the

幹事、

内心理

龙

樱

11

上際

*0

事件に

於 うにして質 勝本に -あると いうこ 滋 09 日日 はは 19. 牧 書坊を明 いるような場合 示す 4 にも 3 93 危差牌 いての は差押 がで 缸 は 趣物件 さるかん

sh 崎麥貝、 學はな 現行 实 摩根 100 10] 度を設ける

35

1146

团粮安瓦 きないと思う。 前回中 4 故色 甘事後 曲 色得な 緊急差押はで とも今代の

1145

発付だけは受けて

山岭事 中止処分等で断 えない場合 があるのである。

极 111 幹事. 遊 3 物件 0) 表示等につ 台

川岭市 許され が遊巻で 30 94

団都安員、 かく 越的 现行 に記載 制度の 変用の る由 あるが 差押今 状 定す 12 差押物件を易 体 的位 現在獲用 ること

いう制度を設け ことには反対であ

裁判官の今状発付が予想せられる場合に限り、 金用かめ

他の場所 疾病を説明す 紅題観めの 利つたよ 設物件至見な水 なが崇辱で 碳 断石に今状を置う 今状仁記載 すること 合年に 名英人 うな場 場所

古田安員。 人体 権衛の問題で

1147

て緊急差押を認め

四四

級間不あ

選押する必要はな 事件に関すると他の事件 緊急連綱が遊遊でない 13 517 に関するとを問 を押 える緊急の k 13 to 察危差押も す 必要がある ひろく記め という 遊蹇では てる 蝎 200 むも実際上あるのである。 よいのではない と思う 5. 本人を

安 喪 内でいか 151 していただきた にして 、実際上の す 先 必要をみ 正案水提 たすか、 34 S H た上で番組 この点について成 常があ にす 3 礼版 憲法三五 お位からも客を 茶の範問

○ 「一 身体の勘索を受けている数当人又は稅礙者と年後人との接見

融 an) 幹 し被疑者と検見 されな いよう するだめに 武器の 必要で 在改善 好 した te 接見祭 て被 北の 古人な 題首が 8 す 11 墁

ることにはならないと思う

龄 オン幹 体的な事例を示された 立金人をつけない弁護 人との梅見交通に 人な弊害が

To 題偽造を放 は虚偽の自白 ゆる石灰の 人仁全員 按務局 その 实 101 5 31 14 は き要け dit 限物件 豉 85 二九 41 50 ための春油 ゆる背景山 *のため 手段 帮に を用 12 张 00 用 80 * 先 利も たり、 事例や 12 X 缸

验 出口, (香)安爽 内部の p. 清には本機を入 それが事 実であるとす れて るのであ れば誠に るから 此外で ような事事が 弁護 # 会は つたら、 往年と異

法な行 見灰通に 従う に分遺士 仮 江通 うな T 般 E 不即合立 3 ta HE 数 例を前提 網付に 弁費士 では 反対で 水若干 る当時 位班 西人 との

桐 山岭亭 である。 士の避ねす 常日 心特 はな ただ ちな 25 趣智 5 授見 出たる 灰通 あう

のであ 億人に 打ちあけ 自 dB 遊の 防禦の 杂 透板の 赞的 ため 意味 施 使は 11 被 0 内 ることがで 裁 所所 当事 哲の 耳 8

专員 200 つて 立会人 全 to 碰 決 2 を担保 3 古の

告田 現行法の範囲 弊 卷位 验 では

219 幹 绝 採用することは 特に 12 疑問で おけ 京京 27 35 80 立場 你 古 3 704 平等

1152

線 幹事. うな場所を遊 ないない で検見室に では ているが、 きる 與際 rs 個 現状では、 數規亦 400 場合 可能で 施設の示 5 任 3 11 予題の 4 t 内 名を聴 as' 約等の ため、 2

DE 要々経験していることであって、 佐等で面 管視方としても 全して買っている。 この試案のような規定を設けることの必要性を構感 これはやはり立念人なし 先程西斯から挙げられたような事例 で接見した場合に多 H いのてある。

小 「三 起始前の句質期間」について (三六二二元代格正常について

平 出幹事 得ない。 の原則とな 1/4 13 乙字の方水 すい起う. 甲祭四 わゆる帝に短かし ておけは たすぎに長 通 田の田 不可信期期 おなっと

樹 川幹事 留期間を延長する必要はないのではな 甲等の ける常智をについ いかっ ては、 追起幹 の途も 43

期 山岭事。 常日紀に ついて 分罪を追及する上にお いて実然があ

(子) 公好食部 塔斯 坞 春の何智状の失動制度 80 英

安気. 寒者が が失わ の校直ち 法界三三八条等四号で に告訴すると いのではない うなことも 例之行親告羅刃事件 少いから、 第四号の場合る何節状の動力 いて告許 がな い場 10

団群安司、 Ø) 公前奉却 15 F. 場 白には その裁判 確定 127 再起的 樓

横井幹事、そう思う、確定前に再起訴すると二重起訴になると関う、

田安黄 法認三三八來端一 17 35 20 は問題はない

011154

1153

では、 、法場田三八条祭一写を打

権利保釈について

団線安哥。 出特幹事 城の点を に苦し

保釈保証金で果 はきわめ

要員長

と「罪经院叛」

とがで

さらに検

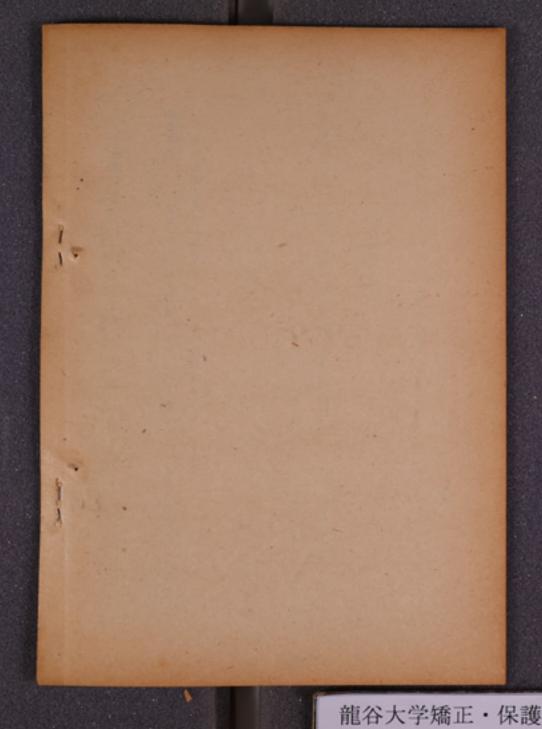
い対す

疑問である。

弘初問題

1155

1155



龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

法制審議会刑事法部会刑訴法小要員会第九回会議議事録要旨

法 即 林 府 十 12. A

婚 日

自午夜一

時

他五時

农 年 111 及の日十 理許器の 模范

有罪答弁に基く

(1)

团粮安哥。 一点は、 府総の白観を 事務

1157

0 つ酸 阳 场 い告点

付 利

EJ.

鈴 H わ 01 老葵 な煙定 4 の関係 がい 法 E 概 枧 現行 lst 贬 対 SIT 法 0 標本 は 的

2 の年 問を 26 掛 対 艇 9) 13 有 AE 法通り 0 30 热網 800

るという方向にもつて行くのが正しいと思う。

錢 件 10 適用 ては万 桥 0 が死死 3 H AL.

批 射幹軍 なの 规

小安員長 被告 録解を招き易 倒の 満用を排除す

台 排除 1 此母

图解安員 一条の 適用さ排除 被の人 13 しても、 公判徒 割に不 となるべ 都合江 き事 2 いと思う 女につい て仮 仁自 62 30 3

判決の言腹にあたっては、証拠の課目を掲げるの

衛易手続によるる

であればある程、

それはなお

团隊安員 思う。 数判所不 ける 短期 片村 理の比 0

事は切っ

ES

二年

用寒口

二五年

1163

歌 に替 司奉命 PK. 13 栋 17 ~ ではな 12

微

有尾で その点を 3 Pa 學 泛 80 8 (4) 哲 #1 成で 14 刑事責任 张 015 (3) 会 立て 部 8 かって 2

自自仁 0 12 12 保する 級門 全部の 0 8 去 する 利は 供述 Mi 凝 意 和 14 50 35 D/F 图 di. 8 2 で有 世 25. 8 聽送 した場 50. 照却の 4 使う 3 東也

193 ので 80 1 な極場 世界有然分 主義を 25 る無質では

平安英

段

被多人

気だけで

平姓に乗せる

してはどうか。

俸知版

200

犯罪事実の

团靡安员 どう かと思っ 世甲 問 全部 15 て今 00 にも 焰 4 限っ Mar. 施 楽せる 01

11: 封鈴馬. 方向 事件 45 85 牛 眨 世世 5000 る事 件 真の 台 本 T 理想的 名 起來 主義 な物

安哥花 妈跑 4 億 適用

1165

う意見るでて その点につ

対象

团務央員 とになると思っ 谷度人 たの 野にそ しば 2 4.77 34 な病 日本 午焼か

异 安英, 原學に 植 * 17 2 8 si. 年 智精 佐湯

件 水路 3 12

馬場安員。 白があ 12 10 五 株 N. 12 is: 日ると も思うが、 ・せつ 4 ×

6) 林 -証処書類 50 193 统 延延物の展示

万

法に

よりな ぎになる その内容の 葵 皆も告げ 44 とい うことになると、 行き過

12 12 技

の九点

世 のよう な規定の 簡易 し方をしてみて 適用の はどうか、 い事件の 松 判所法 16. 三大 祭城二 順端二号

手続し 留保付 推題の う夫 弁護 会回 将别 の陳近日 絕対及 公利平 村の 絶 表现 400 その話の 衛易公利 3. 1167

9 M 九九 8 恋 0 乃至端 字 に改め 口改 2

団藤紫を可決したことにする

(17) 経済富の構造」につ

廣井幹事. 42 村事務獨不

珠 苦 1150 販 不同 龄 の変調整

粉木一番一安華 まだしも 刑 苦 To 100 \$0 No 100 班 曲 五 00 る場合の課意なしの聴明は、 255 明 12 夹 ሎ 上 四数 てある。 きわめて 本实疑 はを理由とす 四種であ ると思う。 3 場合

論 終結 5: 成立 改 M 权 密升油 终 課 結前 明 13 30 元 にことは 100 8 職会

粉 11 t 点に 関係に 191 红斑 12 10 問 Tu. R 級と 沈 验 (123) ゆをつ 12 (127) 関す

1169

1168

9 14 の範囲 额 既に を使め 疫が審で 迷大の 野 N. 老のな 換 * 62 のであ 磁故器の 筋局 冬の だし 100 95 13 15 英 関係 3 2 极 からで thi

63 て書 列の殿 李葵 外に使ったま 事務局等の 私の果では 0 你兒 と双方 B 刑 201 35-8 かに 一场 05

灰の支摘をす (岳) 安員 との日 として 結果に基く検要官及び 被 告人を出版させなけ 事務獨架の 弁理人 五」の前 の安論を許さなけ ればならない。 告回案 断たな 前 取調名

15 田安氏 であろう At. 時の 膜 会 14 法 * 颜

田雅安更、 紋經器的 食を与えるように 20 鈴亦(卷) 安曼の 61 10 00 るか るのがよいと思う。 印意見には賛成であ 一」を掲げでお 次に 事得局案の くことは 「ニュン 步遊的 級意味 あるが 古人 る行論 れでは全く 00

出神命市 何実につ いて明 5 経時題意務の記載事冊は変え名ことにな

40 田委员 新五な紅鄉又 HT. 動 たな事実を書きか 之得る

100 財幹事. 概 校 の性格 两条 8 杨

1171

1170

一般安良. べうるの 5. 一番升崎 そうすると、 终結後 少年が成人 苗でナ 港を適用 て被刺すること な場 4 25 は全人無意味な を日日 リ馬

田

-8 島幹事 おき 条の「若しく 死義 真安発見な 新たな事 実の にな R する 社会正 到江 、杨 40 1 節の 料所 かような規定をおくつ 要 热 中に苦しく及する場る 推事 でと とも方く 4 波衛 AL 告 47 な性格 2 と確保 法

杏 田安英 する必要はな 年が いと思う。 150 この意味に 级; おいて、 4 13 事 吳少事後獨的な性格は 实族 にとなる と思う 残る

进 射幹事. 現行法 な場 三九三条 本实審 までの 種の開始決定をして、 规定は は 4 初せ 85 から極時趣意書に 断たな話題を動 にして おげら 20 12 綱 E. 判析 4 T. いうの 自判

の田田の

安豆 形成名としての 及む法三八二条の中に折り込んで 機器的姓品を と思う 性格と 結後の 示談であるか 日本の その上で命 これを解 こは国教であ 生 36 強が性格を ると思う。 範囲も 性将し 遊坊塞で 一曲田 17 梅 といるの 妳 6 R. 1173

以我氏。 此外明度は 実高理と 祖法当 松古 つて遊 かし、 大高院は 上告局之 ある。 して最 立刻 雅 13 原則 出では 於原則 両者の 编 취 44 とが 能 2

40 るための 職推に 15 版和

のっさ 1118 複像に生 但書 12 13 反対であ

ころは な記録 い将来 は削除 0 うない 空所器を建器的に変える 上告審及 人明度の 部の 強化というこ 番との 統務を の実情 8 粗 7

ことはどうしても必要であると思う。

して控結番 事实误 行く 既に 與発見 MONEY 新华港 能 矢部 高

於事. **水岩** あった場合について うたのである。 が論じられて来た答であ 致っ の構造につ 服を到るこ 一」はそ な場合には、 そうでなか 威権でこれを取り 15. おいてき 検察庁と かけい しては 調べることが 新延振と取り網で もつと主張 166 本者 0 たい点もあ 度の改正

野幹事 題う. 14 H. 舜 安 黄 era. 竟死 分弁 渡 大会側の 要求と

桜 由 事実認定を争う 88-8 松 許審におけ あるかに 樂 ものに限るこ て味る 经 极 0) たい あ 一件 好 倫 纪绎 結後の 報事実の 強 杯 3 瑕. 利至 九 [82 網を 7 = B B 堤め 3 模 6) 但 17 ある。 優か には 寸. 及対で 整飾 17 弹力 5 8 极

問釋 ないと思う。 安 ことはできな 整排傷 上去書店 00 横边 現在遠塞審察及び判例統一 一亩 から上告審までの 松踏衛に 全体を の関係 法今解釈と もあっ 34 白わせ 述ロロ 五条を なけ 机 動かす 世 6

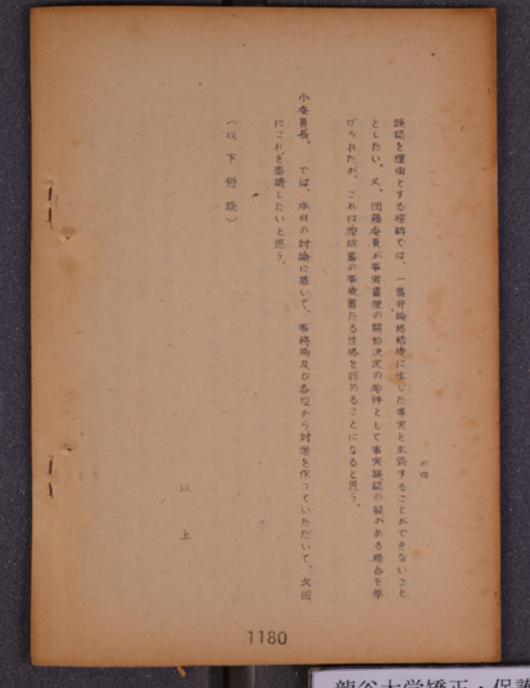
1177

出

実の 4 唯実に影響を及信 要件 事務場の 決定が 12 発来の 12 法今の選及が 判決に 全面的に総號署 35 (1) るときに取るこ 事实改誌又は 量刑 不当の 疑 一つの方

問 務 马號

田安



但し、 日

1181

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center-

ニナハ 控訴審の構造

上訴权放棄制度についてへ第二十四)

五十二 路式命令手

五十成

十大年九月二十七日御会で配付された利華訴訟法改正の問題矣の 刑事法部会小委員会で取り上げることを決定した問題員の番号、

100 養鍋以上の実刑に処する判決の食告があっ 勾留期尚更新の制限につ た場合を減傷大〇条第二項但書の勾留期間更新

侧 に加えること。 法大口茶二項の改正)

あらなじ からければらんないものとすること。 保釈の於西又は勾留の觀行得止に向する場合と問樣、 へ送八七条及び九一条の改

勾留の取消(第四の八

公訴兼却、管轄道の場合の何智状の失効則及へ第四

無罪、免訴、利の免除、利の銀行語予、公訴兼却へ第三三八条第四号による場合を致く。

やの効力を欠うも

1181-2

1181-1

大田

勾留状の管轄

足域外によける就行(第四の十)

観の検索事務官又は司法警察職員にその旅行を求めることができるものとすること。 逆路路区以外で同盟武警察職員は、 心寒があるとさは、管轄区域外で同盟状を執行し、又

できるものとすることへ波七二条一項の改正)。 裁判長及 検事長に勾留状の執行を嘱託することが

利保釈について、第

であるとき及び被告人の氏名又は住馬のいずれかな明めでない 報告人が死刑又以無期此しくは短期一年 九茶一号及び五号の改正 以上の懲役石 日本日 权利保教を

げる場合を取利保釈の於外草田に加

- 被告人な五年以内に保釈を取り消さ れたことがあるとき。
- 被告人太多歌共同して風を紀 のであると言
- (II) (II) (-) に追加) 政産に不安を敬むしめ 被告人が、 の審判に必要な知識を有すると認め 足の裏相当な理由がある おる者の身体又は 八九茶

蘭考、 会代表委員の望保附

保釈取湖 勾領就行得止取消につ 第五の

- 左の場合で保釈又は勾留裁行停止取消事由に加えること。 へ法元六条の改正し
- (=) [-] 保釈又口勾留の教行得止中に紀した際につき、勾留状を発せられ
- 日町産に不安を敬心し 人が被害者その他事件の審判に以窓な知識を有すると認められ お者の身体的 24
- 保政取者又口勾留執行群止の ~3~

~2~

1182

1183

催受留置処分がなこれた場合にお 被告人只対し保取若しく口司智の我行病 雅定留置起分が取り出と不又は難足智 した旨を告げて敬告人を收監するこ

梅巻ノ 勾領中 急速を要するときは へ目お

保权取消決党の送道につ 送達制度」を溶録する際に更に考慮する

勾引した姓人の身柄の処置(第六二)

最寄の警察者やの視過目な場所にこれを留置することができるものとすること(法一五三 采に一項塩加)。 同到歌の親行を受けた祖人を護送し又は引数した場合において必要があるときは、仮に

私人出頭費用の前払へ第六の二

召喚を受けた数人が出頭に要する費用 あらなじめ旅費、 日告及び報治料を支給す ゆこと

の全部又は一部の返還を合することだできるものとし、 又は塩密若じくは経害を極んだときは、前日交拾した費用の全部の返還を 一法一大四条に追加) 支給を受けた者が正当な理由がな 裁判所口、 11支給 した賢用

1185

盤足留置割及につ

- 英語置の期間は、 その執行を停止されたいのとすること。 四面中の被告人又日被疑看に対し 幻智期間とみなすものとすることへ法一大七條の改正) 館突衛置処外本なされ 但し、米块勾面日数の遊算の関係に たときは その期間中知治は、 ないては 覧
- の筋行を命ずることができるも 有を收容すべき病院その 鑑及必置処介の執行につ 他の場所の管理者の中出により司法警察取員に被否人又は級疑者 裁判所又以裁判官口、 又口級競
- 裁判所は、 既に炭めた臨良尚置期間を心要に応じ変更する

2 国選弁護人のために要した訴訟費用の員追へ等

圏選弁護人に支給すべこ乗用の全部又は一部を負担させないことなできるものとすること 法一八一条に但書を加える 員想更際の申立へ法第五〇〇条)

都松黄用の員担の光限手続へ第八の二)

- 訴訟委用 食困のためこれを完納することがで 訴訟費用の全部又は一部について (法五〇〇条一項) 大後二十日以内下 さるいとさは、 その裁判の執行
- とすることへは五〇〇奏二項)。

用を發掘させるこ

検察官以外の君が正式職判の請求を取り下けた場合には、

その窓に

となびたるものとすることへは一八四天の改正し

正式裁判取下の場合の訴訟費用の侵担(第八の三)

檢察官、檢察事務官又口司法警察取員口

被疑者の取調に除し、

h

かじめ破験者に対し、つ

供送起西权告知の劉度へ第九の一)

1187

1186

-単件につ 法一 41 八茶二項の改正) て供送を強要さ

起訴状患平

公称の異起はさかのは「てその効力を失ろものと 地方裁判所、 場合公前の変起のあつ 公訴を棄却し 五日 白ければなら いては、 又口因易裁判所 三九条四改 , Dien ? 項の改正し なく思

即時抗告をすることができる ものとすることへ張を云九条三項)

有罪の陳遂に基く簡易公判手がにつ

第二九一秦端二 ある皆を陳述し 利年続による皆の決定をすることができるら 第一項の快変があった事件に 項に是かる陳逐の機会に、 战利所口、 検察信及び被告人又の 裁判所は、第三0 のとすること。 送二九一 へ法コ 四条万至第三〇七条の規定以 一条の二第一項)。 〇無万至第三〇

この限りでないものとすること(法三二〇条第二項) 当と認 檢察官、被告人又以并機人不延與とすることに異議を認 つ大学件に めの方法で軽概摘をす へいては、第三二〇条の規及は ることができるい のとする ~9~

1189

簡易公 有葉で

1188

商易公判平統 議二九一条の正又召法三一二条 放判所は、簡易公判手続による旨の決定を取り清さなければならないものとする よる旨の決定がふつ 被告人及び并後人に異議かない場合口、この限り 老事件につ SME 許因の追加又以後更太行われた

公判手続を更新

上訴权故棄馴度に て一第二十四

暖四五九条万至三大一奏等の改正), 死刑の判決の宣 尺場合を飲 書面で上許

控訴者の構造についてへ第二十五

量利不当又口等実務認を理由 として道郷の中立をした場合には、 拉拆逐党書に、

得ない準由によっ びその経拠によってその事実を設明す ひんかいもの でき華葵であって頭の量度不省又な明上本に判決 て原器の弁論於結南に取断を納束すること へ送三八一条及び三 に影響を及ぼすべき事実の誤認 の資料を添附しなければ た軽便によって 民旨度 疫訴

の不当又に刺決に影響を及はすべき事実の振認を証明 については 第三八一奏第二項へ 動)又日第三八二条第二項八断 めに欠くことができないもの あらとすること。

しく口弁機人の請求により又は監权で事実の

疫訴数判所は、第三九二條の調査をするに

検展官

官及び开後人にその結果に基く 第四九三茶第一項へ 八法三九三奏

1191

1190

昭式合今年級についてへ第二十

法四六一茶の次に一茶を遊加)。 いて押り 略式命令の請求をする場合には、校を官太、 かすく説明し、且つ、公判審理を受ける权利がある皆を告げた上、 いて破験者に異議がないかどうかを確かめなければなんないものとすることへ あらかじめ 被焚者に対し、 昭式平然につ~か 路式手続に立

附するものとすること(法四大二条に二項として追加)。 略式命令請求書に口、 略式年続によることについて異議がない目の被疑者の同意若を添

法四大三条に一項を追加。 ていないと認めたとさば、 裁判所は、前項の同意書水提出されていない場合又は検察官が一、 略式命令請求書の勝本の送遅は、これを塞しないものとすること。 波四六一茶二項を削除し 通常の規定に従い、審判しなければならないものとすることへ 但し に見める子紋を行つ 法第四六三条

の現実により蘇判する場合には、一般の例によるものとすることへはニ七一条一項の改正」 後四ヶ月以内に被告人 略式命令の請求なあ 我利所口. ないかされない 一 尼事件へ回、 公訴を棄却しなければならないものとし、 の但名の事件を除く) とされ、公路の提起は、その効力を失うものとし、 いては、 その命令が請求 路式命

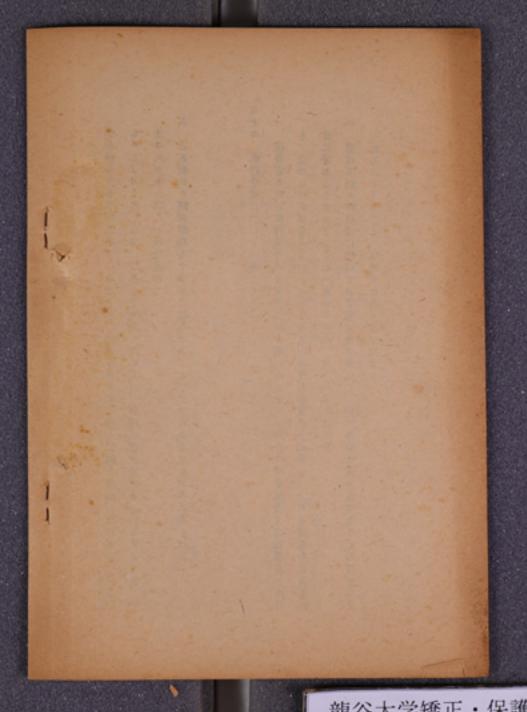
法四大三条の次に一条を追加)。 ものとすること 今が検察官も告知されているとさば、 なお、これらの決定に対しては、 昭式命令を取り減し公訴を乗却しなければならない 野時抗告ができるものとすること

正式裁判の請求期間を十四日に延長することへ法田六田条及び四大五条の改正)。

銀行手続についてへ第二十九)

律に全力 検察官が利の執行股為の表更又石羽 ないものとこれ (法四七四条. の犯行得止を行う場合に按事然長又四枚華長の許可 ている現在の規定を削除し、 四八二茶の改正) これを検察方の内部記

ての官服公告を廃止し、 九卷一項の改正」。 制に命令で突出る方法で公告了れ四是



龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

聖 延 殊 投の 0 15 ms 否 間 及

0) 0 0) 0 变 - 四 数 左 0

T

右

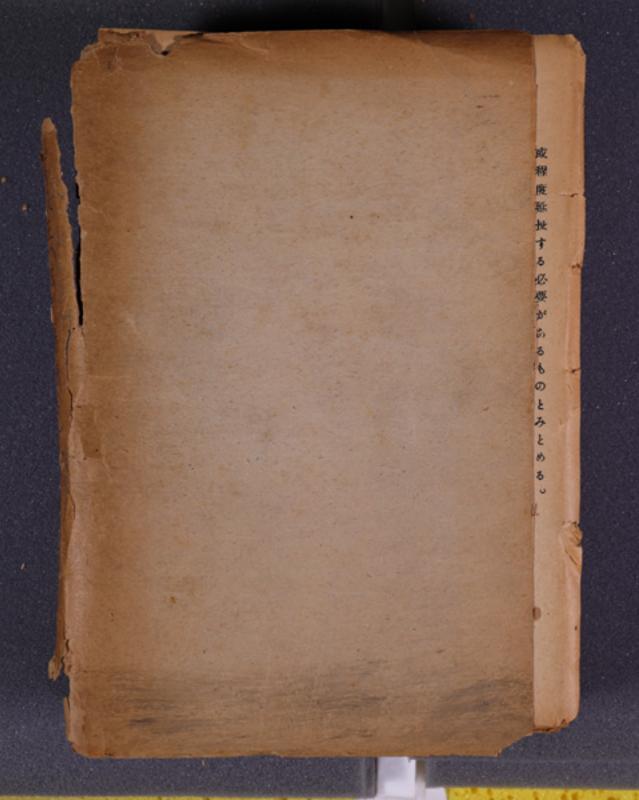
CF

0

東脚

京す





龍谷大学矯正・保護総合センター

Mynkoku Corrections and Nebabilitation Cent